

主上御米

先日來問部侯より被ニ差上ニ候御書取之義に付、天氣如何に被レ伺候。庶々殿下より御奏達に相成候に付、主上殊之外御解させられ、被レ仰には此様子にては、堂上之面々是迄心得違いたし候段、不ニ容易ニ候得共、此事關東より表沙汰に相成候ては、夫々家に迄疵付可レ申、左様に不レ宜候間、何とぞ銘々より罪狀申出、此方にて、相應之咎め申付候はゞ、可レ然との御書に付、殿下(九條關白)御沙汰被レ遊候ては、不レ宜に付、所司代え見込御尋之上にて、天氣御伺可レ被レ遊との御事之由。

反對派言

果して主上には前文の通り在らせられた乎、否乎。是亦何とも明言の限りではない。但だ從來正義派の言議のみが聖聽に達したるに、今回は其の反對側の言議が聖聽を占斷することとなつただけは間違ない事實だ。

酒井氏の態度

一 若州侯(酒井忠義)より三浦七兵衛を以、被レ仰候には、此度又々關東より御沙汰有レ之、何歟諸司代に而、惡謀之所持に而もいたし候様思召候哉、兎角若狹守様(酒井忠義)之御赤心相通し不レ申逆、申分被レ致候に付、貴兄

(長野主勝)之御答方委細被ニ仰下ニ夫々御尤に奉レ存候。一旦惡謀方え御取入被レ成候事も、詰り關東之御爲筋に相成候様之御取計に候はゞ、關東より彼是被ニ仰出候譯には無レ之儀と奉レ存候。此れにて見れば如何に酒井所司代が長野其他井伊側から、猜疑の眼もて見られてゐたか判知る。

【七九】 問部使命遂行の報告書(一)

問部宣達
拜受報

既記の如く問部詮勝は、十二月晦日參内し、宣達書を拜受した。(參照 六五)今も同人が晦日認め、正月元日卯上刻(午前六時)出、同七日申上刻(午後四時)到着したる書狀は左の如し。

今晦日參内被ニ仰出、於ニ小御所(九條關白殿)并傳奏廣橋大納言、脇座に而別

紙之通、今般御使勅答、關白殿被ニ相違一候間、委細奉レ畏可ニ申上旨、御答申述候、右に付私歸府之節、本書は持參可レ仕と奉レ存候、依レ之寫に而先今便奉ニ申上候、右に付而此後御取計振等之儀、私見込之趣も御坐候間、後便可ニ申上候、差急先此段奉ニ申上候、宜被ニ仰上可レ被下候、田安殿(將軍後見)えも、御吹聴被ニ成下一候様仕度、此段宜奉レ願候以上。

十二月晦日

尙以萬里小路前大納言不參に御坐候以上。

而して所謂る勅答の書付は、既記「參照 六五」の通りなれば、此處には省略する。

問部報告

此れと同時に、問部からの報告書が發送せられた。其の全文は、左の通りだ。當春爲ニ御使一堀田備中守被ニ差登、亞墨利加條約一條委細及ニ言上候處、神州之大患、國家之安危に係り、誠に不容易、奉レ始ニ神宮、御代々被レ爲レ對

争端開始の恐れ

恐多被ニ思召、東照宮以來之良法を變革之儀は、闔國人心之歸向にも相拘、永世安全難レ量、深被レ惱ニ竊慮、下田開港之條約以後、假條約之趣、御國威難レ立、諸卿群議にも、後患難レ量、猶御三家諸大名再應衆議書而を以申上、且條約之義も、不レ被ニ仰上前に取結候段、恐入被ニ思召候へども、其砌魯西亞、英吉利、佛蘭子等、追々渡來仕候に付、假條約御取結無レ之候而は、跡々之者共御取扱方御六ヶ敷より、不レ得ニ止事、條約調印迄に相成候儀等、委細其節之次第柄、内外密事等迄及ニ言上、殊に不容易一隱謀有レ之哉に而、堂上方其外え種々之手段巡らし、外夷一條爲レ及ニ混亂、其機に乗じ隱謀を可ニ相違、内外にも相聞へ、内亂を引起、非望を希ひ候隱謀之向有レ之、實に内外大患を一時に可ニ引起、萬一争端を開候はゞ、三百年に近き太平忽紊亂之世と相變、可レ被レ奉レ安ニ宸襟一期も有ニ御坐一問敷、自然關東之御力に不レ被レ爲レ及、譬大藩御守護申上候とも、戦争と罷成候而は、乍レ恐皇居御安穩可レ被レ爲レ在様無レ之、戦争敗亡之後條約取結候様相成候はゞ、

既に清國同様之姿、夷人十分之所置、願通に不_レ被_二仰付_一候前は、承知不_レ仕様成行に、温恭院(將軍家定)様御配慮被_レ爲_レ在候旨及二言上_一、其他掃部頭初同列共心配之趣意、竝軍艦銃砲御全備に不_二相成_一内は、必勝之利無_レ之、假條約之通、御開濟被_二成下_一置、追々右等全備に至候は、思召通り如何様共御國辱に不_二相成_一様、御取計方は、幾重にも可_レ有_レ之旨、精々盡_二丹精_一、參内之節も、愚辯之及だけ申述候。

以上要約

以上は總括的に間部が朝廷に言上したる所のものを約説したるもの。今更ら其の事實の相違、其の見解の不當などを指摘する必要もあるまい。要するに(第二)は條約反對者は内亂を企つる隱謀者である事。故に條約に反對するは、此の隱謀者の術中に陥りて、日本を大混亂に擠す事。(第二)條約に反對すれば、外國と戦争せねばならず。一旦戦争に及ばば、皇居の安全を期す可からず。而して城下の盟をなすに於ては、如何なる外夷の要求にも應せねばならぬ。以上が則ち間部が朝廷を脅制したる言説の骨子だ。而して此れは如何程まで成

間部言説

力付けの事

功したる乎、知る可からざるも、此の言説を有力ならしむ可き他の事件を記憶せねばならぬ。それは先づ梅田などの處士を逮捕し、やがて鶴飼父子、小林其他の大名の家來、それから公家の家來に及び、やがては公家に及ばんとするの氣勢を示し、遂には主上の御身邊に迄も、其の飛沫が掛らんとする有様を來したる一事だ。

【八〇】 間部使命遂行の報告書(二)

聖上思召

間部の報告書は、更らに下の如く續いてゐる。

其後九條殿より(十一月十日)以_二若狭守(酒井忠義)_一被_二仰聞_一候には、奏達之處、不_レ得_レ止事情とは被_二聞食_一候得共、猶竊慮は當春以來、不_レ被_レ爲_レ替、唯々貿易取結御免に相成候。而は、譬五六年は扱置、一日に而も夷人と國民馴合、

貿易商館相極候時は、去る六月伊勢へ公卿勅使被_レ發遣_一候節、宸筆宣命之御趣意にも齟齬致し、中々以容易に御聞受可有_レ之御姿無_レ之候間。

以上は朝廷の思召を云ふ。此れは全く其通りの思召であつた。

調印次第

即先般申置候通り、一體外國御取扱方之儀、容易之事には無_レ之、關東において御沙汰之通相成候義に候は、斯迄御心配は不_レ被_レ遊、假何様之譯柄有_レ之候共、重き勅諭之義に付、如何様にも御所置被_レ爲_レ在、歡慮相立候様被_レ遊度思召に有_レ之候得共、追々英佛渡來之期に至り、和戦之_二道御決著之境に付、御累代御委任之御場合を以、御決斷有_レ之、併被_レ仰上_一無_レ之、調印相成候段は、御斟酌被_レ思召_一温恭院様(將軍家定)深く御心配被_レ爲_レ在、被_レ仰含_一候御趣意、此程申上候通り之次第。

委任政治の變更

「累代御委任之御場合を以、御決斷有_レ之」と云へば、無届にて調印しても、何等差支なき筈ではない乎。乃ち此處に徳川幕府の弱點が暴露されてゐる。所謂委任政治の原則は、阿部正弘の執政時代に、全く變更せられた。されば今更

ら委任政治などを持ち出すべき時機ではない。然も若し強ひて之を持ち出さんとせば、朝廷と正而衝突を覺悟せねばならぬ。此に於て間部は強ひて此の原則に立ち戻らんとせず、却て外國との開戦の想像説をもて、此の難局を糊塗せんと試みたものであらう。

條約引戻の困難

殊に双方調印爲_レ取替_一候假條約引戻候義は、逆も出來難_一仕、只今引戻し方之儀、如何様及_ニ談判_一候とも、決而承伏不_レ仕、今般御沙汰之次第に而は、條約を破り、戦争を仕候様にと、被_レ仰出_一候も御同様之儀、此方より條約を破り候は、彼に名有て我に義なく、各國舉而不信不義之名を唱_一軍艦差向候は、當時船砲も不_ニ相整_一、無謀に兵端を引起し候而は、勝算無_レ之而已ならず、三百年に近き泰平も忽_レ亂世と罷成可_レ申、目當も無_レ之、兵端を開き、得失輕重何れ之所に可_レ有_ニ御坐_一哉。

以上は朝旨を遵奉すれば、兵亂を惹起すれば、國家の不利となるを云ふ。

引戻の危

警夷族を帝都に可被召呼一勅諭出候共、國家之御爲不ニ相成ニ義は、御奉行難レ被レ遊、既に假條約爲ニ取替ニ相濟候上之儀に付、何様御沙汰御坐候共、當節引戻方之儀は、内外危難を招く儀に御坐候、強而引戻候には、戦争と覺悟仕候、外無ニ御坐、然る處軍艦大砲之兵器全備不仕、諸大名連も同様不ニ相整、上下疲弊之折柄、如何様神國之勇武を振ひ、及ニ戦争一候とも、彼は年來實戰に事馴、軍艦砲器自在を得、同盟之國々申合、御國四面之海岸へ、軍艦數萬艦差向、放火亂妨に及候、節は、御國一ヶ國に而萬國を相手に引受候儀、差當り只今之防禦さへ手段無レ之、其上隱岐、佐渡を初、海中孤立之島々は、忽彼に奪取られ候場合に至り候は、皇居も御安穩可被レ爲、在様無レ之、億萬生靈之難苦如何計に可有之哉、實に其患害難ニ申上、「軍艦數萬艦」など随分誇張の言を弄したれども、兎も角も戦争の禍害を、十二分に朝廷に徹底せしむ可く、斯く無遠慮の言句を用ひた事であらう。但だ問部の目的は、如何様にもして、條約調印に付ての申譯けと、其の調印に付ての

問部の方

勅許を得るとに外ならなかつたから、其の方便として、上記の如き言辭を臚列した事であらう。

【八一】問部使命遂行の報告書(三)

問部の報告書は、更らに左の如く續いてゐる。

幾應も諫

戦争後終に和議を講じ候は、十分之條約取結、雜居は勿論、地所貸渡、彼が意に隨ひ不申而は難レ叶、清國之委荒増申上、乍レ恐幾應も御諫奏申上、當節無ニ餘儀、次第被レ爲ニ問召分、往々叡慮相立候、様取計可申。公武御合體被レ爲レ在度との事に付、當六月(安政五年)伊勢へ公卿勅使被ニ發遣一候、節、宸筆宣命之御趣意にも、齟齬致候段、何とも奉ニ恐入、叡慮之處、御尤之御義奉レ存候得共、關東之情態、倨傲不遜など、事々敷申觸し候、者有

之、妄言虚説等、漸々天聽を汚し、候哉之趣、相聞へ、悉遂二吟味一候はゞ、重罪に當り、候者も不レ少哉。厚き叡慮も却而御趣意に振れ、候義と、實以奉ニ恐入一候義に付、嚴重吟味仕、明白に入ニ叡聞一候様可レ仕、京關(京都、關東)共に、此節追々吟味取掛り罷在候、云々と迄申上候段は、先便申上置候處。

其眼目の

此の一段「嚴重吟味仕、明白に入ニ叡聞一候様可レ仕」が眼目だ。乃ち此にて聖聽を聳動し奉り、一般正義派の心肝を寒からしめ、彼等をして遂ひに屏息せしむるに至りたるもの。此の手段は、井伊側の立場としては、全く其計畫が圖に中りたるものと云はねばならぬ。(参照 六三、六四)

唐蘭同様取扱の事

今般別紙之通り、再九條殿より所司代若狭守(酒井忠義)を以被レ仰候には、亞夷之子細能々分明に御承知に候得共、皇都近國大坂出商賣丈けに而も被レ止且夷人雜居遊歩等、總て唐蘭(支那人、和蘭人)同様との御趣意に而、人民馴合、邪教傳染之時は、神國之風俗も、自然と崩れ易く、其時に至り、悔候事眼

前に有レ之と思召、是非唐蘭同様之取扱に可ニ相成一樣と被ニ仰出候趣、尤先々之儀は、極密之儀に而、内々九條殿にも御内含有レ之候儀、筆頭を以難ニ申上筋合に御坐候、尙私歸府之上、篤と可ニ申上、委細別紙之趣(参照 六五)被レ遂ニ御一覽、御承知可レ被レ下候様奉レ頼候事

十二月晦日

以上が則ち問部から、井伊大老、太田、松平(乗全)、内藤、脇坂の各老中へ連名の報告書だ。

天下の大

此の報告書を受取りたる井伊側は、固より此にて一息を嘘きたるに相違なかつた。彼等は如何に委任政治を振り翳すも、當時の大勢に於て、違勅者として、天下に立つ譯には至らなかつた。彼等の勤王心が濃きにせよ、淡きにせよ、朝廷を無視して、對外政策を斷行することは、天下の公論が之を容さなかつた。而して彼等と雖もその之を容さなかつた勢を看過することは出来なかつた。されば如何なる手段方法を以てしても、兎にも角にも日米條約調印に付て、勅

井伊側必需の要件

間部拜領

許を得るだけのことは、彼等に取りては必需の要件であつた。然るに今や間部が之を得たりとせば、井伊側に取りては、此程仕合の事は無かつたとせねばならぬ。されば安政六年正月十一日附にて、宇津木より長野への書中にも、
 晦日(安政五年十二月)には、間部侯御參内、諸事御事濟之上、恒例御拜領物之外、御格外之思召を以、眞之御太刀御拜領被成候旨、妙滿侯(間部詮勝)より爲ニ御知有之。殿下(九條關白)よりも島田(左近龍章)を以、御皆濟にて、於ニ關東一も御安心之御事に可有之旨、貴兄(長野主膳義言)より御申上相成候様申來……御滿悅被遊候。間部侯よりの御狀……大晦日に萬端濟に相成候。趣之御狀、去る七日に著致し、御安心被遊(井伊直弼)恐悦不_レ過_レ之、誠以難有、貴兄(長野)之御胸中、嚙早と想像仕候。

全く此の通りであつた。然も此れからが君側反對黨退治の一件が、更らに開始せられねばならぬ。

第十四章 主上周邊一掃策

【八三】 主上周邊諸臣の危機 (一)

主上周邊一掃策

恐れながら、主上からは、既に取る可きものを取つた。此上は主上の御周邊を一掃することだ。一掃には誰しも異論はなかつた。但だ酒井所司代側では、苟も鷹司、近衛、三條等の諸臣が、自から引退すれば、必らずしも其罪を咎むる必要はあるまいとの意見と。長野主膳等は、彼等の引退は當然であるが、その先決問題として正邪分明の爲めに、彼等の罪は正さねばならぬ。即ち自發的の引退もさることながら、それには自から其罪を識認し、其過を悔悟するの實を擧ぐる必要があるとの意見だ。而して間部は固より長野等の意見を容るゝの外に仕方がなかつた。乃ち此の如くして主上の御周邊には、逾よ一事件の出來を期待せらるゝこととなつた。

注意人物
致の江戸拘

處士は固より正義派公卿の諸大夫、諸臣の注意人物は、それ〴〵竹輿にて江戸へ拘致せられた。左なき迄も皆それ〴〵吟味せられ、若しくは吟味せられんとしつゝ、ある。今は剩す所唯だ堂上の正義派だ。而して其中に於ても、特に注意人物の一人なる前内大臣三條實萬の如きは、既に安政五年十一月十一日淀の民家に屏居した。而して應司父子、近衛、何れも皆な其の禍の身邊に迫りつゝあるを自覺せずにはゐられなかつた。

今ま三條實萬の淀なる民屋に於ける「幽居日記」を見れば、

三日 (安政六年正月)

一、豊前守(三條家諸大夫丹羽豊前守正庸) 武邊呼出事、舊臘廿九日歸京可ニ差出一旨届之。卅日午刻呼出頭、如例吟味中、役所止置之旨也。又家内書類檢知與力方之者罷向、兼て用意候間、無子細一文書少々持歸り候云々。(原注 豊前守膽量長大、尤可觸忌諱一事用心云々。其上如何體及三嚴科一共不厭、必可安心之旨返々申置旨申之云々、神妙々々)

丹羽正庸
呼出さる

丹羽正庸は、三條家諸大夫にして、江戸に下り、水戸人士と交際ある一人だ。

(参照 安政大獄前篇 一〇四—一〇六) 彼が幕吏の爲め吟味せらるゝは、寧ろ晩さに失すと云はねばならぬ。尙ほ同日附の日記に曰く、

富田織部

一、富田織部廿九日歸京、卅日届之處、未ニ呼出一元三之間無ニ其儀一ば、若明日比可有沙汰一歟云々。

富田も亦た三條家の諸大夫だ。如何に其の身邊に刻々幕府の手が迫りつゝあるかを知る可しだ。尙ほ同日附の日記に曰く、

水戸齊昭
入京の噂

一、則精(三條家臣入江駿河守) 密語之、水府老人(水戸齊昭) 鷹司家え遁隠之疑有之、武門之士十四五人、彼家え推參及尋問、若強而取隱置之上は、闖入可ニ搜索一之由申之。彼家人所答、決而無ニ其儀、若有疑者、直に家中十分可レ有吟味、其上不見付一ば、如何可ニ處置一哉。尋問之處、其返答不慥、不及探求一退散云々。甚奇怪、實否難計。若虚誕歟、今時浮説多端難信。若爲ニ實事一ば、可ニ彈指一也。如此之時勢、當家家中所在文書盜人之恐有之

人心恟々
察すべし

歟。甚苦心之旨申之。予來此亭之前、悉皆納錠付擔筒、於散亂之憂、
 は無之。但猶堅固可有守衛、其擔筒在所申含置之、可收置庫中一歟。少
 將(三條實美)相共宜計旨申付了。實に苛政之甚可恐可嘆。
 とある。當時水戸齊昭は、幕譴を被りて、安政五年七月五日以來、江戸駒込邸
 に屏居中だ。如何に神變不思議の術ありとて、其人が京都なる鷹司邸に隱匿す
 可き筈がない。然るに斯る風説が流行し、幕吏の手先が、其の探索に鷹司邸に
 出向くなどとは、實に驚き入りたる事。所謂「今時流説多端難信」、水戸齊
 昭隱匿が浮説ばかりでなく、彼を探索に鷹司邸へ幕吏の手先が出向うたりと云
 ふも、亦た單なる浮説かも知れない。但だ斯る浮説の流行する、人心恟々の模
 様が推察せらるゝ。實に苛政之甚可恐可嘆の一句、能く之を道破して
 る。

【八三】 主上周邊諸臣の危機 (二)

形勢不穩

危機は日一日と迫り來つた。三條實萬の幽居日記に曰く、

九日(安政六年正月)

亥刻許(九日夜十時)有叩門戶者、從京師一人來云々、駿河守(入江)參上、
 依有急事所來云々。即面之密談條々。
 一至于今形勢不穩云々。少將早速可來訪之處、彼是思惟之、避嫌疑
 延引云々、尤可然。

此れは急用ありて、家臣入江駿河守夜中入來、而して實萬の相續者少將實美
 は、嫌疑を避けて、故らに來訪せずとのこと。「依有急事所來」の一句にて、
 其の倉皇の狀が想ひやらるゝ。

一 式部丞(爲恭——冷泉爲恭)一昨夜(七日夜)來申趣、太閤(鷹司政通)右府(鷹司輔
 熙)等落飾、被願行、彼家司加納繁三郎(公事方與力)亭へ行向有談合之事

太閤右府
落飾願ひ
調査

等云々。少將(三條實美)聞之忽驚存之間、爲尋眞偽、則精(入江駿河守)向鷹司家、内々面于家司青木、問其情形之處、其分無相違。

此れは冷泉爲恭が、三條家へ來りて、鷹司父子の落傍のことを告げたから、三條實美が家臣入江をして、鷹司家に赴き、同家の家臣青木に向て、其の眞否を質さしめたといふことだ。

三條實美 近衛氏訪問

太閤(政通)には永在職、至當今奉補佐之處、不行届被恐入候。右府(輔照)も彼是見込違事有之、旁被恐懼候間、太閤被願落飾、右府當官辭退、且同落飾被願之旨決心に候。於左府(近衛忠照)同前敷之由、令察之間、以便宜可中尋之處、却て及轉傳漏泄如何。仍少將(三條實美)今朝(九日)向左府亭而調、事々談合に候。被示趣、甚不容易。小子(實美)別居之事、被聞及、可被見訪之處、被避嫌疑無沙汰。宜被申云々。

此れは三條實美が、親しく近衛邸を訪問して、其の進退の事を聞いた顛末だ。

關白の辭職 理由

且左府(近衛)進退之事、兼而有思慮之處、右府(鷹司輔照)進退之義被談、執柄之處、可爲如被申入、但左府にも可爲同然歟。然ば一緒に可有沙汰旨被示云々。仍此事被諷于左府之旨從右府被申入云々者、於左府無左右可有決定、即以使被談于執柄之處、於尋常之儀は可被止之處、於此度之儀者、甚は心配被存候間、可爲其分、早々被申出候方可然。於遲引は、從關東嚴重可申來一歟。

此れは鷹司輔照が、九條關白に其の進退の事を聞いたところ、關白は近衛左大臣も、同様たる可き旨を諭されたから、近衛も亦た其事を九條關白に聞いたから、關白は尋常の事ならば、辭職を思ひ止る可き様取り謀ふが、此回は事が事であるから、速かに辭職願を差出す可く、左なくば關東から、如何なる嚴科を申し來る乎、知る可からずと慫慂した。

近衛辭職 理由

且又左府(鷹司輔照)口狀、見込違之事等有之旨被申入候處、彼是之意義被申入候ては不可然。唯一圓所勞にて被申可然。然諷諭に候。左府此儀甚不

服之趣、乍去於今は不能、是非、早速當官辭退事、被附于職事云々。其上落飾被願申之旨、所存云々。
 以上は近衛忠熙に關する事。彼が辭職願に「見込違之事等有之」を理由としたるを、九條關白より單に所勞を理由とす可く諷諭せられたが、近衛は不服ながらも、之に服從せざるを得なかつた。

【八四】 主上周邊諸臣の危機 (三)

實美の代
入江駿
州

三條實萬の幽居日記には、尙ほ下の如く續いてゐる。乃ち鷹司、近衛等の落飾引退の事からして、
 於三小子(三條實萬)及遲滯は、時宜定て不可然歟。此等之事早速少將(實萬の副子實美)可來申之處、依前件之次第以則精(入江駿河守)令申之云々。

實萬豫て
の覺悟

以上は實萬の子實美が、其の親しく偵察した事實を、來りて報せんとしたが、嫌疑の爲めに、家臣入江駿河守をして、代りて報せしめたる大略だ。參照 八三、八二、

此事兼以所覺悟、於今不可驚。既舊臘欲申願之處、朝廷之時宜有之、令猶豫之儀、旁以早速可申出候者。明朝少將(實美)向關白許(九條尙忠)以家司可申入其狀。左府(近衛忠熙)談話之趣、彼是見込違事等有之、尤任槐前官後、公用周旋甚恐入候。於今は願申落飾之狀可申入。(原注 心事多端難盡筆端、只今日之時勢不可論義理、以三時宜可相計之外無術也)承諾之返答有之候は、早速武家傳奏え出願書一如先例可有商量、左右兩公(近衛忠熙、鷹司輔熙)被申之狀如何、有差ば不可然歟。承合可隨其分、遼遠之處、往反有隙ば、彼時宜不便歟、早速可有取計旨、少將へ可申入旨令答了。
 以上は三條實萬が落飾引退に付ての決心、及び其の決心を實行するに就ての順

老女村岡
の呼出され

序等を、家臣入江駿河守を経て、其の嗣子三條實美に申含めたる次第だ。
 則精(入江駿河守)談之、近衛家老女村岡武邊へ呼出云々、未曾有之事也。如
 承ば水戸留主居(鶴飼)親族之者云々。仍兩三度陽明家(近衛家)にて有る面會
 且封中傳達云々、其事之由也。尋問之上可返之旨被申立之處、其儀不整、
 男子同様留子役所云々、不便々々。此事左府(近衛)執柄(九條)へ勘考之事
 被頼申之處、於此度事は、不被能口入旨返答、甚々不快有、趣等
 左府(近衛)少將(三條實美)へ有談話云々、關白之所在不忠之至、可憎可
 嘆。

酒井の辭
職徳徳

此れは近衛家老女村岡が、町奉行所へ召喚、遂ひに拘致せられた事實、而して
 近衛家から九條關白に向て、其の調濟を依頼したるも、拒絕した頼末だ。「關白
 之所在不忠之至、可憎可嘆」とは、それに對する三條實美の批判だ。然も九
 條關白も、其實は如何ともする能はざる苦境に立つた事であらう。
 舊職令嘆願-落飾之義は、内密所司代之家臣觸、式部丞(爲恭)申示之旨有

賞萬遠懷

之、其子細從二關東-嚴重不-容易-義可申來、然ば朝廷は勿論、臣下重任之
 方甚、以不堪-悲歎-之義、可相及云々、於小子之身、尤不可然歎。於
 爰は小子見込違事等有之、爲恐可決進退-歎。元來之條理は世人所レ知、
 不可恥歎。一身屈撓可勘考-は、萬端可爲穩當-歎云々。
 以上によりて見れば、辭職勧告の本原は酒井所司代にあることが判知る。乃ち
 酒井が岡田(冷泉)式部もて、三條實美に諷せしめたのだ。此の形勢は間部入京
 以前から漸次に發展し來つた事だ。
 小子(三條實美)所存兼以可遂-素懷-之意有之、但非其期-は、却て可輕朝
 憲-歎。令猶豫-之處、於今小子進退相決て萬般可爲平穩-ば、尤爲幸
 甚也。且暫別居幽閉-之思有之は、旁可然歎とも相聞也。是亦本意之
 至也。當今嫌疑實以不可避、流言浮說等多端、歸于小子之身-歎之由、相
 存旨等有之、然ば遠遠之地(幸領分上津屋村に役之者之宅有便)可爲別居-思定
 了。

以上は三條實萬自身の述懐だ。彼は唯だ其の時期を待つてゐた。然るに今やそれが到來したから、則ち決心したと云ふ事だ。

【八五】 主上周邊諸臣の危機 (四)

實萬の辭職内相談

三條實萬は、酒井所司代からの勸告を容れて、既に安政五年の末には、落飾引退を決心したことは、既記の通りだ。〔參照 八四〕然も彼は其の日記に付て、更らに左の一項を書き加へてゐる。
前件之旨趣、事不輕之間、一族面々招寄令ニ談合、人々頻被奉申。是以有道理、然而今時非尋常、爲公爲私、絶不通情、適時之宜歟之由有之。一族之中熟得時勢之人は、強て不差止云々。然而卒爾申出、是亦拘ニ朝政之抑揚一ば如何。仍内々議奏之中第一久我右大將許以少將。〔三條實

實萬關白を恨む

美) 令ニ申入一之處、強て被ニ差留、其意趣難察之狀有之。然而正親町三條(當時議奏加勢也)懇情示諭、依ニ彼意一暫令ニ猶豫。(原注 此事内々所司代家來之使宜申來)方へ申達、所司代内諭決而不可露顯云々)然間朝廷之時宜如何。内々以關白可仰も、所司代之旨有之云々。依ニ其次第一朝臣進退平穩歟之由密々有承及事一等等。
彼は一度斯く決心したが、然も其の一族や、自餘の人々の懇情や、慰解にて、一旦思ひ止つた。

然處至今日前件之通、左右兩府(近衛忠熙、鷹司輔熙)并太閤(鷹司政通)等進退相決、太閤段々被ニ勘考一之處、左も無之ては不治平一儀と被ニ思決一由。忠肝義膽有ニ何處一乎、總而不可解。唯於今は可隨ニ兩府之進退一之外無之、且關白左府へ被ニ申入一趣、頻に催促之氣有之、是全關東之時宜被ニ恐事也。是亦雖有道理、元來執柄(九條關白)之所存と關東被ニ申合、且關白辭職事囑ニ左右府小子等。(參照 安政大獄前篇 六一一六九)被ニ報ニ怨恨一之意有之、事爲ニ現然、

互に責任推諉

然^{しか}以^て私^に害^をレ公^に、於^て臣^の之^の節^に可^く愧^は者^の歟^か。爲^すレ之^の如何^{なる}。此^の如^く三^條實^萬は、頗^す愚^痴を滾^とし、且^つ大^にに九^條關^白を恨^んでゐる。要^{する}に所^司代^側では之^を九^條關^白に推^はし、九^條關^白にては、之^を酒^井所^司代^に推^はし、何^れも責^任の譲^り合^ひをしたものであらう。されど其^の實^は九^條でもなく、酒^井でもなく、其^の張^本は、井^伊直^弼及^び長^野主^膳であり、九^條關^白も、酒^井所^司代^も、詮^じ來^{れば}、井^伊側^の筋^書の奉^行者^{たる}に過^ぎなかつた。

三條の決心

則^ち精^{（入江駿河守）}今夜^{（安政六年正月九日の夜）}歸^{（京師）}可^く報^{（余）}之^の答^{（云々）}。明日^{（之）}之^の商^量不^可レ遲^{（滯）}之間^{（急）}申^{（云々）}。尤^も可^く然^{（但）}、彼^{（是）}令^{（談）}合^{（旨）}等^{（有）}之^{（之）}、丑^{（寅）}午前^{（二時）}四^{（時）}の間^{（之）}發^{（途）}。

九條の催

此^の如^く應^{（司）}父^子、近^{（衛）}忠^{（熙）}等^{（愈）}決^{（心）}し、三^{（條）}實^{（萬）}も亦^{（た）}其^{（の）}決^{（心）}の報^{（を）}聞^{（い）}て決^{（心）}す。而^{（し）}て「關^{（白）}左^{（府）}へ申^{（入）}、頼^{（に）}致^{（催）}促^{（之）}之^{（の）}氣^{（有）}之^{（之）}」とあれば、九^{（條）}關^{（白）}から此^{（れ）}を催^{（促）}したものをらしい。然^{（も）}此^{（の）}催^{（促）}の裏^{（面）}には、亦^{（た）}九^{（條）}關^{（白）}を刺^{（戟）}したるものがあることを忘れてはならない。

井伊側
嚴重處置
要望

正^{（月）}十^{（一）}日^{（附）}、宇^{（津）}木^{（より）}長^{（野）}へ返^{（書）}に、御^{（諸）}司^{（酒井忠義）}之^{（の）}御^{（取）}調^{（は）}如^{（く）}仰^{（御）}手^{（弱）}奉^{（存）}候^{（自）}搏^{（一）}條^{（按）}（按^{（ず）}るに堂^{（上）}諸^{（卿）}の自^{（ら）}各^{（々）}を引^{（き）}て退^{（隠）}する事^{（に）}付^{（て）}、妙^{（滿）}寺^{（間部詮勝）}へ御^{（差）}出^{（し）}被^{（レ）}成^{（候）}御^{（見）}込^{（書）}之^{（の）}通^{（な）}れば、重^{（疊）}之^{（の）}御^{（義）}に候^{（へ）}ども、風^{（と）}惡^{（謀）}方^{（に）}而^{（て）}、手^{（弱）}き御^{（所）}置^{（と）}見^{（掠）}候^{（て）}は、大^{（害）}と奉^{（存）}候^{（と）}あれば、如何^{（に）}長^{（野）}、宇^{（津）}木^{（等）}の間^{（に）}於^{（て）}は、應^{（司）}、近^{（衛）}、三^{（條）}等^{（の）}諸^{（臣）}に對^{（して）}、嚴^{（重）}の措^{（置）}を要^{（求）}したるかば推^{（し）}て知^{（る）}可^{（し）}であらう。されば斯^{（る）}場^{（合）}に於^{（て）}、九^{（條）}關^{（白）}其人^{（を）}を怨^{（む）}は、恐^{（ら）}くは其^{（の）}標^{（的）}を誤^{（り）}たるものと云^{（は）}ねばなるまい。九^{（條）}關^{（白）}は固^{（より）}有^{（力）}だ。されど其^{（の）}有^{（力）}は、井^{（伊）}直^{（弼）}を背^{（景）}として有^{（力）}だ。

【八六】諸臣の進退と宸翰

鷹司太閤
落飾願

安政六年正月十日、愈よ鷹司父子、近衛忠熙、三條實萬の落飾願は提出せられた。

御口狀覺

太閤殿御儀兼々御病身被爲在候處、被過古稀御年齢にも候に付、御落飾之儀、御願被成度思召候。宜御沙汰被頼入候。以上。

正月十日

鷹司殿御使

青木右京亮

廣橋前大納言様

萬里小路前大納言様

雜掌中

近衛忠熙
願書

尙ほ左大臣近衛忠熙の願書は、左の如し。

左大臣殿御口狀

昨年十月御足痛且御逆上等にて、内覽御辭退被仰上一候後、兎角御同様御不快に付、御全快之期も難計思召候間、甚以被爲恐入一候得共、御落飾願被成度思召候。此段宜御沙汰之儀、御頼被仰入一候事。

正月十日

御使

小山 兵部少輔

鷹司輔熙
願書

而して右大臣鷹司輔熙の願書は、左の如し。

右大臣殿御口狀

昨年來御所勞之處、今に御全快之期も難計思召候間、甚以被爲恐入一候得共、御落飾願被成度思召候。此段宜御沙汰之儀御頼被仰入一候事。

正月十日

御使

高橋兵庫頭

三條實萬

前内大臣三條實萬のは、左の如し。

口状覺

前内府殿昨年十月以來、御所勞之處、今以兎角御同様被爲在候に付、御落飾御願被成度思召候。宜御沙汰之儀、御頼被二仰入一候事。

正月十日

三條前内府殿御使

入江駿河守

忠熙隨身

此れと同時に近衛忠熙は、

辭ニ左大臣隨身兵仗等之事

昨年十月依ニ足痛逆上之症、内覽辭申之後、今以不快、公事不能參勤、

輔熙隨身

鷹司輔熙は、

辭ニ右大臣隨身兵仗等之事

昨年以來所勞、不從ニ公事、今以全快之期難計、深恐懼之間、右大臣隨身兵仗等辭申度事。

此の如く彼等は、自發的ではないが、自發的の形式もて、それぞれ辭官、落飾を願ひ出でた。此れは正しく井伊側の注文に應じてのことだ。然も此の一事が、如何に主上の御心を痛ましめたる乎は、左に掲ぐる九條關白へ賜はりたる宸翰を拜讀すれば分明だ。

九條への宸翰

蠻夷之儀に付、去年十二月晦日心中氷解之旨及ニ返答一候通。〔參照 六五〕彌此上は關東と合體にて、早く夷族を遠け度念願而已に候。然るに左右大臣、三條前内府等自ニ昨年一稱ニ所勞ニ無ニ出仕。右府（鷹司輔熙）には、何歟武邊差支之由も有レ之歟。左府（近衛忠熙）には、自身稱ニ所勞ニ引籠、三條前内府も同

斷、殊に遠所へ退居候趣、聞及候處、今度各辭官落飾願出候。右は如何成事哉。元來神州之瑕瑾を深憂苦して、夷族を遠げ度、忠憤之志より大臣を始、人々心苦致吳候譯にて、大樹(將軍)へ對し、異心を夾み候筋には一切無之處、道路遠隔之儀、關東へは如何相聞有之、疑念未散歎に候へ共、去年晦日申出候通、彌以關東と合體決定の上は、他事は打捨、於關東役々も、早く疑を解き、國內平穩之所置、肝要には無之哉。朝廷にも大臣數輩永く引籠候ては、彼是差支候間、速に出仕候様致度、宜關白取計可被有之候事。

主土御尤もの思召

此れは主上の思召として御尤のことだ。既に公武合體、關東に對して御隔意なきに、關東からして隔意ある可き筈がない。過去をして過去を葬らしめよ。その爲めに京都諸大臣を追責するが如きは、決して平允の沙汰ではあるまい。されば主上が、九條關白に向て、上記の如き宸翰を賜はりたるも、決して無理の御注文ではあるまい。道理を云へば、實に斯くある可きものであらう。

【八七】 諸臣寛宥の宸翰に對する間部の上申書 (一)

九條間部に相談

宸翰の趣旨に就いては、九條關白は固より一己の意見にて、取計の出來得可くも無かつた。彼は直ちに之を酒井所司代を経て、間部詮勝と相談した。而して間部は左の上申書を差出した。

間部詮勝上申書

間部上申書

鷹司大関殿、近衛左大臣殿、鷹司右大臣殿、三條前内大臣殿辭官落飾被二相願一候儀に付、宸翰之御寫等拜見被二仰付一、委細酒井若狹守を以被二仰下一候趣奉二謹承一候。

先達中より右之方々家來等及二吟味一申口之趣、別冊之通に有之、就ては世上風説、其外彼是合考勸辨仕候處、夫々符合致し候儀も有之、御心得違之事共に相聞え候。尤右は於ニ京師一と通り及二吟味一候申口之儀故、於ニ關東一何等白狀之廉に可有之歟は相分不申候得

共、先づ荒増別紙之通に御座候。然る處御自身より御心付被二恐入一辭官落飾被二相願一候段、御殊勝之御儀に付、夫々被二相願一候通、御聞届被レ爲在候方、可レ然奉レ存候。依レ之別紙四通、帳面四冊相添、此段奉二申上候事。

間部反對の理由

此の如く間部は正面から宸翰の御趣旨に反對してゐる。其の理由は、彼等の家來共の申口を證據として、彼等が當然其の責に任せざる可からざるを斷言したものだ。帳面四冊とあるは、吟味書にして、其の要領は別紙四通にあれば、今ま之を左に掲ぐることにする。

別紙

鷹司大閤殿

鷹司太閤吟味書

右水府は御續柄之儀(政通夫人徳子は水戸齊昭の姉)殊に老卿(齊昭)とは別而御親敷、先年來外夷之事情等折々被二申越一候儀も有レ之候由、將又小林民部を以、水府家來より申出候事件は、尋常之内願筋とも違ひ、天下之重事に有レ之、被レ對二關東一候ても、急度御教示、御取合被レ成間敷處、御慮に事寄せ、右府

殿(鷹司輔熙)被二取持一、夫是被二差働一候次第は勿論、三公方等、諸藩浮浪之妄説に惑溺被二致候譯柄、太閤殿において不レ被レ存譯は有レ之間敷、多年御在職之所詮も無レ之、都て頓著不レ被レ致段、自首之御所爲に有レ之。其外高橋兵部より差出候東武珍説書之内には、人心狂惑にも拘り候儀無レ之共難レ申處、猥に被レ入二叡覽一候御心中、何共相分兼候儀にて、此度之一條に關係被レ致候との世説難レ遁、敢て御老年御健忘之御處置而已とは更に不レ相聞一、被レ是以御不行届之事共に相聞候。

以上は鷹司政通の罪案にして、井伊側から見たところとしては、實に斯く申すの他はあるまい。但だ此の筆法で行けば、恐らくは至尊に對し奉りても、彼是れ申上げねばならぬ勢となるを禁じ難いであらう。何となれば京都の運動は、上は至尊に始まり、下は處士に終つてゐたからだ。

近衛左大臣殿

近衛忠熙吟味書

右外夷御處置之儀、薩州は御續柄にも有レ之、同藩及び歌道御門人杯之内よ

り、水府家來を伴ひ、密に罷出、天下之人心居合方に事寄、關東御處置如何之旨、品々内願入説等致し、右は何れも不容易次第に候得ば、急度御教示御取合被成間敷處、内願之趣等、御思案可被成置一段、御答被成候儀共、公武御合體之御主意に相悖、乍暫も内覽御委任、三公御先途之所詮も無之、一體右御處置之儀に付ては、始終三條前内府に、被成御因循、水府家來等之隱謀筋不致關係とも難申、彼是妄説を被信候儀、御心得違之事共に相聞候。

三條家へ御因循之儀は、鷹司殿家來小林民部、近衛殿老女村岡儀も申立罷在候間、御引合、御賢者可有御座一事。

主上間接
射擊

斯く數へ立て來れば、勅説を水戸家へ賜はりたる主上にも、恐れながら間接射擊とも申す可き譯合となるは、何人も之を認めざるを得ない次第であらう。井伊等の措置は、頼ひに未だ承久の故轍を履むには至らなかつたが、然もそれに殆んど接近した。云はゞ、相距る、唯一歩と云ふの姿であつた。

【八八】 諸臣寛宥の宸翰に對する間部の上申書 (二)

鷹司輔照
吟味書

間部の上申書に添へたる別紙は、鷹司太閤、近衛左府よりして、更らに鷹司右府に及んだ。

鷹司右大臣殿

右水府家來より小林民部を以、内願申出候事件は、豫め老卿(齊昭)より申付有之、周旋致し候儀にて、右は御續柄とは乍申、自餘之内願筋とも違ひ、天下之重事に候得ば、被對關東一候ても、急度御教示御取合被成間敷筈之處、叡慮被爲在候旨にて、勅説尊奉、御催促之儀、遮て被及議論一候は、全叡慮に事寄、内願筋被取持一候に相當り、第一公武御合體之御主意にも相悖、加之朝議之趣等、猥に民部を以、水府家來に被相違一候段、隱謀筋に關係不致との御處置に無之、其上彼是妄説を被信候儀、實に御心得違之事共に相聞、一體右府殿には、反覆之御性質にて、油斷難

深刻なる
糾弾

相成^{なり}一御人體^{ごにんたい}と相心得^{あひこころえ}候旨^{さうじ}、民部吟味之節^{たかつかさすけひろ}申立居候事^{まをしたてをりさふらふこと}。此^これは鷹司輔熙^{たかつかさすけひろ}に對^{たい}して、極^{きは}めて、不利^{ふり}なる、而^{しか}して深刻^{しんこく}なる糾弾^{きうたん}の文字^{もじ}と云^いはねばならぬ。固^{もと}より鶴飼父子^{つるかひちち}と小林良典^{こはやしりやうてん}との間^{あひだ}には、勅^{ちよくちやうもん}諭^{ごんご}問題^{もんだい}に付^つては、種^{しゆ}種の關係^{くわんけい}があつたに相違^{さうわい}あるまい。併^{しか}しそれが「豫^{あらかじ}め老卿^{らうきやう}(水戸齊昭^{みづのせいしやう})より申^{まを}付^{つけ}有^{あり}之^の」とは、如何^{いか}なる論據^{ろんきよ}によりて、判定^{はんてい}したる乎^か。鶴飼幸吉^{つるかひかうきち}が、勅^{ちよくちやう}諭^{ごんご}を水戸小石川邸^{みづのこいしかはてい}に齎^{もち}らし、それが駒込^{こまごめ}に籠居^{ろうきよ}せる齊昭^{せいしやう}に報^{ほう}せられたる際^{さい}には、齊昭^{せいしやう}は頗^{おほ}る驚^{おどろ}いたではない乎^か。而^{しか}して彼^{かれ}は之^{これ}を驢^{くわんけい}迎^{むか}したるよりも、寧^{むし}ろ當惑^{たうわく}したてはなかつた乎^か。家來^{けらい}の仕事^{しごと}は、悉^{ことく}く主人^{しゆじん}が關知^{くわんち}したとは、餘^{あま}りに臆斷^{おくだん}と云^いはねばならぬ。

井伊源
水戸に
歸す

されど井伊側^{いゐがは}の色眼鏡^{いろのめがね}では、一切^{さい}の機關^{かつかん}は、悉^{ことく}く皆水戸齊昭^{みなみとせいしやう}の一手^{ひとて}にて運轉^{うんてん}し、一切^{さい}の惡謀^{あくぼう}は、悉^{ことく}く皆彼の一心^{しん}より出^いで來^{きた}りたるものと豫定^{よてい}し、此^これよりして悉^{しつぱい}皆の出來事^{できごと}を審判^{しんぱん}し去^さらんとした。此^{かく}の如^{ごと}くして鷹司父子^{たかつかさちち}も、水戸家^{みづのけ}の親類^{しんるい}であり、且^かつその家臣^{かしん}小林良典^{こはやしりやうてん}が、此事^{このこと}に奔走^{ほんそう}したりとの理由^{りゆう}からして、

上記^{じやうぎ}の如^{ごと}き責^{せめ}を負^おはねばならぬこととなつたのであらう。

三條實萬
吟味書

三條前内府

右外夷一條^{みぎぐわいい}、御評議筋專^{ごひやうぎすぢもつぱ}ら被^と取^{あつ}扱^は、東武之形勢等^{とうぶのけいせいとうごう}心得置^{こころえおき}、配慮^{はいりよ}可^べ被^べ在^{ざい}之^の見込^{みこみ}とは、乍^まレ申^{まを}、水越^{すゐあつ}(水戸、越前)家來^{けらい}、其外浮浪之者^{そのほかうらうのもの}杯^はへ、人心居合方^{じんしんをりあひかた}に事^{こと}寄^よ、内願筋^{ないぐわんすぢ}又は關東之旨^{くわんとのむねご}御處置^{ごちぢ}如何^{いか}之旨^{むね}品々^{しんしん}入説^{いりせつ}致^{いた}し候事件^{さうじ}、何れも不^ふ容易^{うい}儀^ぎに有^{あり}之^の、就^な中^{ちゆう}勅使御差向^{ちよくちやうしごさむけ}之儀^ぎは、實^{じつ}以^{もつ}重大^{じゆうだい}之儀^ぎに候處^{さうじ}、却^{かへ}て尤^{もつ}に被^べ聞^き請^け、たとひ其儀相整^{そのぎあひとのひまをさす}不^ふ申^{まを}候共^{とも}、去^さ午^う八月^{はつげつ}之勅諭^{ちよくちやうご}御文言之内^{ごんごんのうち}に、前顯^{ぜんけん}入説^{いりせつ}等^{とう}之意味^{いみ}差含^{さしか}被^べ書綴^{かきつづ}一候^{ひと}と相見^{あひみ}候草稿^{きやうご}、宮中^{みやちゆう}へ被^と持^{もち}出^だ一候儀^{ひと}は、實^{じつ}以^{もつ}輕儀^{けいぎ}、既^{すで}に御評決^{ごひやうけつ}之上^{のうへ}、水府家來^{すゐのけらい}御渡相成^{ごわたあひなり}候儀^{さうじ}共^{とも}、夫^{それ}是^{これ}公武御合體^{こうぶごごあひたい}之^の御趣意^{ごしゆい}に相悖^{あひもと}、殊^{こと}に前官在任^{ぜんくわんざいにん}中^{ちゆう}より、重立疎密會得^{じゆうたつそみつくわいとく}之上^{のうへ}、猶更^{なほさら}之儀^ぎ、水府家來等^{すゐのけらいとう}之隱謀筋^{いんぼうすぢ}に荷擔^{かたん}被^べ致^{いた}候哉^{さうじ}にも相聞^{あひきこ}、彼^{かれ}是^{これ}妄説^{まうせつ}を被^{しん}信^{しん}候^{さうじ}より、今^{こん}度^ど之御次第^{ごんじだい}に及^{およ}び候儀^{さうじ}は、重々^{じゆうじゆう}心得違^{こころえちが}之事^じ共^{とも}に相聞^{あひきこ}候^{さうじ}。此^{この}中に「就^な中^{ちゆう}勅使御差向^{ちよくちやうしごさむけ}之儀^ぎは、實^{じつ}以^{もつ}重大^{じゆうだい}之儀^ぎに候處^{さうじ}、却^{かへ}て尤^{もつ}に被^べ聞^き請^け、たとひ其儀相整^{そのぎあひとのひまをさす}不^ふ申^{まを}候共^{とも}、去^さ午^う八月^{はつげつ}之勅諭^{ちよくちやうご}御文言之内^{ごんごんのうち}に、前顯^{ぜんけん}入説^{いりせつ}等^{とう}之意味^{いみ}差含^{さしか}被^べ書綴^{かきつづ}一候^{ひと}と相見^{あひみ}候草稿^{きやうご}、宮中^{みやちゆう}へ被^と持^{もち}出^だ一候儀^{ひと}は、實^{じつ}以^{もつ}輕儀^{けいぎ}、既^{すで}に御評決^{ごひやうけつ}之上^{のうへ}、水府家來^{すゐのけらい}御渡相成^{ごわたあひなり}候儀^{さうじ}共^{とも}、夫^{それ}是^{これ}公武御合體^{こうぶごごあひたい}之^の御趣意^{ごしゆい}に相悖^{あひもと}、殊^{こと}に前官在任^{ぜんくわんざいにん}中^{ちゆう}より、重立疎密會得^{じゆうたつそみつくわいとく}之上^{のうへ}、猶更^{なほさら}之儀^ぎ、水府家來等^{すゐのけらいとう}之隱謀筋^{いんぼうすぢ}に荷擔^{かたん}被^べ致^{いた}候哉^{さうじ}にも相聞^{あひきこ}、彼^{かれ}是^{これ}妄説^{まうせつ}を被^{しん}信^{しん}候^{さうじ}より、今^{こん}度^ど之御次第^{ごんじだい}に及^{およ}び候儀^{さうじ}は、重々^{じゆうじゆう}心得違^{こころえちが}之事^じ共^{とも}に相聞^{あひきこ}候^{さうじ}。

實萬東下
企に就

請、たとひ其儀相整不申候共一との一節は、有志者間に、三條實萬其人
 を、勅使として東下せしめ、從來の慣行を超越して、直ちに勅命を將軍に傳
 へ、之を遵奉せしむ可しとの議を、實萬其人も賛成したとの一件を意味するも
 のだ。水越とある越は、越前の橋本左内が、土佐國主山内家の紹介もて、實萬
 に面接し、種々畫策したることを斥したるものにして、此れは安政五年三月の
 交、堀田正陸上京中の事であつた。
 以上の如く鷹司父子、近衛、三條の四人は、何れも井伊側からは、元凶、首惡
 として、それぞれ處分をなし、是非とも主上の周邊より遠ざけんと企てたもの
 であらう。

〔八九〕 江戸老中からの公文書

主上の
 臣庇の
 策につ
 く

堂上心得
 違ひ

如何に間部等が、彼是と申し立てても、主上には既に公武一體となりたる以上
 は、周邊の諸臣を、懲罰若しくは遠ざくる謂れなしとて、飽迄御庇護の思召で
 あつたが、井伊側ではとてもそれにて承服せず。愈よ江戸から公文書もて、照
 會することとなつて來た。乃ち安政六年二月五日、所司代酒井忠義は、九條關
 白に謁して、關東よりの左の文書を捧呈した。

以二内 狀一申進 候。春寒未退兼 候。處、愈 御安寧奉 賀 候。然は昨
 年中當地に於て、召捕 候。御小姓組酒井隱岐守組、曾我權右衛門家來、春堂養
 父隱居飯泉喜内、其外引合之者共、追々及二吟味一、其地に於て召捕、又は呼
 出、吟味致 候。上、當地へ差下し 候。水戸殿家來鶴飼吉左衛門、同幸吉、
 鷹司殿家來小林民部權大輔、其外之者共、并梅田源次郎、頼三樹八郎等、申
 口之趣にては、青蓮院宮始、別紙名前之堂上方、不 二容易一 隱謀惡計に荷擔
 致し、吉左衛門、幸吉、松平越前守家來橋本左内、死失山本貞一郎、同梁川
 星巖、源次郎、三樹八郎其外之者共、手入入説被 二聞請一、御心得違之事共に

武家取締

以上は堂上の諸卿が、是等の面々の入説に妄同し、遂ひに心得違に陥つた事を云ふ。
武家の儀は先般夫々御沙汰被_レ爲_レ在、御取締も相付居候儀に有_レ之。
此れは水戸、尾張、越前其他それぞれ幕府から懲罰を加へ、措置を施したるを云ふ。

朝臣辭官
内沙汰の件

堂上方之儀も、右體家來等吟味相成、不_レ容易_一御心得違之次第申立も有_レ之候。面々、其儘勤仕被_レ有_レ之候。ては、御所向御取締筋にも相_レ拘り、御爲不_レ相成_一儀に付、先づ御所向より御内沙汰を以、銘々自身より、病氣等之中立にて辭官、隱居等、被_レ相願_一候。上、願之通被_レ仰出_一御慎等之儀も、御所向御内沙汰を以、被_レ仰出_一候。様關白殿へ可_レ被_レ及_二御内談_一候。
此の如く江戸から酒井所司代を透して、九條關白に申向け、九條關白より奏上して、内旨もて正義派の連中に、それぞれ骸骨を乞はしむる様仕向けよとのこ

罪科輕重
等の事

とだ。
尤引合有_レ之候。方々之内、輕重も相見候間、御所向より御内沙汰之御程合、別紙之趣にも可_レ有_レ之哉。尤御役等被_レ相勤_一候向、一時に退役等相成候。ては、御差支之程も難_レ計、且右之内にも、又輕重も可_レ有_レ之候間、厚々勘考有_レ之、能々關白殿へ及_二御内談_一、下總守(間部詮勝)へも、被_レ申談_一御不都合之儀無_レ之様、可_レ被_レ取計_一候。
以上は朝廷諸臣の罪科輕重の程度、及び其の執行の順序、時期等に就ての諭示だ。

省免沙汰
の困難

右は格別御勘辨被_レ爲_レ在候上之儀、猶御宥免之御沙汰も可_レ有_レ之候得共、當節何分其儘被_レ差置_一候。ては、御制度も難_レ相立、御所向御不爲_レ之儀とも被_レ思召_一、御内々御沙汰有_レ之候事に候間、可_レ被_レ得_二其意_一候。依_レ之別紙相添、此段申進候。以上。

正月廿九日

脇坂 中務大輔

三七八
内藤紀伊守
松平和泉守
太田備後守

酒井若狹守様

乃ち江戸側にて、重々勘辨の上の沙汰なれば、此上至尊より寛宥の思召などありても、決して尋酌は出来ないと云ふ意味だ。尚ほ此處に久世廣周の名を脱したるは、彼は安政五年十月廿七日、既に老中を罷めたからだ。

表向御答
豫報

猶以此地（江戸）之吟味未決にて、其御地御處置付候處、一通りにては、如何にも候得共、御地之御模様、此節之處、下總守（間部詮勝）より申越候趣にては、當時之機會を失ひ不申候様之主意申越、彼是論談之上、一同にも尤に存、御聽にも入、田安殿（將軍後見田安慶頼）へも相伺候處、御存意も無之事に候間、先御所向限り御内沙汰に相成、追て總體之吟味相決候上、隠謀荷擔之輕重に應じ、品に寄、表向御答被仰出候向も可有之一

同見込に在之候。尤下總守へも委細申遣候間、尙御談御座候様に奉存候以上。

此れにて見れば、當座は朝廷の御内沙汰として、一通りの措置をなし、更らに總體的に罪案確定の上は、改めて其の輕重に應じ、表向きの沙汰に及ぶ可しとのことだ。

【九〇】諸朝臣懲罰の案文

懲罰案文

上記の如く江戸閣老からの公文書に添付したる堂上諸卿進退に關する細目によりて、關白九條尙忠の意見を加へ、左の如き案文は出来上つた。尙忠公記に曰く、從關東一申來、水府荷擔之人々、裁許書相談、則内々御時宜伺之上、此別紙之通、猶又若狹守（所司代酒井忠義）迄申遣之留。

座主宮（青蓮院尊融親王）以下裁許書之内、深勘考候處、左之通に相成候得ば、御時宜可然と存候。何卒今一應勘考偏に御取計之事申入候。此の如く前書して、

近衛左大臣

近衛忠熙
に就き

御所向より、御内沙汰を以、願之上、辭官、隱居。此れは老中側の意見、之に對して關白は、此隱居之處、慎之方相成候はゞ、御時宜合宜様に存候。と云ひ、隱居を慎みと修正してゐる。此れは固より主上の御心を奉戴した上のことであらう。

一條内大臣

一條内大臣

御所向より、御内沙汰を以、三十日程、出仕御差止。此れを修正して、關白は、此出仕御差止、表向に被仰出候時は、今度轉任前後御差支にも相成候故、

自身より遠慮引籠之方に致度存候。此れも寛典だ。

二條大納言

二條大納言

御所向より、御内沙汰を以、五十日程、慎之を修正して、元來心得違多端候得共、一條之通、今度任槐前後、御差支にも相成候間、自身より遠慮、慎之方に致度存候。二條齊敬は随分彼是と奔走もし、運動もした。所謂「心得違多端候」とは、其事を斥すものであらう。されど彼も亦大臣に昇進の期に迫りつゝあれば、姑らく寛典に處す可しとの譯であらう。

近衛大納言

近衛大納言

御所向より、御内沙汰を以、三十日程、出仕御差止。此れに就て關白は左の如く申解してゐる。

此儀父(近衛忠熙)御答就^レ有^レ之、如^レ此之儀可^レ然存候へ共、何分若年之事、必竟名計之罪に候へば、是亦自身遠慮暫引籠之方に致度候

萬里小路前大納言

萬里小路大納言

御所向より、御内沙汰を以、隱居。關白の修正に曰く、

此隱居之事、慎之方に相成候へば、却て都合宜と存候

久我右大將

久我右大將

御所向より、御内沙汰を以、願之上退役、辭官。

然るに九條關白は、同人の爲めに辯解して曰く、

此辭官退役之事、元來心得違も有^レ之歟。乍併中途より改心之趣、且又當時精勤、專御用向被^レ勤候儀故、只今退役辭官等相成候時は、差當り御差支に相成候事共、顯然に候間、自身より暫遠慮引籠之方に致度存候

徳大寺大納言

中山大納言

徳大寺中山等

御所向より、御内沙汰を以、五十日程づ、慎

坊城中納言
裏松大藏卿

御所向より、御内沙汰を以、三十日程づ、出仕御差止

此れに就て九條關白は曰く、

此四人は何分議奏御役之仁に有^レ之、日々繁多御用勤仕、一時に引籠に相成候へば、御無人甚御差支にも有^レ之候儘、唯々憐愍にて、當時不行届無^レ念御断申上候計之方に致度存候

正親町三條中納言

正親町三條の嚴科

御所向より、御内沙汰を以、願之通辭官。此れに就て九條關白は曰く、

元來心得違多端有之、間、辭官計にては、不都合歟。矢張辭官愼之方に相成候は、宜存候。乃ち正親町三條一人のみは、閣老側の申出よりも、一層の嚴科を加ふることとなつた。尙ほ鷹司父子、三條に就ては、何等の記録なきは、何れも彼等三人の罪は、江戸側も九條側も、一致してゐたるが爲めであらう。

第十五章 廷臣の處分

【九一】 勅詔回收の運動 (一)

井伊側
京都運動の
要旨

井伊側の京都に對する運動は、(第一)條約調印の勅許を得る事、(第二)正義派諸臣一掃の事、(第三)幕府及び水戸へ下賜せられたる勅詔回收の事であつた。今や第一は既に達した、第二は半ば達せんとしつゝある。第三は果して如何。此の一件に付ては、長野主膳等は當初より必死の運動をなし、是非共其の目的を達せんとした。今尙忠公記を見るに、

正月從酒井若狹守・武傳へ差出

別紙兩通之趣、問部下總守より申越候付、則入御覽に一申候事。

として、左の文書がある。

水戸殿へ御差下之勅詔之御書付、御取戻之儀、内々關東より申越候趣も

勅詔取戻
の事

有之候へ共、此節御所向より御取戻被二仰出一候方、御雙方之御都合にも宜哉と存候間、別紙之通、及二御掛合一候事。

として、

外夷一條追々及二言上一候趣、聞食被遊御水、公武御合體被爲在候旨、段々厚勅答被二仰出一候に付ては、去年(安政五年)八月八日、水戸殿へ御差下相成候勅詔御書付、其儘に被二成置一候ては、後來之御規則にも相拘り、公武御合體之御趣意に御差障に可二相成一候間、右勅詔之御書付、水戸殿より返上相成候様、御所向より御書面を以、所司代へ被二仰出一候は、關東に於て、水戸殿へ相達、所司代を以、返上仕候手續に、此節御取計方相成候様、内々關白殿へ被レ及二御示談一候様致し度候事。乃ら間部から酒井へ、酒井から武家傳奏へ、武家傳奏から、九條關白へ、九條關白から主上へ、上記の順序もて、申請し、主上から水戸へ下賜せられたる勅詔返上の命を、改めて九條關白に命せられ、所司代に其旨を傳へられなば、

右要旨

勅詔回收
内相談

これを幕府より水戸家へ達し、勅詔を回收せしめたる上、所司代をして、之を朝廷へ返上せしむる様にす可しとのことだ。

尚ほ此事に就ては、安政六年正月廿三日附、千種有文から、酒井忠義の公用人、三浦七兵衛吉信に與へたる書中に、若干此間の消息が漏らされてゐる。

(上略) 過日も申入候通、何卒早々取計、暫時にても早く御引戻相成候様と之存心にて、御前(主上)邊も取繕、内々申上、既被二承仰一此別紙も出來候事にて、表向從二殿下(九條關白)一言上に相成候上は、右別書勅書殿下へ賜、早々取計被二仰付一候様、被二致置一之處、今に從二殿下一言上無レ之、折角早々之依頼、内分被二取計一之處、等閑、扱々殘懷に被レ存候。此れは勅詔回收の内相談は、既に宸聽に達し、公然九條關白から奏上するばかりになつてゐるが、今に關白が奏上せず、其機を逸してゐるのは殘念だと云ふことだ。當時岩倉具視、千種有文は、頻りに公幕の間に斡旋しつゝあつたから、此の一件にも、それぞれ運動したものと思はるゝ。

將軍使職
御禮の使

既今日は東使京著、廿五日は參内も被仰出、彼是御取込にも相成、彌以御延引に可相成、被存候間、何卒今一應御催促にても被申上、候方可然哉。此の東使京著とあるは、徳川家茂が、姫路藩主酒井雅樂頭（忠顯）をして、襲職任官の御禮を申し上げしめたことを云ふのだ。

左無之は、いつ迄手間取可申哉難計、實に折角御前邊之處、御都合之處、殘念被存候、則別書内々見せ申候。（按ずるに此れは回收に關する御書付）先條之通、是は内々右大將（久我建通）被承仰、於御前被認候寫に候、是等之振合内々咄申入置候事。

正議派手
も足も出
ず

此の如く千種、岩倉の徒は、只管公武御一和に急にして、その事に熱中したものであらう。久我建通は、元來近衛、三條の仲間であつたが、中途より危きを見て、九條側に、肩代りしたものと見受けらる。何れにしても所謂正議派の面々は、最早手も足も出でない慘めなる境遇に陥り來つた。

【九二】 勅諭回收の運動 (二)

勅諭回收
勅書

斯くて二月六日に至りて、回收運動は、其の效を奏し、左の如き勅書出で來つた。

勅書 寫

去年（安政五年）八月、水戸へ及ニ沙汰候儀に付、下總守（岡部詮勝）内々申述候一件、右は先日申聞候通、假條約難許容旨昨春及ニ返答、備中守（堀田正睦）歸府後、關東之取計一向不ニ相分、實々神州如何相成候事哉と、深憂苦、三家大老之中召寄候得共、上京延引、誠以不安心之至、無ニ致方處、不_レ得_レ止次第も有_レ之、大樹（將軍）家門第一水戸へ申遣、老中へも同斷申遣候事に候。

以上は安政五年八月、水戸に對し、勅諭下賜の餘儀なき理由及び事情に關する釋明だ。

御疑念水

然處下總守上京、段々言上にて、子細も相分り、大樹、大老、老中にも、於二幕府一は何れ共遠け、鎖國之舊法に可レ復儀に決定之事、慥に聞取、神州之大慶不レ過之、彌以氷解候。

幕府の癥

此れは幕府が愈よ聖意を奉戴するばかりでなく、幕府自身亦た聖意と、同一の意志を有する旨を、間部詮勝によりて、申上げたから、一切の御疑念が霽れ、御掛念が無くなつたと云ふ譯だ。「鎖國之舊法に可レ復儀に決定之事」とあれば、間部は正しく斯く申上げ、少くとも斯く朝廷にて御信じあらせらるべき様申し上げたるに相違あるまい。此の一點は、實に後日に於て、幕府の癥となりたる事にして、單り朝廷を欺罔し奉りたるばかりでなく、實に幕府自身の自縛自縛となつたことは、既に屢ば指摘したる通りだ。

環辰御下

全く夷族を遠け度所存より、彼是申出し候譯故、先文之通、大樹以下所置決定之事に候上は、外に所存も無レ之候間、水戸に其子細申述、早々書取引戻しに可ニ相成様、取量可レ有レ之事。

回牧一方

此れは前に掲げた通り「參照 九二」右大將久我建通が、御前にて執筆したるものであらう。朝廷の立場から見れば、如何にも條理分明だ。乃ち幕府が外人を遠け、鎖國の舊法に復することを國是とすると申し上げたから、此上は其の必要なしとして、水戸へ賜はりたる勅諭御引戻の御沙汰書となつた譯だ。併し問題は果して幕府が斯く自から信したる乎、斯く自から實行し得可しとの確信あつた乎、それ迄に參らざるも、せめて斯く實行せんとするの誠意あつた乎。何れも否と云はねばならぬ。乃ち出來ない相談と知りつゝ、看す／＼一時勅書回收の方便として、否な日米條約に就て、勅許を得る方便として、斯く朝廷を胡魔化したるに過ぎないのだ。

所司代への達し

尙ほ二月六日附にて、酒井所司代へは、左の通りに達せられた。去年（安政五年）八月八日勅諭被二仰進一候一件は、實に不レ被レ爲レ得レ止御次第も被レ爲レ在候て、關東并水戸へも御沙汰に相成候事に候得共、間部下總守上京、段々言上にて、御分り被レ爲レ遊、御氷解御安心、此上は公武御合

體、御一和被爲在度思食候御儀に付ては、勅諭之御書付、御返上被爲有候様、御取計可有之候。水戸中納言へ被下置一候、同書付、是亦早々返上有之候様、可被爲達候。仍此段被二仰進一候事。

二月

此の如く達せられたれば、幕府は固より勅諭返上に異議のある可き筈はな
く、否な返上の必要を感じたから、斯る達書をも、運動して拜受するに至りた
る次第なれば、固より此の通りに取り計ふ可きは言を俟たざること。但だ水戸
に至りては、幕府の思ふ様には參らない。何となれば如何に水戸の藩主(慶篤)
若しくは隠居(齊昭)を壓迫したればとて、將た彼等をして、其の臣下を諭さし
めたればとて、其の臣下の面々が、其命を奉せざるに於ては、之を如何とす
る能はざるを如何にせんやだ。
尙ほ此の勅諭回收問題は、容易に片附かず、幾多の経緯を生じ來つたが、そ
れは更らに他の機會に於て、之を語るであらう。

【九三】 諸臣懲罰問題の經過 (一)

處分寛猛
問題

話頭は更らに諸臣の懲罰問題に回轉する。主上の思召は、前記の通り既に公武
合體の上は、諸臣の前過を咎む可き要はあるまいとの事。されど井伊側に於て
は、公武合體の邪魔をなし、且つ將來にも邪魔を作すの虞れある面々は、此際
一掃的に之を退治す可しとの事。而して此間に於ける處分の輕重、寛猛が、屢
ば主上と九條關白と、而して間部、酒井との間の問題となつて來た。(參照 七五
一七八、八二一九〇)

間部趣意
書の寫し

今々尙忠公記により「間部下總守趣意書之寫」なる項を記すれば、
未(安政六年)二月十一日、若狭守入來にて申聞候趣。
此れは酒井所司代が、間部詮勝の京都妙滿寺の寓所に來りて話したる始末と申
すこと。

主上の處

今日關白殿(九條尙忠)へ罷出候處、此度關東より申來候堂上方御答書

分反對思

付之儀に付、關白殿より御内談有之候御書面、御同人(九條)より一昨九日御内々主上へ御伺申上に相成候處、至極御聞受も宜有之候處、翌十日御沙汰之趣は、此度一條之儀は、元水戸家發端之事にて、同家之筋合も未相濟堂上計り、彼是關東より申越候儀は、甚以不相當之儀に付、只今右様申附る事、如何之旨、被二仰出候由

以上は主上より九條關白へ仰せられたる次第を、關白が酒井に語りしもの。如何にも御尤と存ずる。

九條答奏

關白殿御答には、此儀は、關東より之御仕置には無之、御所限り之御取計にて御座候

是れは九條關白より主上へ、此の處分は、朝廷限りの事である旨を申上げたのだ。

思召も有之候は、相伺可申旨、被二申上候所、御別紙御差出にて、右様被成度旨、勅命有之處、御次第柄、落付も不_レ宜儀も候へ共、彼

主上近衛氏庇護

是被二仰上候ては、御六ヶ敷事故、先若狹守(酒井)へも申談之上、下總守(間部)へも爲_レ談候様可仕旨御答之由

以上は九條關白から、主上へ申上げたる次第を、更らに關白より酒井へ告げたるもの。

尤應司殿父子三條等へ見競候ては、近衛殿之御所置輕相成候ては、不_レ宜候と被二思召候由

主上御案

此れは、九條關白の意見を、酒井へ語りしもの。主上は特に近衛忠熙を寛典に處せんとの御意あつたから、九條は應司父子、三條等に比して、其の平衡を失ふることを、特に酒井に告げたものだ。尙ほ主上より御示しになりたる「御別紙」なるものは、左の通りだ。

落飾隱居之儀被_レ止、辭官永く出仕御差止

近衛左大臣

一條内大臣

三十日計出仕御差止

二條大納言

五十日計愼

近衛大納言

右は自身より十日計遠慮引籠之分

三十日計出仕御差止

廣橋大納言

右若年且父之次第、強て雷同無之故、御咎總て御宥免之方

退役爲ニ相願御開届無之

萬里小路前大納言

右は退役願書同役迄差出し、内々披露、不レ及ニ其儀一と申位之事

退役之處、依レ願右に相濟、隱居之事

久我右大將

右は三十日計愼之方

願之上退役辭官

此辭官退役之儀、元來心得違も有之歟、乍併中途より久々引籠退役、毎々出願候へ共、御差留、猶又出仕之後、改心候趣、精勤之儀、總て寛宥之御沙汰、自身より五日計引籠之方

徳大寺大納言
中山大納言
坊城中納言
裏松大藏卿

五十日計愼

三十日計出仕御差止

右は各役之邊にて、不行届御斷一通り申上候計之方

正親町三條中納言

願之上辭官

右は此頃改心、自身引籠之儀、辭官無之、十日計更に愼之方

大原三位

願之上隱居落飾

右は下坂(曾て姓名を變じて大阪に下り、土屋城代家來大久保要に面接の事あり)一條、既に御呵り丈け相濟、後來心得違無之様、嚴重に被仰出候後、元忠愼之處、御褒詞も給候事故、今度改めて、落飾等被仰出候時は、御不都合にも相成候故、五十日計、自身より遠慮引籠之方

右之通、夫々御憐愍之方に、何分被仰出度御思召に候間、可然勘考之程申入候事。

以上が主上から九條關白へ授け給ひたる所謂「御別番」だ。

【九四】 諸臣懲罰問題の經過 (二)

近衛氏寛宥の問題

話頭前に廻る。九條關白は、主上の近衛忠熙に對しての御寛宥が、鷹司父子、三條等の處罰に比して平衡を失する旨を、酒井所司代に語つたが、所司代も亦た同様の意見を持つてゐた。

若狭守(酒井忠義)見込も同斷に付、關東より申越候にも、去冬(安政五年の冬)中之趣にて之取調、村岡(近衛家老女)申口並今一段不宜儀も此節相生じ、取調中之儀、旁以兩鷹(鷹司父子)三條より輕相成候ては、御政務難ニ相立と存候間、關白殿へも申上置候由申聞候。

此れは酒井から問部へ語りしもの。尙ほ酒井から問部に語つたところのものは、左の通りだ。

其外之處は、思召通(主上の)に相成候方可然哉。久我、正親町(正親町三條)は改心にて候間、元來之事情は不宜候得共、當時之處、御差支にも相成候

主上思召に聽從案

事旁被^二仰出^一之通被^レ成度、徳大(寺)以下三人(中山、坊城、裏松)之儀も、御沙汰之趣に不^二相成^一候へば、關白殿も辭職之御願に可^二相成^一(此事に付ては、九條關白は酒井が誤解である。自分は唯だ勅命の通り行はれざるに於ては、辭職でもせねばならぬと云うた。決して此の徳大寺以下三人の事に關して云うたのではないと辯解してゐる)此書面之通に相成候はゞ、御斷計にて、可^二相濟^一尤^レ徳大(寺)は、主上思召にも不^二相叶^一候間、前廉を以、退役取計之儀、後日可^二相成^一之事。且又廣橋之儀は、議奏四人へ引當候ては、重く相聞候間、矢張御斷位に相成候様申上候ては、如何可有^レ之哉。大原之儀は、御尤には候得共、大坂へ罷越、要人(土屋采女正家來大久保要)へ引合之廉計には候得共、一體不^レ宜筋、陰ながら有^レ之候間、矢張落飾之方に申上可^レ然哉之事。(原注 此儀下總守(○間部詮勝)も、同様存居候事)荒増右之通之筋合に咄有^レ之事。乃ち此の如く酒井は間部に向て、報告し且陳述した。尚ほ左に記するは「別口」として、酒井、間部の間に交換したる談話の顛末書

酒井間部談話

だ。

別口

主上之御沙汰には、堂上へは前文之通、御所置も付可^レ申候得共、元來起りは水戸に有^レ之、右水戸之方何等之儀も無^レ之候は、片落之政事と申者也と被^二仰出^一、關白殿答被^二申上^一候には、水戸之方は、只今關東にて取調最中之趣、何れに御沙汰可有^レ之儀と存候旨被^二仰上^一候へば、若狹守(酒井)下總守(間部)等之心得方、如何様に取締相付候や、可^レ承旨被^レ仰候間、御同人(九條關白)御答には、只今吟味も詰り不^レ申、兩人も何共御答可^二申上^一様有^レ之間敷旨御噂有^レ之旨。以上は主上と九條關白との御問答を、酒井から間部に語りしもの。下總守(間部)より若狹守(酒井)へ申聞候には、至極御尤に有^レ之、關東にて吟味仕上之節は、如何之御取計に可^二相成^一哉相分り不^レ申候得共、主上之思召には、此節より詰り見込之處、御承知被^レ成度と之御事と被^レ存候左

間部主張

候はゞ、先例を以て御答被ニ申上候方にも、可レ有レ之哉。右先例は岡崎三郎信康殿、信長の諱と成、不法之儀有レ之、信長より察當、神祖(家康)も無ニ御據一切腹被ニ仰付候事。越前中納言秀康殿大坂責之節、軍功に寄て百萬石御賞し有レ之候はゞ、徳川の天下を奪と惡謀被レ致、終に御勘當と相成候事。台徳院様御代尾州家惡謀有レ之、鐵砲等用意有レ之、右等に付御隠居、箱根にて鐵砲改始る。由井松雪(マ)、惡謀に紀州殿荷擔之趣に付、板倉越中守參上申上、連判狀御覽後徳川之天下、彌太平恐悦と被レ仰候事。

間部引用の先例

右等之先例有レ之候得共、今日之儀は、吟味仕上げに無レ之候ては、如何様可ニ相成一哉と、此儀口上にて關白殿へ被ニ申上候方可レ然。若狹守限りにて、宜候はゞ、其通下總守へも申談候處、右之通申居候と、御内々にても宜、殿下へ御伺可レ然と及レ答候事。此の答に及ぶとは、間部が酒井に斯く答へたのだ。但だ間部の引用した所謂の

先例なるものは、杜撰極まるものにて、第一事實が正確を缺いてゐる。今又逐一之を指摘するに違あらない。但だ其の原則として、大義親を滅す。吟味の結果では、水戸にせよ、尾張にせよ、其の罪狀によりて、どしどしやりつくることの旨を、酒井から九條關白を通じて、主上へ申上ぐることに然る可しとのことだけは、上記にて分明だ。

【九五】 諸臣懲罰問題の經過 (三)

近衛忠熙處分問題

主上は左大臣近衛忠熙に對しては、特に御眷顧あらせられ、如何様にもして、寛典に處せんとの思召であつた。されど九條關白、酒井所司代、及び間部詮勝、何れも固く執つて鷹司父子、三條との釣合を失ふなからんことを主張した。酒井若狹守書取

酒井氏上

近衛左大臣殿辭官落傍被ニ相願一候儀に付、先達て御沙汰之趣も有レ之候に付、
 下總守、私(酒井)以ニ書取一御答申上候處、尙又此度關東より申參候
 趣も御座候に付ては、落傍之儀は、不レ被ニ開食一方にて、御宜可レ有ニ御座
 哉之趣、被ニ仰聞一奉レ畏候。右關東より申參り候儀は、去冬(安政五年)
 頃之取調にも可レ有レ之哉と奉レ存候。其後同家老女村岡と申者、吟味に
 相成、右申口之趣等を以、熟考仕候處、不ニ容易一奸謀之者共へ、關
 係被レ致候儀も相聞え候て、外に見競も御座候儀、左府殿(近衛忠熙)御一
 人分て御憐愍之御沙汰相成候ては、何分にも御政事筋へも相障り不ニ御宜
 と奉レ存候。

右要旨

此れは關東からも、近衛寛典に差支なき旨申來つたとあるが、それは近衛の隠
 れたる罪過が、未だ分明ならざる際のこと。最早近衛家老女村岡の申口にて、
 それが分明になりたれば、とても此儘にてはさし置き難い。而してそれを強ひ
 て寛典に處せんとするは、政治の公正を壞るものであるとの意味。

幕吏決心

既に應司太閤殿、應司右府殿、三條前内府同様、落傍之儀被ニ相願一候儀にも
 御座候間、一同同様に被ニ開召一候方、御政事筋御平等之御儀かと奉レ存候。
 再應申上候儀、恐懼之至に御座候得共、尙又右之段申上候事。
 此の「再應申上候儀、恐懼之至に御座候得共」と理りてゐるのは、此方でも如
 何に強き決心もて、申し上げたかゞ判知る。

間部上申

間部下總守書取

近衛左大臣殿辭官落傍之儀、此度關東より申越候趣も御座候に付て
 は、落傍之儀は、不レ被ニ開召一方にて、御宜可レ有ニ御座一哉之段、酒井若狹守
 へ御沙汰之趣、委細同人より相談御座候間、篤と勘辨仕候處、若狹守申
 上候通、關東にて之取調は、村岡吟味以前之儀に御座候間、只今に至り
 候ては、應司太閤殿御始、同様に被ニ開食一候方御政事筋、御平等之儀、私
 に於ても、若狹守同意に御座候。其外夫々御加除可レ有ニ御座一御沙汰之趣、御
 尤之御儀、別存寄無ニ御座一候。此段奉ニ申上候事。

主上重
輕處分
を要望

下總守(間部)も來二十日(二月)には出立候由、過日尊公(九條關白)御噺に候。何卒下總守在京中に濟候事、不成後害可宜やと存候。彌來十七日夫々可有沙汰一事。

但右内沙汰之儀は、元來關東にも御内沙汰と申來候事故、何卒嚴重に無之、實々内沙汰候様仕度、仍愚存には、明十七日尊公(九條關白)御來臨にて、兩役(傳奏、議奏)之處は、於二學問所も直々被申渡、直々斷申物は斷申入、進退伺物は、進退伺、猶又尊公と予承と申位之事にて、決して是も重沙汰に不相成様。又は尊公諸大夫を以、人別に告示候方か、同敷は尊公御來臨内沙汰之事、可爲珍重存候事。

此の如く主上には、其實御心にもあらせられざる事ながら、關東よりの壓迫にて、已むを得ず、此事に出でさせ玉ひたる次第なれば、出來得る限り寛典に處し、而して其の申渡方も、御内沙汰に遊ばされんとの思召にて、上記の通り宸翰を、九條關白に賜はりたる次第であらう。

坊城氏處
分延期

申渡手續
執行

但兩役相兼坊城中納言(議奏にして傳奏を兼たる)一人暫其儘にて、後日沙汰候様之事。

猶又内沙汰に付、考居候事も有候得共、不決著、猶當日迄に申入候事。吳々も右都合に成候様存候事。宜御賢考頼入候事。

此の如く主上の思召により、愈よ左の如く二月十七日それく申渡の手續が執行せられた。

十七日、今日自關東申來候水府荷擔且役前不行届之段、格別之以御慈憐御内沙汰夫々申渡也。

但於二八景間、自關白一人宛招寄、申渡之節、輕重之御咎、或は御理申上候仁等之事。

御世話卿を以愼之事

座主宮青蓮院

一條内大臣

當職より内々心添にて慎之事

當職より於ニ八景繪問一申渡慎之事

同斷慎之事

所勞引籠中、依レ之武傳坊城中納言より申渡慎之事

德大寺以下處分

御役前不行届御理申上、進退伺に成、御理之段聞召、進退伺之事

二條大納言

久我大納言

廣橋前大納言

萬里小路前大納言

德大寺大納言

中山大納言

坊城中納言

裏松大藏卿

不及ニ其儀一旨也

正親町三條中納言

所勞引籠中、仍當職諸大夫を以内々申渡慎之事

但自ニ關東一申來候人數之中、御未定不被ニ仰出一分

應司太閤、近衛左大臣、應司右大臣、三條前内府、大原三位

御内沙汰を以被ニ仰出一之交名

慎

慎 十日

同上

慎 五日

同上

慎 三十日

慎 十日

座主宮

一條内大臣

二條大納言

久我右大將(大納言)

廣橋前大納言

萬里小路前大納言

正親町三條中納言

御役前にて、不行届之段、御理申上、進退伺之處被_レ免_レ之人

徳大寺大納言
中山大納言
坊城中納言
裏松大藏卿

愼 五十日(少々掛引有_レ之間、被_二仰出_一之日限後なり)

大原三位

此の如く鷹司父子、近衛、三條の大物を除く自餘人々は、極めて輕微の申渡にて濟んだ。

〔九七〕御處分の曲折

受書差出 御處分を受けたる面々は何れもそれ〴〵受書を差出した。今ま悉く之を掲ぐる必要はないが、然も試みに其代表的のものを擧れば、

座主宮

座主宮御 慣 昨年來關東御問柄にも相拘り候不_二容易_一御心得違有_レ之、關東より申來候儀も有_レ之候間、御愼可有_レ之、關白殿被_二傳仰_一候事

座主宮御使

大谷法眼

右被_二傳仰_一之趣、深畏入思召候以上

二月十七日

宮問題の重要

此れを見ても青蓮院宮の御愼の由來する所を知る可きであらう。而して如何に宮の處分に就いて、關東が重きを措きたるかは、二月廿四日所司代書面の中に、座主宮御愼之儀は、關東より之書面に、日數は認無_レ之候儀故、若御免等に相成候ては、御不都合に付、追て關東より今一應申來候迄は、外々と違、御免無_レ之方と奉_レ存候事

とある。而して座主宮は單に當坐の御愼ばかりでなく、今後に於て、一層の重典に處せらる可き運命が待ち受けたることは、更らに他の機會に於て語るであらう。又た一條忠香の請書には、

内大臣忠香(一條)

舊年蠻夷一件に付、御憐愍之御沙汰を以、内々從殿下、心得を以、自分にて相愼候様、と之御時宜被仰下候儀、謹承、不行届之程恐入存候事。

一條氏請書

とある。而して此際の事情を、尤も曲盡したるは、坊城俊克の日記だ。其の一項に曰く、

二月十七日戊午、關白殿召、予別紙御書取之御趣意に付、昨年(安政五年)八月八日水戸中納言へ、勅諭被仰達一候儀、於關東御差支次第も有之、旁以兩役不行届、急度御答可被仰付之處、元來誠忠を存候て之儀、以ニ格別厚、御叱被仰出候旨被命、予深々恐懼之旨御理申上。一寸

以ニ書取御理可ニ申上被命、謹承了。

九條氏内仰渡

とある。而して更らに、
殿下(九條關白)内々被仰渡御趣意は、御慮之趣、別紙御内沙汰候。子細は蠻夷之儀、彼是入込六ヶ敷相成候處、去年八月水戸へ御慮書差遣候儀、於關東甚差支候由にて、實は爲引籠之儀、自武邊一申候得共、段々御憐愍、御慮之旨も、被爲在、御役邊にて、一應以ニ書取御理申上可然候事。

内々報復

とある。尙ほ「別紙御書取」とあるは左の通りだ。
昨春關東より申來候蠻夷之儀、其後彼是入込候得共、下總守(間部)若狭守(酒井)上京後、段々申述之旨、熟考之處、於關東も何れ蠻夷を遠け、追々舊制之良法に復趣意、尤大老老中にも同意に付、満足候。然處銘々心得方取計方に付、自武邊内々申來候子細有之、再三沙汰之次第も有之候得共、此上關東と之間に拘り候ては、不容易儀に付、

内沙汰候事。
右内々叡慮。

餘儀なき
叡慮

久我氏以
下受書

とある。如何にも恐れ入りたる次第だ。要するに關東よりの壓迫にて、主上にも餘儀なく斯く御内沙汰あらせられたのだ。然もそれ一方には「舊制之良法に復候」との儀を申上げ、主上の思召に迎合したのだ。「舊制之良法」とは、鎖國其事だ。即ち鎖國復舊を主上に御約束申し上げて、その代りに諸廷臣の處分を、御迫り申上げたのだ。仍て久我建通、徳大寺公純、中山忠能、坊城俊克、裏松恭光等は、左の受書を奉つた。
從武邊一申上候由にて、御内沙汰之趣、奉謹承候。於御役不行届之段、深恐入御理申上候間、宜相願存候。何分被惱二叡慮一候段、甚以恐入候進退相伺候事。
然も以上は小鱗の仕末だ。此れからが大物の處分に取り掛らねばならぬ。それが主上に取りて、一段御傷心の事であつた。

第十六章 主上の寛典思召

〔九八〕 諸老臣寛典の御趣意書

所謂元惡

此れからが愈よ大物の問題となつた。關東では鷹司父子、近衛、三條をば、所謂元惡と認めてゐる。されば飽迄徹底的に彼等を處分せんと主張してゐる。されど主上に於せられては、近衛忠熙は勿論のこと、自餘にしても、何とか救解の道は無き乎と、御焦慮遊ばされ、其旨をもて、九條關白に諭し玉うた。尙忠公記に曰く、

重ねて朝
臣庇護御
思召

二月廿一日、太閤、左大臣、右大臣、三條前内大臣等、猶又叡慮之御趣意、御書取を給候て、所司代酒井若狭守へ及三示談、關東へ掛合之事、可取計之旨、敬承之事。

とある。「猶又」の二字に注意す可しだ。如何に主上が繰り返し、此事に付て御

心配在せられたるかは、拜察するに餘りある。尤も二十一日とあるは、御趣意書を賜はり、且つ九條關白が、酒井所司代に示達したる日附にて、此事に付ては、既に二月十七日附にて、九條關白までは、御沙汰を賜はつてゐた。今ま二十一日に拜受した御趣意書を捧讀するに、左の通りだ。

御趣意書

今度關東より内々申來候太閤落傍隱居、左府辭官隱居、右府辭官落傍、三條前内府落傍隱居、尚又下總守(間部)、若狹守(酒井)等見込之處、左府願之通、落傍之旨、段々と御熟考被爲在候處、彼是不得止譯合之儀も可有之哉にも、被開召候得共、太閤(鷹司政通)には、先朝御代文政年中より當職、安政中に至迄、永々之勤勞、加之御登壇以來、萬端攝政同様盡精勤之勞、方今及古稀にも、嚴科に相成候ては、何共哀憐之御思召にも遠候。此れは鷹司政通に付ての思召だ。政通は至尊の爲めには、師傅以上の位地を占め、亦た時には否鎖國論を主張し、聖旨に副はざることもあり、實を云へば至

聖慮披瀝

尊にはや、烟たがられたる老臣であつた。然も斯く憐愍の情を垂れ玉ふのは、洵とに老臣に對する、渥き思召と申さねばならぬ。左府は立坊より爲傳、毎事忠勤且御書道之御世話、專勤仕等之勞。右府同大夫にて、精勤、勤勞不少。三條前内府、先朝より議奏、傳奏役中誠忠積年勤勞之人に候。

此れは近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬に對する聖慮の程を、披瀝し遊ばされたるもの。

有難き御言葉

今般蠻夷を御忌遠け度御思召に付彼是と談合被爲在候族人にて、各御思食之御趣意相立度存心より、色々勘考仕向之中、見込違、心得違等可有之と被思召候へ共、粗此度之一件、堂上之輩、關東を兎や角と之内謀有之候とは不聞食、唯々關東にも、夷賊を遠け候て、神國不汚様と之念願より、皆々起り候事柄にも候間、夫々御憐愍相立候様、關東へ申入にも相成、格別寛宥之御沙汰に御執計有之候様被仰立候。并大老、老中にも厚可

被^レ爲^ニ勘辨^一候様にと之事、内密若狭守へ示談可^レ致御沙汰に候事。
此れは實に千萬言の辯護よりも、有り難き御言葉だ。彼等老臣、何れも之に對して、感激の他はあるまい。斯る優渥なる御趣意書を拜しては、九條關白も到底黙止する譯にも參るまい。

御別紙の寫し

御別紙之寫

落傍被^レ止隱居慎

落傍被^レ止辭官慎

同上

落傍被^レ止隱居慎

應^レ司^太閣
近^レ衛^左大臣
應^レ司^右大臣
三^條前^内府

關東の形勢

是程迄に厚き思召であれば、關東側では固より遵奉す可きが常識から考へても當然である。然も關東の形勢は、決して斯く容易に運ぶ可くもなかつた。要するに井伊側の目的は、主上の御周邊から、是等の人物を一掃するのみならず、彼等をそれ〴〵重き懲罰に處して、再び頭首を擡ぐるの機會なからしめんとす

るにあつたから、今更ら落傍を中止するなどは思ひも寄らぬ事であつた。

【九九】 酒井所司代の反對意見書

酒井忠義の答書

關白九條尙忠の記録には、

同日(安政六年二月廿二日)若狭守(所司代酒井忠義)へ示談、同廿四日返答之寫。

として左の如く、所司代酒井忠義の答書を掲げてゐる。

今度關東より内々申上候應司太閣殿、近衛左府殿、應司右府殿、三條前内府辭官落傍等之儀に付、問部下總守、私(酒井)申上候左府殿落傍之儀等(参照九五)御熟考被^レ遊候處、御三方、三條前内府共、積年勤勞之次第も御座候に付、尙又御寛宥之御沙汰、關東へ可^ニ申遣^一旨御書取之御趣意奉^レ畏候。右關東より申越候一條に付ては、既に過日以^ニ御書取^一御内沙汰之儀も御座候

忠義の聖旨反對

右要旨

酒井の立場

事故、問部下總守へも篤と申談候て、同人并私よりも御答申上候處、尙又御沙汰御座候儀は、至厚御憐愍之恩召より再應被仰出候儀とは奉存候得共、既に先達て下總守よりも申上候通り、左府殿儀に付ては、不容易次第も相聞え候上、猶又其後別冊入江雅樂頭、若松木工權頭申口之趣も御座候儀、右は吟味未決之儀には候得共、申口之通り、相違有間敷儀故、尙更以て御寛宥之御所置に相成候ては、不御宜、關東へ相聞え候處も、如何可レ有御座一哉。何分私右様不御宜と存候儀に付、如何様御沙汰御座候とも、關東へ申遣候事は難仕奉存候

此の如く酒井所司代は、近衛左大臣が、關東に於ては、格段の注意人物であり、其の罪跡も追々と重大のもの露現し來りつゝ、あれば、此際御寛宥の思召を、關東に通達するは、朝廷の爲めにも宜しからず、自分に於ても、斷じて御理り申上るとの意を言明した。

元來酒井忠義は、井伊直弼などの如く、別段水戸退治の根本方針もて、朝廷一

落傍説固

酒井追伸

掃の企畫を懐く程の者ではないから、自分一個としては、必らずしも聖旨を奉戴するに吝かなる者とも思はれない。されど斯く斷乎として言ひ切ることは、如何に關東の決心が鞏固であるかを知るに餘りある。酒井は要するに關東の電話機に過ぎない。然も聊か關東の強音を緩和する電話機に過ぎないのだ。

其外之向にも、至忠誠之存心より、心得違之儀と思召候共、既に正道に無レ之周旋致二顯然一候上は、格段之御憐愍之恩召被爲レ在候ては、却て不御宜と奉存候に付、過日申上候通り、落傍等願之趣、早々被二聞食一候方と奉存候事

此れは近衛以外の鷹司父子、三條等に對してのこと。此の如く酒井所司代は、其の意見を具申し、更らに又た左の追伸を添へてゐる。

本紙申上候儀、此度は何卒是非被二聞召一候様無レ之ては、折角公武御合體之叡慮にも齟齬仕、實に乍レ恐不御宜と奉存候。尤被二聞食一候上は、早々急々御所置相成候様仕度、此度吳々御差含之程宜奉レ願候事

朝臣中の
妥協派

とある。此れには千種有文、岩倉具視などの裏面に於ける活躍があつたものらしい。その事情は更らに記する所あるであらう。

當時京都にも、必らずしも井伊派と云ふではないが、井伊派を相手としての公武合體派が、朝廷の中にも存在したことは疑を容れない。九條關白其他は、固より井伊派と云うても差支なき人であるが、岩倉具視、千種有文など下級の朝臣中には、此際關東と妥協するを以て、朝廷の爲めにも有利なりと認めたる者があつた。彼等は必らずしも關東に向て、朝廷を賣ると云ふ者ではなかつた。彼等には固より彼等相應の了見もあつたに相違ない。されど主上をして、關東の意を容れさせ參らす可く、種々畫策したことは、其の動機の何れにあるにせよ、決して疑を容れない。

幕府の公卿處分

公卿の頼む所は志士なりき。而して志士は已に逃散し、公卿爲めに色を失ふ。間部詮勝乃ち或は黃

金を散じて、貧寒の公卿を誘ひ、以て其歡心を購ひ、或は伏見奉行内藤正繩をして、公卿の間に遊ばしめ、内外多難の形勢を述べて、外交の處斷、實に已むべからざる旨をも諭し、更らに軍備の整頓を待つて他日必らず外夷を撃攘すべしと説かしむ。朝議乃ち爲めに一變して外國と和親を通ずることとを許し、更らに國防を嚴にして、他日撃攘を實行すべしと命ず。乃ち關白政通、内大臣三條實萬を擧げ、九條尙忠をして復關白たらしめ、近衛忠熙の内覽を罷む。幕府は更らに左大臣近衛忠熙及右大臣鷹司輔熙をして剃髮身を引かしめんとす。蓋し義きに其家臣を捕へて之を糺問し、因て幕府を傾くるの陰謀ありしを知り、事竟に茲に及びし也。天皇之を宥めんとして、再三書を間部詮勝に賜ひしも、詮勝之を聽かず、却て天皇の二大臣を庇保せんとし給ふを見、是れ公武の間を離隔せしむる者なりとなし、安政六年三月忠熙、輔熙の二卿に迫り、遂に剃髮して官を辭せしめ、一條左大臣、花山右大臣を以て之に代ふ。〔國府種徳、大日本現代史〕

一〇〇 千種有文等の裏面運動

千種有文の活動
所司代酒井忠義が、九條關白から示されたる御趣意書に對して、強硬なる返答

酒井に返答書催促

書を差し出したるに就ては、其の裏面に、最も活躍したる一人は、千種有文だ。彼は岩倉と與に、村上源氏、久我家の末流にて、當時岩倉は侍従、有文は左少將であつた。然も彼等が或は伏見奉行禁裡取締内藤正細と往來し、或は京都所司代酒井忠義と交通し、何れもそれぞれ運動を逞くした。されば今回酒井の態度が強硬であつたのは、單だに井伊側の壓迫ばかりでなく、亦た千種等の後推しの爲めであつた。今ま二月二十三日附、千種が、酒井公用人三浦吉信に與へたる一書を見るに、

昨夜は内書之條々承候。彌各方堅固被ニ相渡、珍重存候。然ば巨細極秘被示候條々承候。猶又昨夜直様參内候て、富小路(敬直)を以、内々申上置候處、主上には昨日も申入候通、段々御理解申上候に付、御得心相成有之、此上は殿下言上候はゞ、御承知に相成候様、段々働置候條、廿四日午後必々御返答書御差出可レ然存候。

此の如く千種等は既に至尊に裏面から運動して、一切の獻立が出来てゐたのだ。

文官殿重を望む

而して却て酒井に向て、速に其の返答書を差し出す可く催告してゐる。

御返答御文言至極に存候。乍去御末言之處、今少嚴敷御認にては如何哉。彼例之殿下にて、先達も不日の二字さへ御わかり兼候程之事故、早々御取計と計にては、又々御延日にも可相成哉。自然又來月初旬、御神事後迄、御延し置と申邊も難計存候間、甚乍越樽御末言に、

何卒今度は是非被ニ開食候様願度、左無之ては、節角公武御合體之寂慮にも齟齬仕、實に乍恐不御宜、將被ニ開召候上は、早々兩三日中に、御取量相成候様仕度候。此段吳々御差含宜々奉願候事。

右邊にて餘程嚴敷被ニ申上候様、何分御手弱き殿下故、吳々御心得之様にと存候。尙又此上之處不ニ相濟候はゞ、勘考可レ致候。宜々御主君(酒井忠義)へ御申上頼入候也。

二月廿三日

九條を動かす者

此れにて見れば、酒井返答書の追伸も、實は千種の入智恵であつたことが判知

近衛御宥免御斷念

中山の御分延引處上

る。而して「彼例之殿下にて」と云ひ、「御手弱き殿下故」と云ひ、如何にも九條關白を甘く見てゐる。されば九條關白の人形使ひは、當時一方には島田、長野の徒あり、他方には千種、岩倉の徒ありと云ふも差支あるまい。尙ほ千種より三浦及び彼の同役藤田に與へたる一書がある。

極密以二書取一申入候。去廿四日御差出に相成候御返答書并入江、若松等之申口等、一昨日殿下より以二一封一言上に相成、尙又昨日殿下漸御參にて、委細被仰上候處、左府公之處は、右兩人之申口にて、何れも得心歎息之至に候。尤過日來申入候通、主上には兼て御承知被爲在候處故、彌以御得心被遊候。

此れは主上にも、近衛忠熙御宥免には、最早匙を御投げ遊ばされたとのこと。然る處中山事言上には、左公之處は、最早致方無之、早々落飾被聞食、籠居にて頓と御宜ながら、何分應兩公、三條等は、是非水府裁許付候迄は、不レ被聞召一様強て被申上候に付、唯今にては上(主上)にも誠に御困り被爲

千種の催

千種久我岩倉同穴

右は大納言中山忠能が、兩鷹、三條の御處分延引を申上たことを云ふ。實に過日來申入候通、上之處は、段々骨折申上候に付、總て御承知相成有之候得共、何分強く言上候人有之候に付、大に障に相成候て、扱々困入心配候。

強く言上候人とは、中山大納言の類を斥すものであらう。將亦殿下には、例之御埒明不申。既今日も言上には、尙又御神事後迄、御延し置にて御宜など被申上候。其通りゆへ御神事後と申せば、中頃迄延し候事は受合に候。併從二右大將(久我建通)一殿下へ御催促申候事は、決而難ニ相成、右大將にも殆心配に候。

知らず千種其人は何の必要ありて、斯く處分を急ぐのであらう乎。「殿下には例之御埒明不申」などと、如何にも憚らぬ口吻を洩らしてゐる。何卒此上は今日にても、又々諸司代より嚴敷御催促被申上候は、宜哉尤

御神事申中にも、御内慮被仰出候邊は、御差支には不相成、且又御神事前、今明日之中に、随分御取量も出来候事と存候。何分兎に角從若州殿(酒井)御催促被仰上候方、御宜と存候。左無之ば、中々急速に埒明不申候。此段吳々内々可申入、右大將(久我建通)被申候事。

二月廿八日

千少(千種少將)

藤権殿(藤田權兵衛)

三七殿(三浦七兵衛)

此れにて見れば、久我建通、千種有文は云ふ迄もなく、恐らくは岩倉具視など、何れも同穴の狐であつたことが判知る。

一〇一 主上密に朝暮一件文書を三條實萬に
示し給ふ(一)

主上腹心

主上は全く其の腹心股肱の諸臣を井伊側より奪ひ取り去られ玉うた。所謂水戸齊昭隱謀の加擔者、若しくは幫助者として、凡有る朝臣は殆んどそれだけの懲罰を被り、特に主上の最も信賴遊ばされ、安政五年九月初めには、九條關白の辭職と與に、内覽を命せられ、關白職に就かしむ可く、關東へ御沙汰あらせられたる近衛忠熙も亦た、鷹司父子、三條同様、嚴科に處せられ、辭官、隱居、落飾の止む可からざるに至り、如何にも味氣なき御境遇とならせ給うた。此に於て主上は、當時淀附近の民屋に屏居する前内府三條實萬に、密かに幕府往復の文書を示し、其の是迄の經過に就き、實萬をして諒解する所あらしめんとし給うた。此れは良と至尊の老臣を懐ひ玉ふ有難き思召だ。然も其の御心情に就ては、實に恐惶の至りに禁へざるものがある。

主上三條
の了解を
求む

十日(安政六年三月)午刻前少將(三條實美)可來于此亭、旨從途中一人馳來告之云々。然間少將入來、持參御紋附文庫爲仰之儀者、可著鳥帽子小直衣、可爲其分示之間、即著了、承御沙汰之旨。

此れは其子三條實美が、實萬の許に、御紋付文庫を持參したから、禮服著用に
て、之を拜見するとの意味である。

三條參内

昨夜從内被召(原注 從中山一以狀被召、非表向之儀)參内之處、以兒被出御文
庫(原注 被附御封)兒幼少之間、正親町扶持傳仰之旨、件封中實萬へ可傳
之旨被仰出

三條は中山忠能の書狀にて參内、此れは御内々の事。御文庫を出させ王うたる兒
は餘りに年少なれば、當時議奏加勢たる正親町實徳が、之を扶持して聖旨を傳
へた。

中山内示
の旨を傳

別段中山依懇志被内示云。外夷一條御書付并太閤以下進退等之事に
付、叡慮之趣、不致拜聽一候ては、如何様之御處置と可存、段々厚思食
被仰遣之處、何分所司代御受不申、所詮關東難及通達一旨、申上
之間、不被得已、近日願意之儀、可被及御沙汰、夫迄に右御書取可拜
見之旨、厚思召之由、内々被示云々。右拜見之事、殿下(九條關白)には不

承給之由。乍去叡慮にて、御内々被見下一之旨、恩言重疊之趣、被
内示一候

此れは中山忠能より三條實美に、御内示の旨を傳へたる次第だ。此れにて主上
の御苦衷は拜察するに餘りある。尙ほ此の文書拜見の事は、九條關白には御告
げなく、單に御内々に三條實萬に仰せ付けられたりとの事。

文庫中の
書類

先以盟漱一開封拜見、御文庫中白木桐篋、又有御封、同開之處、鷹檀紙包御
折紙三包(原注 右は勅筆或は御寫し)其外疊夷一件、從關東一昨年十二月言上(原注
温恭院被三申付一條々)并問部下總守演舌書、酒井若狹守書取、右御應答之文書諸
向御返答之書取、又太閤、左府、右府、實萬等其外役人進退之事内々申上候
下總守書取、昨年夫々於二町奉行一吟味申付候輩之申口、太閤、左府、右府、
下官等引合之筋拔書四冊、一條家司入江、若松等吟味申口數十通也。一々不
能二續記

以上は御文庫中の書類だ。而して更らに入江、若松の吟味申口に付ては、三條

入江若松
吟味申口
附記

實萬の所記は左の如し。
右は昨年外夷一條并關東役人紀州家老水野土佐守等姦佞之徒、調伏之祈、勢
州住社人(原注 神宮之者には無之) 墓目祈禱者云々、此者一條家立入之者、右前
件調伏被ニ申付ニ之事露顯、右一條内府より被レ命之旨、但實は左府(近衛忠熙)發
起にて内府家立入之者に付、從ニ彼家ニ被ニ申付ニ候様、左府内託之由、右之一
件也。此事は昨冬言上等之内には無之、唯今社人吟味申口故、其事に付、關
係之儀は、前書には無之、只右一條家家司申口書取計也、有二冊。
此れは入江、若松の吟味申口に對しての附記だ。

一〇二 主上密に朝幕一件文書を三條實萬に
示し給ふ(二)

實萬は尚ほ記して曰く、

肝要の分
拜寫

元來 夥敷文書、然而此分肝要被ニ取撰ニ爲レ見被レ下之由也。大略拜見數多之
文書、急速不能ニ相寫、且明日可ニ返上ニ之旨被ニ仰出、少將(三條實美) 歸京可
及ニ深更、是亦外見如何、仍肝要之分、竊に奉ニ拜寫、其分如レ左。

勅筆

去月(安政六年正月)廿九日之書狀には、太閤、右府、三條等は、願之通、辭官、
落傍、左府辭官之様、老中内々申越 候得共、尙亦左府も落傍之旨、青門は廿
九日、内狀之通可レ宜旨、下總守(間部)も申 候由、去十四日書狀披見候
其後段々熟考 候處、不得レ止儀も有之候哉に候得共、太閤(鷹司政通)に
は、自ニ先朝御代文政年中、關白永々之勤勞、殊に不意之諒闇にて、登極萬事
攝政同様精勤、今は古稀に及び、重科に相成候儀、如何にも哀憐存 候
此れは鷹司太閤に對しての思召、總て此の勅筆の全文は、既掲の御趣意書(參照
九八)と、殆んど同一の御文句なれども、尙ほ一二勅筆の方が、緊要の點に於て、

勅筆

近衛左府に就き

御文句が加はりたるものがある。平たく云へば、御趣意書は、此の勅筆によりて、出来したるものにして、聖旨の眞面目は、勅筆によりて始めて明らかになつたものなれば、重複を厭はず、更らに之を掲載することとした。

旁其勞多端

左府（近衛忠熙）は坊中より萬事爲傳、忠勤。況爲三朕之加冠、且筆道師範、

鷹司右府

近衛忠熙は、主上の東宮御以來の親しみがあつた。其彼を眷顧し給ふことの他に勝れたるも決して偶然ではあるまい。

右府（鷹司輔熙）は同大夫として、萬事出精、勤仕之勞不レ少。

三條勳勞

鷹司輔熙も亦た東宮大夫として勤仕し、以て今日に至りたるもの。三條には先朝御代以來内外精忠を盡し、兩役（議奏、傳奏）積年之勤勞多端、尤行狀も可ニ愛賞一人に候。

此れは三條實萬に取りては、尤も有難き御言葉であらう。「尤行狀も可ニ愛賞一人に候」との一句洵に千鈞の重みがある。

主上御述懐

今般朕如何にも蠻夷に於ては、忌遠け度懇念に付、此輩へも談合候處、何卒右存念相立度趣意にて、色々勘考候事に候。其内には見込違、心得違も可有レ之候得共、大體此度の儀は、堂上之輩、大樹徳川家を兎角可レ致との内謀計略は一切無レ之。去寶曆年中、異變風説の如き事とは、甚以相違之譯にて、唯々將軍家にも、蠻夷を遠けられ候て、神國を不レ汚様との懇念より皆々起り候事共候間、先件從來之子細も有レ之、朕深く哀憐存候間、此段分て大樹（將軍）へ申入に相成、格別之憐宥之沙汰、大老以下にも、寛宥之取計有レ之候様、厚く内談に可レ被レ及存候事。

事件真相を穿つ

此れは如何にも恐れながら情理貫徹、如何なる幕吏も、之を拜讀すれば、唯だ聖旨を遵奉するの他はある可からざるもの。「今般朕如何にも蠻夷に於ては、忌遠け度懇念に付、此輩へも談合候處、何卒右存念相立度趣意にて、色々勘考候事に候」との一節は、良とに事件の真相を穿たせ玉ひたる御言葉にして、云はば此の一件も、全く主上から御働らき掛けに相ひ成り、諸臣は聖旨翼襄の忠貞

添狀

を竭したるに外ならないのだ。

添狀

過日關東より段々申來儀に付、色々勘考候得共、逆も於武邊一聞届無レ之哉、乍嘆息之餘、今一應右別紙所存書、關東へ可有二通達一可レ被ニ取計一様之事。

同上に付、所詮穩便に不ニ相濟一候事なれば、無レ據儀、責ては別紙の通、宥免に相成間敷哉之事。

隱居 慎 太閤 辭官 慎左大臣

同上右大臣。申來通 慎 座主 宮。

隱居 慎 三條前内大臣。

去る十七日渡ニ于關白、武邊へ可有二通達一申渡書狀之事。

以上の思召は、酒井所司代等の反對する所となりて、遂ひに遵奉に至らなかつた次第は、既記の通りである。〔參照 九九〕

第十七章 四公落筋一件

【103】 三條實萬の述懐 (一)

三條實萬は、主上より密かに示し給ひたる勅筆を捧讀して、

右叡慮之趣、被ニ仰出^レ之處、若狹守申狀關東へ通達之儀は、御請難ニ申上、

何分夫々願之通不^レ被ニ聞召^一候ては、公武之御間柄に拘り不^レ可^レ然旨、間部

にも同様之旨、所司代書取等拜見。〔參照 九九〕

三條感激

而して三條實萬は左の如き感激の情を述べてゐる。

先以聖恩感戴候。誠以不堪ニ畏懼^一之儀也。外夷一條は、此趣實當今不^レ

被^レ得^レ止^レ之御處分、可^レ無^レ他^一之術計、今更無^レ申狀^一事也。

審判不當

而して彼は更らに一轉語を下して曰く、

右關係之事件に付、太閤以下於關東一見込之次第、全人々申口爲ニ證據^一之

趣に相見。尤元來見込違は無申迄、昨年以來申ニ恐懼、既稱ニ所勞、落筋等相願之次第。(原注 内々武邊之時宜有ニ沙汰之上は、無ニ爲方也)今更不レ及ニ左右、然而其事情彼召捕、或召籠相成候家來之申口而已にて有ニ一決之段、實以難堪事也。

片岡裁斷の不當

家來共の申口の上に據りて、其罪を審判せんとするの不當を云ふ。雖然昨年以來召捕呼立、彼是騷然之處、三公(鷹司父子、近衛)予等一事之尋問等從ニ武邊無之、然而以ニ彼等之申口、太閤三公下官(三條實萬)等心得違之事條輕重分別を立、下總守(間部)見込書取呈上之趣、在此文書中、尤浮浪人等之妄説を如ニ下官其他信用より事起之趣有之と雖、即右等之輩之申狀、片口を以て、立ニ評論言上之段、實以不レ得ニ其意一事也。此れは親しく常人等に就て聴取せず、徒らに家來や浮浪人の片口のみを聞きて、それによりて、罪案を定むるの不當なるを云ふ。雖然大體於ニ見込違之筋は、無ニ相違、且深重之叡慮、殊に實萬内外盡ニ誠

忠之趣、被染宸翰之上は、實對ニ祖先一向ニ子孫ニ不忠不義不孝之罪は遁之歟

忠貞の心事關東不了

既に聖天子の誠忠を認め給ふあり。俯仰忤づる所なかる可し。尤幹事之譽無之は申迄なく、定見無之不辨ニ時勢之所致、確乎たる正事美政とは難申、其條は幾重にも、恐縮之至、聊不可ニ遁避、雖然見過於其黨之儀、事情無ニ熟察、評論有之儀は、誠以不堪憤鬱一事也。其の忠貞の心事を、關東武邊の者共が、諒解せざるを憤慨す。但古來冤罪之者、貴賤不可ニ勝算一儀、今時及ニ裁許之上、假令有ニ其理共、抑屈は勿論歟。然者任ニ天鑑不可申ニ子細一歟。古今冤罪者多し。豈に獨り我のみならん哉。乍去文書爲見被下之上は、左右不申上、其趣無ニ相違、可レ被ニ聞召、進退維谷、彼是令ニ思惟之處、今時非被尋下子細之儀、御裁判關東言上之次第、唯以ニ聖恩被爲見下之儀、且事多煩、急速不レ能ニ勘考之間

三條の煩

先唯畏之趣而已、御請言上之旨、以一封一獻ニ上之可レ然歟。
三條實萬胸中の煩悶、一往一來の狀、宛も見ることが如し。沈黙せん乎、主上は所謂る罪案を事實として信じ給ふの虞れがある。冤を訴へん乎、徒らに問題を糾紛せしむるのみである。然も罪案既に定まり、只だ聖主の厚恩によりて、密かに其の文書を示し給ふ。今は唯だ御請書のみを差出すの他はあるまい。此の如く彼れ三條實萬は、自問自答した。

處斷振合

昨日少將(三條實美)中山へ他之公御請振合令ニ内問之處、拜見は不レ被レ致候得共、相違之儀は、被ニ申上ニ歟に被ニ伺申一也。強て可レ爲ニ一樣之旨被レ申云云。仍今日御受之處、如ニ前文ニ勘考了。(原注 以ニ封中ニ御受言上云々、仍其分覺悟)
此れは其子三條實美が、中山忠能に面會の際、他の諸公の振合を聞いた。中山の語る所によれば、親しくは知らざるも、何れも相違の點あることだけは申上げた様だとの事。而して先づその振合にて然る可しとの事であつた。但だ自分には前文の如き意味の御請書を差出すこととしたと云ふ譯であらう。

【一〇四】三條實萬の述懐 (二)

三條の決心

三條實萬の述懐は、尙ほ續いてゐる。彼は更らに左の如く語つた。
但一々無ニ齟齬ニ様被ニ思召一候ては如何、仍中山迄從ニ恩息(實美)ニ内々令レ申。右申口之處、於ニ大體ニは、筋違之儀無レ之、尤、聊無ニ申狀一見込違無ニ相違之間、恐懼之外無レ之、然上厚敷慮承之上、無ニ遺憾一畏入候。但申口に付、齟齬之事情等は、申上置不レ申ては如何。

要正の必要

彼は唯だ素直に其の罪案に就て畏入ると申す可く決心したが、斯くすれば其の罪にあらざる罪までも自から認めねばならぬから、少くとも其の諸家臣、浮浪人の申口に就て、辨明、若しくは駁正する丈けの事は、申上げ置くの必要を感じたものであらう。但だ其の方法に就ては、彼は兎や角と思案した。
然處多レ煩以ニ書取一言上如何、以ニ正親町三條中山一可ニ申出ニ哉と存候。急速可ニ申上ニにも無レ之哉。此亭へ相招も遠遠之地如何。何卒不レ遠近所へ轉

居之望有之之間、其上可ニ申上一哉如何。

此の如く彼は種々に其の方法に就て考慮した。

何分右之意味被レ含候様頼置旨可申、其内一端は、水府より直書到來之

趣、森寺因幡守(三條家諸大夫)申口に有之、此儀は更に無之事也。

彼は其の一例として、其の妄を辨じてゐる。而して更らに曰く、

元來家來には、萬事秘藏候、殊に彼者有ニ粗意之間、別而不ニ申聞之間、邪

察を以て申出、言語道斷之事也。是等之儀は、白地可ニ申置一申聞了。

此れは實萬が、其子實美に、意を含めたものだ。而して彼の所謂御請書なる

ものは、乃ち左の通りと爲す。

外夷一條且關係之事條等に付、老中并所司代等より差上候書取類并御返

答、且叡慮之御旨、御書取等、夫々御内々厚思召拜見被ニ仰付一候趣、誠

以深重之叡慮、銘ニ心肝一深畏入存候段々不ニ一方一御憐愍之思召共

奉ニ拜見、何共不堪ニ恐懼、感泣拜伏畏入存候、實に云レ彼云レ是、被レ惱ニ

水府直書の辨

三條請書

山獻内振中事

叡慮一候段、反覆恐懼仕候。以ニ深思召御書取被許ニ拜見一候、聖恩之程、幾重にも奉ニ畏存一候。右内々御請申上候事。如何にも平穩なる御請書だ。此れならば誰が見ても、何の文句の出づ可き様もあるまい。

以ニ同紙(小來書)包レ之、封じ了。名字且封之處、書ニ名片字一少將(實美)へ附

此の如く御内示の書類拜見し、且つ返上の手續きを了し、

即更著ニ烏帽子小直衣、少將へ右御受書取ニ授之。于レ時酉下刻許也。即歸了。

三條實美が、其父實萬の淀附近の幽居を訪うたのが、子日午刻前、即ち正午前であつた。而して其の拜見の書類と與に、御請書を同人に渡し、同人が歸京したのが、酉下刻、即ち午後六時を過ぎて、八時以前であつた。

明日參内、御文通返上可レ有之、尤以レ兒可レ上、先益御機嫌能被レ爲レ成候。

御沙汰相伺恐悦存上候。昨日賜封中畏存候。右御受は以二一
封言上仕候。趣可申上申含了。

三條述懐

實萬は此の如く其子實美に申含めたのだ。而して彼は更らに述懐して曰く、
大關係之儀は、水府老公隱謀荷擔之筋、糺明大意と令察、既に昨冬數多書
取申口等言上有之旨承及了。其内隱謀同心之堂上云々と有之旨有
沙汰一仍其節右堂上へ御尋有之度事也。決而隱謀承知同心之儀には更に無之
候事、其子細申出度事。堂上は兎も角以二其意一水府嚴重之罪科有之候ては、
甚以不正之至也。仍其事以二阿野（公誠）一左府（近衛）へ令談之處、唯今彼
是申出如何。先日若州（酒井忠義）面會之節、子細有談話之間、不レ及二其義一
歟之旨、被命之間、空打過了。於今日一は可謂遺憾一歟。所察水府
老卿（齊昭）隱謀邪計無二相違一と申證、結構之所意歟。然ば何程辨解有之共、
不レ及二頓著一歟如何。

雪冤の機

彼は水府隱謀の關係者たる冤罪を被り、既に之を雪がんと欲して、其機を失し

た。「所察水府老卿隱謀邪計無二相違一と申證結構之趣意歟」是れ全く井伊派の
胸臆を看破したる言であらう。彼等は其の證據を得んと欲して、之を得る能は
ず。爲めに百方結構羅織し、以て之を製造せんと焦慮しつゝあるものだ。而し
てそれが則ち安政大獄の由來である。

【一〇五】落飭猶豫の御沙汰に付て酒井所司代
の答申書

主上が應司太閤、近衛左府、應司右府、三條前内府等の詞を宥め、之を寛典に
處せんとの思召は、二月十七日九條關白に示し玉ひ、更らにそれが御趣意書と
して、二月廿一日に賜はり、即日關白より之を酒井所司代に通達し、酒井は更
らに其の不可なる所以を開陳したことは、既記の通りだ。（參照 九八一—一〇〇）尙

主上寛典
の思召

關東の處
分催告

ほ其の以前にも、同様の思召が下つた。「參照 八六」
 然も關東からは公文書もて、頻りに之を催告し參らせ、酒井、問部の兩人亦た
 其意を承けて、一日も忽にす可からざる旨を上申し、今は彌よ其の實行に及
 ばんとしたが、主上は更らに九條關白に向て、應司太閤以下の落傍の勅許の期
 を緩めんことを、沙汰あらせられた。而して關白は旨を奉じて、之を酒井所司
 代に諭したが、所司代は更らに其の不可なる所以を答へた。尙忠公記に曰く、
 三月廿六日若狹守（酒井所司代）入來、面談之上、翌廿七日、從若州返答之
 書取寫。

處分經過

昨廿六日（安政六年三月）參殿 仕候處、應司殿御父子、近衛左府殿、三條
 前内府落傍御猶豫之儀に付、御沙汰之趣奉候。右は兼て御使之者在
 京中、應司殿御父子、三條前内府之處、關東より内々申上候通之次第、
 近衛殿之處は、是又下總守（問部）私より申上候儀に御座候處、御憐愍
 之御沙汰御座候に付、尙又下總守よりも御答申上置候儀之處、

左右大臣
更迭の事

以上は是迄の經過を云ふ。

其後御三方、三條之儀とも、再應御沙汰御座候儀は、實々不御宜儀と奉
 存候。何卒廿八日轉任等相濟候上は、速に願之通被聞召候方、公
 武御合體御隔意不有候。段顯然仕候儀と奉存候。
 此の轉任とは左右大臣以下の更迭を云ふもの。

尤今暫御猶豫被遊度と之儀は、全御憐愍之思食に可有御座候得共、
 此上御遅延之御沙汰御座候て、關東より品々申來候様相成候ては、
 輕重之差等にも相拘可申、其上折角心得違之廉を以、夫々辭官落傍等被
 相願改心被致候所詮も無之、不得止私夫々へ罷出、屹度御達可申
 事に相成候は、御所向御政權をも難相立、却て御不憐愍之筋に相當り可
 申と誠に致心痛候。

落傍許容
猶豫の不可

此の如く若し彼等の願の通りの落傍御許容を猶豫させ玉ふに於ては、關東より
 所司代をして、表向其の處分を申し渡すこととならば、朝廷の御威光も、將た

彼等の面目も相ひ立ざる次第にて、是れ彼等の爲めを謀らせ玉うて、却て其の反對となる旨を申し述べたのだ。

尙歸宅之上、篤と勘辨仕候處、何分にも一日も早く被二聞召一候方に無_レ之ては、實に御宜有_二御座一問敷と奉_レ存候に付、右之段は御答申上候事。

此の如く酒井所司代は、御沙汰に反對したばかりでなく、却て速かに御實行を催告した。而して尙ほ別紙に斯く申してゐる。

酒井氏別紙

以_二別紙一申上候。昨日(安政六年三月廿六日)參殿之節御内話之趣に付、申上候次第も御座候得共、歸宅之上尙篤と品々勘考仕候處、本紙申上候通、如何にも追々御遅延に相成候ては、遠隔之儀に付、風と關東へ如何様相響可_レ申哉。萬一突付表立、屹度申越候様之儀は、何時も難_レ計、左候ては、實々嘯_レ臍之悔、如何にも致方無_二御座一と、實々心痛之儀に御座候間、此段分て奉_二申上_一候事。

酒井の立場

此の如く酒井所司代は、反覆丁寧に、其の實行の猶豫す可からざる事情を開陳してゐる。惟ふに酒井の立場も亦た困難だ。彼は關東からは、恒に優柔不斷を非難せられ、京都に於ては亦た朝廷よりして、種々の御注文の御相手となつてゐる。乃ち當時に於ては、彼として斯く申すより他に、道は無かつたものであらう。

左右大臣の更迭

安政六年三月廿八日には、主上も愈よ左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙の願ひを容れ、其官を罷め、内大臣一條忠香を左大臣に、前内大臣花山院家厚を右大臣に、權大納言二條齊敬を内大臣に任じ給うた。されど從來の行き掛りである鷹司政通、近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬落飾の一件に就ては、未だ容易に

【一〇六】 四公落飾一件の曲折 (一)

主上内勅
を賜はる

井伊側の注文通りに運ぶ可くも見えなかつた。主上は固より此事が幕府の強制に出でたるものにて、政通以下の眞意であるや否やを詳にし玉はなかつた。故に四月三日には改めて、政通、忠熙、輔熙、實萬等に内勅を下して、之を確め玉うた。今ま之を三條實萬の幽居日記に徴するに、

廿八日戊戌(安政六年三月)岡田式部丞(冷泉爲恭)來面會、且又若州(酒井所司代)より爲二見舞一菓肴一折被贈之旨、内々以レ彼被傳レ之云々。

三浦の選

將又極密示云、先達而太閤(鷹司政通)以下至二小子一落飾願之事、于今不レ被レ聞食一、彼是六个敷御次第、此上御不承知被成候、ては、如何體嚴重申來も難計、心配之由。於二小子一は既最初願意至レ今貫徹無二變心一尤感心候。どふか左右(近衛、鷹司輔熙)公杯内々御申込に有レ之哉、如何と存候。此儀被レ聞食一候様、小子御催促願候は、可レ然存候旨、内々諷諭に候也。此事彼三浦(七兵衛吉信)岡田へ申聞、難二黙止一申出候旨申來。此れにて見れば酒井は其臣三浦をして、岡田に告げ、岡田をして三條に説き、

三條答

三條を通して至尊に落飾勅許を、御催促申上げんとしたのであらう。而して三條實萬の答は左の通りだ。

答之趣、委細は承知。但式部丞迄之咄は誠に六个敷儀歟。最願出之上は、無二遺念一可二聞食一儀奉レ待儀也。而其御次第も有レ之儀、粗承知也。兩大臣解官、其後各可レ被二聞召一哉。未レ經二數日一、只今御催促申出儀無二其便一歟。願事及二數月一無二御沙汰一事、毎例事也。御勘考中之儀、遮て申出、其子細右内諭之事は不可二申出、然ば我々於二一身一所二困苦一也。

岡田の懇

此の如く三條は即今御催促申上ぐることの心苦しき所以を陳べた。且又催促願申は、殿下(九條關白)に申歟、或は武傳に申出歟也。式部丞云、殿下にても一應被二仰入一候は、御宜歟。只今御否み之様心得候得ば御爲め不レ宜と心配候。兼て當方之事心配候事、おかしく心得候ても如何と、段々懇切示レ之。

此れは岡田が三條に向て、懇談したる要領だ。然も三條は猝かに之に應じな

三條苦惱

然ども猶篤と勘考可致旨申聞了。後相考、内々御尋有之儀、若哉殿下之邊より可相聞一候間、夫迄に可申出と之計策歟。實に難堪事也。彼是思惟之處、卒爾難申出一事也。

三條決心

此の如く三條實萬も、左思右考、彼是と胸中には苦惱の餘、左の如く決定し
たらしむ。
内々叡慮伺居、其處へ、武邊へ追蹤歎願催促申出、甚不レ得ニ其意、然而其意彼へ及ニ露顯一ば、忽可レ有ニ其害一也。仍只先因循と延引了。

久我中山の内示

此の如く三條實萬は、酒井所司代の注文には、おいそれとは應じなかつた。
三十日庚子少將(三條實美)入來、去廿八日於桃花(一條邸)右大將(久我建通)面會之處、内々被レ示ニ彼一件一に付、一日頃實美可被レ召哉。心得内々被レ示、然而昨日中山面會之處、同事内示有之、且任ニ懇意、極密心得に被レ示趣。此れは何れも主上の御意を體して久我及び中山よりの内示。而して左に記する

中山談話

は、乃ち中山の語る所、實に委曲を盡してゐる。

四公(鷹司父子、近衛、三條)落傍之事、何分叡慮御氣濟も不レ被レ遊候に付、種々と御引延に相成居候。然る處、先日來度々殿下へ所司代より催促有之、何分廿八日後速被レ聞召一候様。左無レ之て御日延に相成候ては、實に彼公武之御間柄に拘り候間、是非此度は被レ聞食一候様、度々内々申上候。何分御勘考と申者にて、御延相成居候。四五日以前御産(按ずるに安政六年三月廿二日、皇女壽萬宮御降誕)之翌日歟、内藤(豊後守)參内仕、中山へ面談仕度儀有之候間、明朝里亭へ行向度、在宅否承度由申之。然る處其日所司代恐悦に參内候間、退出之程も難計趣を以て、被レ理候處、又々是非面談仕度、其翌朝は在宅否相尋中にも、右様申乞候儀に有之、理にても不濟申一哉、先々面談之様治定被レ致、其翌朝在宅之旨被レ答。即翌朝内氏中里亭へ行向、午斜頃迄も長談、四公落傍之一件段々内々打明咄致し申候。

幕府もど
かしがり

以上によりても、如何に幕府側が此の一件の遅延を、もどかしく考へ、百方其の手段を盡して、之を實行せんと焦燥しつゝあつたかと思ひやらるゝ。

【一〇七】 四公落飭一件の曲折 (二)

中山と内
藤との談話

以下は伏見奉行兼禁裡取締内藤豊後守正繩が、中山忠能との對話の次第を、忠能から三條實美に語り、實美が更らに之を其父實萬に語りたることを、實萬の筆記したるものにかゝる。

四公落飭
延期の申分

先日來役人より段々掛合越、水府杯の隠謀に荷擔同心致候と申邊にて、願之通早速被三開食一候様せり込候は、前後始末も不揃哉。水府以下所置相付候上にて、彌荷擔之事相違無之事ならば、其節は御所向にて、四公御處置も可被爲在筈。然るを其本を其儘に抑へ置候て、枝葉之所をせり込

右の當然

は、如何之事哉。右之御趣意にて、御掛合相成居候。其邊至極内氏(内藤正繩)にも、御尤に候得共、何分模様六ヶ敷。

右は主上から四公落飭延期に就ての御申分だ。實に御尤の次第と内藤正繩も申してゐる。それも其筈だ、四公の罪案は、水戸の隠謀に與みしたと云ふ理由だ。然るに其の罪源の水戸に就て、未だ何等の審判を下さずに、其の加擔者と稱せらるゝものを、先づ罰せんとするが如きは、是れ實に前後の措置を顛倒したるもの。然るに内藤はそれを尤とは申しつゝも、更らに其の已む可からざる事情を、左の如く語りてゐる。

内藤の話

前後之様に候得共、水府之處置を被付候はゞ、自然又々同心之大藩有之、憤發蜂起之程も難計、左相成候ては、實に大混亂大變に可及候間、只只少しにても、事のあらけぬ様、何れより成共、治りの付候様に致さねば不三相成申一候。何分にも彼落飾之一件、只今之處にては、すらりと被三開食一候様段々せり込、微細に辨破、種々と言葉に浮沈を付、色々と申居候。

此れは内藤が中山に内談したる要領として中山の語りしもの。

中印(中山忠能)も元より右之次第不甘心之事に有之、只内氏(内藤正經)之申候處被二開居一候。色々と内談應對も被レ致候得共、何分屈服も不レ致なり。先其日は雙方(内藤と中山)御勘考と申相濟候也。

内藤、中山兩人の内談は上の如し。

扱又四五日已前之事とか、若印(所司代酒井忠義)殿下(九條關白)に參上にて、段々せり込、是非廿八日後早速被二開食一候様、無レ左候ては、實に公武之御間に拘り可申、此姿にて御延し相成候ては、彼家來(諸公の家來)向下方有レ之候面々口上げ之模様にて、關東より嚴重に申來りては、若印(酒井所司代)にも力難レ及、且一身之上に拘り、心配仕候。自然只今にも申來り候節は、勘考も無レ之事に相成候ては、實に六个敷事に相成、却て御不憐愍に可二相成一、只今之處にて、被二開食一候は、何分所勞にて願候事、迷惑之筋にも不ニ至申一候。

酒井備告の理由

その要領

以上は酒井所司代が、九條關白に向て、四公落傍催告の理由だ。今日ならば自發的の姿にて、面目を失はずして、然かするを得るが、若し關東に拘致せられたる諸臣の申口によりて、關東から表向き嚴重の命令もて、然く申し來りたるに於ては、其の結果は、實に重大なるものがある旨を告げた。而して更らに曰く、

何卒廿八日後、速に被二開食一候様、段々切迫に殿下へ申上候由。

二十八日後とあるは、二十八日は近衛、鷹司等其職を罷められたる當日であるからだ。

酒井肉薄

殿下(九條關白)にも何分にも右之御勘考中と申すものにて、打返御答にも相成候由。其後退散後、早速又々一封にて、右之次第を、手強書取差出候由。

此の如く酒井所司代は、九條關白へ肉薄し來つた。要するに關東は酒井に、酒井は九條に、而して九條は更らに主上にとの順序となつて來た。主上の御苦慮

亦た拜察するに餘りある。

【一〇八】四公落飭一件の曲折 (三)

酒井書取

中山忠能の三條實美に語る所は、左の如く續いてゐる。
 其後廿七日殿下(九條關白)御參にて、右之書取被入御覽一候
 右の書取とは、酒井から關白への四公落飭催促状のことだ。
 實に右之次第に付、主上にも大御心配に被爲在候。尤叡慮之處は、何く
 迄も御延引之思食に被爲在、尤嚴重に申來候も難計杯と、所司代よ
 り申上候は、をどしに可有之候得共、若州(酒井所司代)之處は、程克候
 共、間部杯より暴に申來候節、本人迷惑に被存候ても、却て御不憐愍
 に相成候ては、叡慮不安思召候。

宸念の在

此れは主上の御心中を中山が語り出したるもの。憐愍の爲めに、御延期の結果、
 却て恩が仇となる虞れはなき乎。此れが軫念あらせられ玉ふ所だ。
 又々四公之内にも、内存意之處、色々可有之、却てすらりと被聞食一候方、
 願望之人も可有哉難計、嚴重に申來迷惑に被存候て、却て御不憐愍に
 候間、一應明日四公へ、右若州之書取爲見被下、且夫々内存之處、御内
 内御尋に相成候間、不外成一儀、懇意候間、從實美内々御心付に可
 申上、中印(中山忠能)密議有之候。

當人心中

此の如く四公即ち鷹司父子、近衛、三條四人の中には、却て此際願意御聽許の
 速かならんことを希望する輩あるやも、未だ知る可からざるが故に、兎も角當人
 等の心中を聞き質したいとの思召だ。從て中山は、別懇なる三條實美に向て、
 此事を語つた。

中山硬論

中印(中山忠能)所存には、實に叡慮之處、何く迄も御推張之事ならば、縦令如
 何體嚴重に申來、迷惑に相成候共、中印(中山)ならば其邊聊迷惑御

不憐愍とは不_レ被_レ存、只すらりと被_レ聞食_一候ては、邪_レ正明白に不_レ相分_一に相濟、且後世へ聞え候ても、忠邪明白不_レ相分_一。且當時にても内々之御次第柄不_レ存ものは、何ぞ各今更未練に遁避之様に相聞え、叡慮御はまりの事ならば、一身之困苦を不_レ厭。乍去四公之御所存は、如何之御事やら難_レ計に付、御尋にも相成_一候。

此の如く中山自身は、頗る硬論を吐きつゝも、主上の思召を奉戴し、斯く銘々の心中を聞くこととした。

何分御憐愍にて、迷慈に不_レ被_レ存様叡念_一候。右之次第柄委敷次第任_二御心安_一、極密申入_一候。宜_二申上_一之旨、中山内示有_レ之候事。

以上は中山の三條實美に語りしところを、實美之を其父實萬に語りたるもの。要するに此れは主上の思召を以て、中山から間接に三條實萬の意中を聞き質したるもの。

四月四日甲辰未刻(午後二時)許少將(實美)來。今朝二條内府被_レ送_レ使、面會有_レ

間接に三條實美に取意中

叡慮を傳へらる

之度、已刻(午前十時)頃可_レ行向。但近衛家被_レ行向_一候間、其後可_レ有_二案内_一申來_一候。已半刻(午前十一時)計有_二案内_一之間、直_レ行向_一之處、内府被_レ相逢_一、被_レ示_レ之旨如_レ左。

此の如く内大臣二條齊敬は、三條實萬の子少將三條實美を招き、左の文書を示した。

昨日參内之處、即刻御前へ被_レ召仰_一之趣は彼四公落飾願之一條に付、先日來段々叡慮を被_レ惱_一候。元來格別忠誠を被_レ盡_一候處、所勞に依て願と申ながら此度願之通被_レ聞食_一候ては、實々叡慮にも氣毒に思食_一候に付ては、殿下(九條關白)へも、先日來も段々御沙汰に相成、殿下より武邊へ應對御掛合に相成候得共、何分武家之暴政、何つとても同様之御返答申上_一候。次第、實實此上御延引にて不_レ被_レ聞食_一候ては、武邊より夫々能出、台命を以て、御應對に可_レ及、左様相成_一候ては、此上之御外聞にも拘り、右様之次第に付、叡慮にも、此上に被_レ遊方不_レ被_レ爲_レ在、何共氣毒に思食、實に忠誠を被_レ盡

候處、前文之次第、深被惱歎慮候。就ては内府より段々深く歎慮を被廻、段々御掛合に相成候。歎念之處を承知有之候様、内府より内々被傳、勅書一并、武家より入御覽一候書取爲見被下候。此旨下官可傳申内府被命旨之事。

此の如く主上の命を二條内大臣に傳へ、而して二條内大臣より更らに三條實美を経て、三條實萬に傳ふることとなつた。而して其他の三公も、皆それと同趣旨を傳られたものであらう。

【一〇九】四公落飭一件の曲折 (四)

主上餘儀なく聽届

前掲の如く、三條實美は、内大臣二條齊敬より、其父實萬の落飭願に付、主上も餘儀なく御聽届の旨を聞き、其の次第を語りて、

御請之儀は、以一封可申上、今日中(安政六年四月四日)可差出直參朝可被及三言上旨也。

内示勅筆

とある。斯くて其の内示したる勅筆は左の通りだ。

勅筆

今度從武家申入之儀、實に歎息之至、元來各忠魂より發候事に候て、尤可賞之處、却て如是次第に成候段、實に哀憐之至、心痛之餘、去月以二條大納言一宮各入披見一候事に候。

哀憐無盡

其後迎も段々色々令應接一候得共、兎角同様之儀、却て重科之沙汰に及由申入、歎息之至に候間、乍殘念一依請辭官は承知候得共、落飾之儀は、實に歎个敷儀、人々之浮沈之場合に、哀憐無盡期、何國迄も愚存申述、如何にも止に相成候様可致了簡に候得共、此上強申出候は、及嚴重之沙汰一流罪等迄申付候由、若狹守(所司代酒井忠義)も申候由、右別紙書付差出候旨にて、去月廿七日、關白より受取置候事に候。

如何にも主上の御心中が、拜察し參らせらる。而して能く其の事情が曲盡せられてゐる。

主上御苦慮

仍此上強て申張候共無詮、且は却て及ニ大害にも一候半哉と令ニ心痛一候然ば朕恩存には如ニ前文、實に各忠魂より發し候事、此所にて從ニ此方一申附候事は、表面所勞申立願候事と乍レ申、實には左様之次第にても無レ之事故、實に不都合、却て根本之主意取失候て、至ニ後世一ても甚以可レ被ニ歎入一次第と令レ察候間、却て關東台命にて、表向申附候方は、都合歟とも存候て、實は色々令ニ配慮一候事に候。

眞意を臆かんとす

依レ之今日(四月三日)以ニ内府(二條齊敬)一各所存眞實之處尋申、此上は本人之否乎。

任意に致候と存候間、眞實之處各以ニ書取一承り度候事。

至尊の御内意にて、自發的に落飾を願出づ可き乎、將た將軍の命令もて、其の沙汰の來るを待つ可き乎。その所存が承りたいとの仰せである。而して勅筆には、更らに左の如く仰せられてゐる。

今度關東表向沙汰に成、如何程嚴重に成候共、其方却て宜様之事なれば、猶又再三落飾之處は、止に可ニ相成、關東へ可ニ申遣一申候事。

及ニ嚴重之沙汰一候より矢張此處にて、速に落飾之方、宜様之事なれば、最早所存不ニ申出、乍ニ殘念一近々可レ及ニ承知一候事。

右兩條之處、各方眞實之處承度候事。

右之儀は兩役(議奏、傳奏)へは未ニ申聞一候間、極密之事に候事。此れは至尊より内大臣二條齊敬に賜はり、齊敬をして、四公にそれぞれ通達し、銘々の覺悟を聞かしめんとの思召であつた。此の勅筆に付て、三條實萬は左の如く記してゐる。

三條の勅筆見

右勅書左右兩公（近衛忠熙、鷹司輔熙）當官辭退之事、令載給御趣意、太閤（鷹司政通）下官（三條實萬）等、同様の御事、以御一通、四人之進退蒙仰儀也。著烏帽子小直衣、盥漱奉拜見。且實美へ内府演達之趣等、謹承之。誠以深重之敬慮、臣等之愚情、垂天憐之厚、實不知手之舞足之踏、不堪欣躍、感涙沾衣袖とある。君臣水魚の間柄、三條實萬としては、實に左もある可き事であらう。

LIIO 四公落飾一件の曲折 (五)

三條請書

斯くて三條實萬は、其子實美に向て、左の請書を與へた。
 即謹請一紙、書付之如左。
 先達て依所勞、落飾相願候處、其後段々不二方被惱叡慮、深重

の思召奉拜承、誠以不堪恐懼畏入存候。再三武家へ被仰達候御趣も被爲在候處、別紙書取（參照一〇五）差出候旨にて、關白より被上候由、此上強て被仰張一候共無詮、且は却て及大害にも一候半哉と、御心痛被爲在。然るに猶又臣等忠魂より發候事を被思食一候御旨にて、厚被惱叡慮、以內府（二條齊敬）一御内沙汰之御儀、且勅筆御書取、存念之處可申上旨、誠以重々之恩勅、何共可申上様も無之、深恐入畏存候。元來朝廷天下之爲、公武御一體之様と周旋之心得には有之候處、何分淺慮見込違之事共、深恐入依所勞、落飾をも奉願候處、情實之程、被垂天憐、厚叡慮之趣、毎々奉蒙御沙汰、實に恐入存候。然る處更に又厚御憐察御深密思食、蒙御内諭、重疊恐入畏存候。尤如何分共聊無遺憾、唯々叡慮之程奉感戴、一身に取り、何れを相望候と申心底は無之、兎角朝廷御安穩、天下治平之儀を、奉懇祈候。内府演達之趣、實に無御據御

場合之御儀は、深奉二恐察一候。必被二安二敬慮一候様相願候。吳も反覆被爲盡二敬慮一候。深厚之思食奉二感服一、實恐入畏存候。仍御請言上候事。

一切御上

此の如く三條實萬には、此方には何等別段の注文は無い。何れなりとも御上の御都合次第に、何分の御決定を仰ぎ奉るとの意味合を御答へ申し上げた。尤又上首太閤、前左府、前右府、言上如何有之候哉。其邊之御都合も可被爲在、何れに御沙汰相成候共、於二實萬一聊無二遺憾一、兎角御都合可然様奉願候事。と、鷹司父子、近衛忠熙の態度如何に係はらず、自分のみは、上記の如く、何れなりとも御上の御都合次第、何等の遺憾なしとて、無條件に御任せ申し上げた。

唯天下都合の爲

中奉書四折、以二同紙一封之、如レ右調レ之、内府へ副ニ書狀一、厚御沙汰之趣畏存候旨、於二下官一別存無レ之、唯々朝廷天下之爲、御都合可然様所レ。希、以二一封一御受申上候。尤今日直に勅答可有之旨相伺候間、心急不都合之御請、申上方にも可有之哉、何分心底之儘認候。可然取成頼入候旨、且又内府より別段懇示忝旨、段々配慮之事と察入旨、乍荒涼一書認申入了。

太閤請書

此れと同時に尙ほ鷹司父子、近衛等も、亦た同様請書を差し出した。尙忠公記に曰く、

太閤御請書

今般一條恐入候。無二他事一、古稀病體何卒願之通被二仰下二候へば、畏入候事。

近衛前左府同上

昨日御内々以二尊公一敬慮之趣被二仰下二、恐入謹奉二拜承一候。太閤以下、落飾願之儀に付、段々武邊へ被二仰下二候。御次第、厚御憐愍之敬慮之趣、各所存被二尋下二候旨、太閤、鷹司前右府、三條前内府等には、如何之

近衛氏請書

所存言上候哉、難計候得共、於忠熙は、此上達て御沙汰に相成候得ば、公武御合體御氷釋之御趣意も難被レ爲レ立、却て朝廷之御不外聞、且御爲不御宜と存上候。段々厚御沙汰之趣は、何共難ニ申上盡一奉ニ恐畏入候。此上は何卒格別之御憐愍にて、速に願之通被ニ聞召一候様、奉願度、何分御差含宜御沙汰希入存候事。

四月四日

内大臣殿

忠

熙

此の書取は、三條實萬のそれに比すれば、更らに一段の明快を加へてゐる。主上も畢竟斯る返答の出で来ることを御内心期待遊ばされたものであらう。

鷹司前右府口上書

鷹司氏口

段々厚御憐愍之程、畏奉ニ恐縮一候。此上公武御隔意に相成候ては、重々恐入候儘、願之通、被ニ聞召一候様奉ニ偏願一候事。而して三條實萬のは、前記の通りなれば、改めて記する迄もない。

第十八章 落飾問題の決定

一一一 落飾遷延に關する酒井忠義の意見書 (一)

今中中山忠能の日記を見れば、

朝臣の落飾問題決す

四月三日癸卯、太閤、前左府、鷹司前右府、三條前内府等、以ニ内府(二條齊敬)有ニ御内勅之趣、各以ニ一封一被ニ申ニ御返事一由也。此人々自ニ武邊一落飾願早可レ被ニ聞食一由催促及ニ數度一之故云々。可ニ長嘆一之世也。

五日乙巳内府公參上、四公勅答以ニ一封一被ニ獻上一由也。此の如くして主上と四老臣との間は、圓滿に此の落飾問題は決著した。然るに主上は容易に其の勅許を下し玉はなかつた。此に於て酒井所司代は、復たしも之を催告した。尙忠公記に曰く、

酒井氏催告

四月七日、若狹守面談之節、自ニ彼方一差出之書取寫。

第十八章 一一一 落飾遷延に關する酒井忠義の意見書(一)

御三方(鷹司父子、近衛)三條落飾之儀に付、先日御沙汰之趣、以ニ書取一御答申上候所、其後御評議御座候儀と奉レ存候。萬一先日御沙汰之通、武傳歸京之上(當時武家傳奏廣橋光成、坊城俊克江戸下向)、直様被ニ仰出一候と申御事にも御座候はゞ、右は最早格別日問も無ニ御座一候儀。且不二通一御事柄にも御座候間、右之譯を以、御遅延相成候儀、關東へ申遣候ても、一同承伏も可レ仕儀に候得共、武傳歸京相成候ても、矢張御時日相延候儀に候はゞ、無ニ是非一速に關東へ申遣、不日に御所置に相成候様、取計不申候はでは、何分私役前難ニ相濟一奉レ存候故、何卒武傳歸京次第第一兩日に、御所置御座候様、仕度奉レ存候事。

九條申譯

此の如く酒井所司代は、九條關白に向て督促した。而して關白は此れに對し、左の通りの申譯をした。

右之通被ニ差出一候得共、則今日面會之儀は、此一條之儀、何分武傳歸京候共、八日晚より御神事に相成、左候はゞ武傳は九日に歸洛之事。尤御神事中様心得て可ニ申入一旨、兼て御沙汰も有レ之儘、無ニ御據一御次第柄に候故、必承知有レ之候様申渡置。

酒井氏ま

此の如く御神事の爲め、延引の旨を、關白から所司代へは理つた。然るに酒井所司代は、更らに左の如き長文の催告狀を呈した。

十二日所司代書取寫

去る七日(安政六年四月)參殿之砌、御沙汰御座候御三方三條落飾之儀、願之通可レ被ニ聞召一御思食に候旨。乍併御重臣達之儀に付、武傳歸京之上、表向御治定可レ被ニ仰出一候得共、御神齋中にも相成候間、御神事解之上御所置可レ被レ成旨奉レ畏候。抑太閤以下御所置方之儀は、去る二月關東表より内内申越候儀に付、一條殿以下、夫々御内沙汰を以、御所置有レ之、其餘太閤殿、前左府殿、前右府殿、三條前内府等引續き急度御所置可レ有ニ御座一旨、夫々承知仕、御懸合濟之上、間部下總守致ニ歸府一候事に御座候。

落飾聽許の道理

以上は先づ従前の事實の概要を開陳したるもの。

右は元來御三方三條共自分より悔前非一各落飾被二相願一且關東より申越候内々之御所置は、粗致ニ符合一候儀に付、猶以被二相願一候通、落飾御聞届無之儀は有ニ御座一聞敷筈に御座候處。

此れは落飾御聞届あらせらる可き道理を開陳したのだ。

彼是御延引之御沙汰御座候儀は、乍レ恐聖上御思召より出候儀には決而被レ爲レ在問敷、御趣意柄不ニ相辨一者、彼是申上候儀に可有レ之哉に奉レ存候。

延引の理由なきを開陳した。

遅延の害

左候ては下總守(間部)在京中御掛合濟之御趣意にも悖り、就中公武御合體御氷解被レ爲レ在候厚き叡慮にも齟齬いたし、既ニ下總守發足後及ニ五旬一候得共、今以御所置無レ之儀は、無ニ御據一御神齋も有レ之故之御事とは乍レ申、斯迄度々御延引之御沙汰御座候て、日間取候次第、遠隔之儀、於ニ關東一必定疑

念を生じ、品々申越候儀。急度相違無レ之、右様相成候ては、折角是迄眞實自縛改心被レ致、落飾等被ニ相願一候儀も、晝餅と相成而已ならず、實々御不憐愍之儀と奉レ存候。以上は遅延の害を開陳した。

一一二 落飾遷延に關する酒井忠義の意見書 (二)

酒井所司代の九條關白に提出したる、落飾催告の意見書は、尙ほ左の如く續いてゐる。

此上御神事解、翌廿三日(四月)直様御所置被レ爲レ在候は、格別、左も無レ之候は、不レ及ニ是非一關東之御所置柄を以、私夫々へ罷出、急度御達可レ申候間、此段兼て奉ニ申上候。

期日を切つての催告

若し四月廿三日迄實行を見なければ、所司代自ら關東の命により、其事を申渡すであらうと云ふこと。

手緊しき掛合

是迄も度々申上候通、右様御達申候事に相成候ては、實々御所向御外間にも相拘り、第一朝權難ニ相立、且は折角自縛被レ致候方々へは御不憐愍之筋に可ニ相成儀に付、乍レ恐此段厚く御勘考被レ爲レ在、彌御神事解、何日には四方御所置可レ被レ爲レ在、御治定之日限、明後十四日中には、否御書取を以、御沙汰被レ下度奉レ存候。

措置反對者威迫

此の如く最後の通牒とも云ふ可き手緊しき掛合をした。猶此上にも厚き公武之御趣意をも不ニ相辨、種々僻說申張り、御合體之叡慮をも奉レ動、御信義をも相害候偏固不明之者有レ之候ては、實に朝廷之御不爲、天下御治平之大害と奉レ存候間、其人體相糺、關東へ申達、嚴重之御所置無レ之ては、天下之御政道難ニ相立儀と奉レ存候間、異存被ニ申張一候人體等夫々被ニ仰聞一被ニ下置候様仕度奉レ存候事。

酒井氏傳奏宛狀

此の如く此の措置に反對する者をば、嚴科に處せんとの威し文句は、是れ恐れながら間接に主上を威脅し奉りたるものと云はねばならぬ。而して酒井所司代は、尙は武家傳奏廣橋光成、坊城俊克當にて、左の通牒文を送つた。

御三方(鷹司父子、近衛)三條落飾之儀、御兩卿(按するに武家傳奏廣橋光成、坊城俊克兩人は、年頭使として、三月七日關東下向、四月九日歸京)御東行中、追々御評議之御模様も有レ之哉にて、去七日(安政六年四月)にも殿下(九條)より被レ召致ニ參殿一候處、詰り願之通り可レ被ニ聞食一候旨、併御重臣數人之儀にも候間、御兩役(議奏、傳奏)御揃之上、表向御治定可レ被ニ仰出一候得共、御神齋中に相成候間、落飾之儀被ニ仰出一候も如何に付、御神事後可レ被ニ仰出一と之御事に候。

延引の結

是迄の次第は上記の通りだ。右は無ニ御餘儀一御次第とも奉レ存候間、御神事後迄之處は、奉レ畏候事に御座候。追々御沙汰御座候儀は、全く御哀憐より被ニ仰出一候御儀にも可レ被レ爲レ在、且は議奏衆にも、彼是建白之仁も有レ之哉に相聞え候得共、右

體追々御遅延に相成候。相止み可申筋には決而無御座、却て關東之者共、疑惑を生じ、如何體可申越も難計、右様相成候ては、四公御迷惑相増候計に無之、彼是建白之向々も、如何様相成可申哉と、日々心痛之至りに御座候。

延引の結果、恐る可き所以を云ふ。

右之次第、御兩卿（廣橋、坊城）にも篤と御勘考、偏に御丹精御座候様仕度奉存候。何卒御神事相濟候後、速に御所置無御座候ては、何分御爲不御宜儀に御座候。

既に兩卿不在の故を以て延期し、今亦た神事中の故を以て延期す。若し更らに延期するが如きあらば、其害測る可からざるものあらむ。

一體公武御間柄之儀は、關白殿御兩卿萬事御取計可被成筋にて、右之御問柄に、萬一不御穩儀相生候得ば、即關白殿御兩卿之御不行屈筋にも相聞え可申處、議奏衆之儀は、素より關東御模様も篤と不被相心得、

關白傳奏
問の責任を

彼是傍より建白有之候ては、實に殿下御兩卿之御迷惑と奉存候。

成否の責任、擧げて九條關白及び廣橋、坊城兩武傳の上にあるを云ふ。言辭頗る切迫を加へてゐる。

幸御歸京にて、得拜眉一候儀にも御座候間、此段御咄申候。可然御考量、殿下へも被仰上、何卒朝廷御爲御宜様、於私所願候事。酒井も關東よりの壓迫にて、餘儀なくも此處迄、事を押詰めたのであらう。彼にも亦た聊か同情す可き理由がある。

一一三 四公落筋に關する至尊最後の御決心

酒井督促
狀の效果

酒井所司代の督促狀は、頗る効驗があつた。尙忠公記に曰く、

十四日自廣橋前大納言到來、昨日以武傳言上濟、内々御治定之處、以書取若狹守(酒井忠義)へ自武傳兩卿一通達に相成其返事之寫。

關白殿并御兩卿へ之書取之趣、御奏聞被下候處、委細被二聞召、表向は來る廿二日、太閤殿御始四公御落飾御願之通、可被二仰出一候旨、今日御内々御治定被爲有候由、最此上は御相違之儀無レ之旨之叡慮に被爲有候段、奉畏候事

四月十四日(安政六年)

忠義

廣橋前大納言殿
坊城中納言殿

主上決心
定まる

此の如く酒井所司代より、關白及び傳奏への意見書を、天覽に入れ、遂ひに來る廿二日御實行のことと相ひ定つた。此に就て左の如き宸翰が出で來つた。尙忠公記に曰く、

十七日、以廣橋前大納言一勅書内々拜見 勅書之寫

(上略) 四公落飾一件、延引之儀に付、若州(酒井所司代)書取去十三日、廣橋前大納言面會にて、委細は定て廣橋より御聽御承知と存候。依レ之彌廿二日落飾之儀聞召申渡候心得候間、何卒尊公御來臨にて、萬々御相談申候積りに候間、何れ廿二日御來臨、其日兩役參集、兼て申渡置、右之次第傳奏へ表向御申渡、次議奏へも、一等御招申渡、偕其次第附候様御取計之様頼入候事、何れ御來臨頼入候。

右は主上より落飾勅許に付て、九條關白の參朝を要め玉うた次第。然し此頃御所勞之由承候間、格別御來臨六ヶ敷節は、右之次第無二間違一武傳へ御示諭置之様存候事、且又東坊城之處、今日廣橋へも申置候間、何れ參殿申入候半、是は何卒是非非嚴重に成候様是迄彼是と延引に成有レ之候四公之處、武邊より申入と乍申、如レ此之次第に成候て、第一朝廷之賊臣、其儘に差置候やと實は不正之取計に成、諸人への聞えも如何。

東坊城處
分問題

萬民之歸服之基と存候間、何れ此人も同日急度急度、沙汰に成候様、表之罪狀不顯と申物之、顯候も同様之事故、無二兎角一落飾塾居にても、申付成候事、急度御考置可有之存候事。(下略)

四月十七日

關白殿へ

此

花

主上東坊
城に憐焉

此の宸翰は四公落飾問題が、關東武邊よりの申請にて、落飾勅許となる日には、東坊城聰長も、曾て武家傳奏として、安政五年の二月、堀田上京の際、周旋の砌り、其の言動逆鱗に觸れ、爾來退職中であつたが、此際須らく相當の所罰を加へしむ可しとの思召だ。當時如何に主上が、東坊城聰長に憐らず思召したるかは「第一朝廷之賊臣、其儘に差置候や」の御言葉もて、推測が出来る。惟ふに彼れ聰長は何の爲めに、此の如く逆鱗に觸れたる乎。そは彼が堀田に内通して、朝廷を裏切つたとの事であらう。何れにしても至尊に於ては、朕は公武合體の爲めに、餘儀なく四臣の落飾を勅許するから、關東に於ても、東坊城

其理由

至尊腹癒

聰長を、同時に處分するに就て、決して彼是故障を入れる可きものではない。云はゞ主上は、四公と一罷役前武家傳奏とを、交換問題とでも、なし玉うたるかの如き、姿を呈し來つた。元來聰長は、祐宮の御傳役をも勤めたる者にて、安政元年四月六日内裏の炎上に際しても、最初に馳せつけたる一人であつた。然るに彼を賊臣とまでも宣はせらるゝに至つたのは、關東に向て朝廷を賣つたとの御猜定によるものであらう。何は兎もあれ此の一人の所罰が、至尊に於ては、せめてもの御腹癒しであつたらう。

一一四 九條關白の奉答書

前記「參照 一一三」の宸翰に對し、九條關白は、四月十八日、左の通りの奉答書

第十八章 一一四 九條關白の奉答書

四八五

を上つた。

關白の奉答本文

昨夕(四月十七日)光成卿(廣橋)を以、給宸翰一謹奉二拜承一候。(中略)抑過烏は、四公(鷹司父子、近衛、三條)落飾一件、何となく若州(酒井所司代)へ御神事後迄と、大概御延引御意味合申置候儀、粗承知致候様子に候處、猶又若州より存外成強文之書取差出し、深以恐入存候如何にも「強文之書取」に相違なかつた。酒井所司代の一書は、實に朝廷に對する最後通牒とも見る可きものであつた。

九條申わけ

早速參朝可及ニ披露之處、持病倍々不勝、其上痰咳大發り仕、平臥同様之仕合、恐入候へ共、不得止武傳を以、言上仕候處、直様御治定之趣之處、委曲御沙汰之趣、敬承、依之若州も先々畏入承候様子に候。右之次第に付愈、來廿二日被二開召一之趣申渡し、御模様巨細奉蒙仰敬承仕候。愚臣にも必參朝之儀蒙二御沙汰一恐入承候。精々加ニ保養一出仕之覺悟には存候へ共、何分今以所勞不快、甚恐縮仕候

九條の當惑

得共、駭と御請之處難申上奉存候得共、先々奉二敬承一候。并兩役(議奏、傳奏)共參集召設之儀、是又畏入候。九條關白の病氣は假病乎。眞病乎。何れにしても九條其人としては、鷹司父子、近衛、三條などに落傍隱遁の勅命を、親しく執行する役目は、當惑であつたに相違ない。然もそれは眞の至尊の思召ではなく、關東からの威迫の結果であるとするれば、猶更の事だ。更らに矧んや、九條其人も亦た關東の一味たるに於てをやだ。

東坊城の事

且又東坊城前亞相之身體、兼て蒙二御沙汰一候故、何と歎工夫も候はんと存候へ共、唯今に頓と執留候罪名露顯申出候人も無候故、表向武傳を以、御咎申渡候角にも難成、乍併何分舊年之次第柄甚以恐入候。風聞之譯とも愚察仕候故、段々昨夕も深廣橋と談合仕候處、何れ落飾之儀に相成候はゞ、所司代へ如二先例一及二尋問一候はねば難成、然る處不取留儀故、若州一己之了簡にも參り兼候はん哉。左候はゞ、詮ずる所、關東

九條掛念の理由

へ御内慮之取計ひ仕候と存候。夫に付能々相考候へば、彼卿之失錯は、武邊へ拘り候儀故、萬一不快之返答致吳候時は、彌以取計方心配之上、六個敷相成候故、武邊へ不レ拘之御咎に御座候はゞ、御宜哉。

此れは尤なる注意だ。元來東坊城、聰長は、餘りに關東の御用を勤め過ぎたからして、逆鱗に觸れたのだ。然るにその理由により彼を罪し、其の罪名を關東に申告して、其の同意を求めんとするに於ては、更らに亦た關東から一個の難題を惹起するの虞れある可きは、論を俟たない。九條關白が、此點に於て、掛念したるは當然の事だ。

東坊城處分私案

左候はゞ、來廿二日に、追加に申渡し候御趣意之處。

舊年退役之頃より、不容易一風評甚以不レ宜、先御聞流し被置候御時宜之處、唯今に至候ても、世上之風説等不レ宜、就レ夫永蟄居被ニ仰付置候之事。

右様之御咎振にて被ニ仰出候ては如何に被レ爲在候哉。右之次第にては武

邊へ不レ申取計に相成申候。吳々も表向は不レ取留一説に候故、武邊へは聊難ニ申述一哉とも存候間、御思召之所、恐入候得共、以一書一奉レ伺候。若々右等之邊にて、御治定被レ爲在候はゞ、尙又武傳と篤と談合仕、可ニ取計一覺悟に候間、内々御時宜合之邊奉レ伺度、甚略儀、何共重罪には候へ共、此段何卒御憐察給候様、伏て奉レ願候。誠恐誠恐頓首謹言上。

四月十八日

至尊は當日御一覽の上、やがて此通りに決定せられた。

一一五 四公落筋の勅許下る

四公落筋勅許

斯くて千回萬轉、種々の曲折を経て、愈よ安政六年四月廿二日、前關白應司政通、前左大臣近衛忠熙、前右大臣鷹司輔熙、前内大臣三條實萬等の落筋を許

し、而して更らに主上の思召通りに、前權大納言東坊城 聰 長は、武家傳奏中の失策もて、永蟄居を命せらるゝこととなつた。尙ほ鷹司政通は三宮年官年爵封戸及び隨身兵仗等を辭したが、兵仗だけの辭退を許させられ、その他は舊に仍らしめ玉うた。乃ち鷹司父子、近衛、三條等の落飾願は、正月十日に提出したのを、四月廿二日に至りて勅許あらせられたるを見ても、如何に其事が容易に運ばなかつたことを知るに餘りある。

事情曲盡

尙ほ此際の事情は、議奏中山忠能の日記に、能く盡してゐる。
四月十九日己未右大將(久我建通)過日返翰也。廿二日太閤以下四公依二所勞一落飾願之通可レ被二聞食一に付、別段恩勅恩賜一件也。舊冬以來不可レ被レ許由、再三再四以二殿下(九條關白)被二仰出(之儀有レ之處、武邊偏固張行。此上於レ不被レ許者、公武御附意に可レ及嚴重申張、殿下無二商量之術一由被二申上(但尙又御哀憐、歎思召之間、此上依二武命、假令雖レ及二重科、不可レ被レ許)歎念候。各本人無二別存一哉、去三日以二内府(二條齊敬)(原注 被レ染二宸筆)内々被二尋下一處

〔參照 八二—一四〕
「歎慮を扶けんと欲して、却て禍其身に及ぶ、歎ず可きの至り也」とは、良とに破的の言だ。全く其通りだ。彼等は自發的と云はんよりも、寧ろ歎旨に獎勵して、之を遵行せんと努めたるに過ぎない。されば至尊が彼等を御哀憐あらせられ、百方彼等を救拯せんとし玉うたのは、固より御尤の次第と申さねばならぬ。

至尊哀憐

中山忠能の日記は、尙ほ左の如く續いてゐる。
廿一日辛酉廿日分、建通卿(久我右大將)被レ送ニ書狀、歸宅後進ニ返狀。今度依二武邊内奏、落飾依二所勞一願、四公再三雖レ有ニ御沙汰、武家偏固、此上於レ有ニ御沙汰者、公武御間に可レ拘、堅申立之間、不被レ及ニ是非、廿二日依レ請可

中山久我への答

第十八章 一一五 四公落飾の勅許下る

被_レ許由、御内定云々。依_レ之寛政九、七、廿一、輔平公、文政六、七、五、政熙公等落飾(原注 前途上被_レ遂_ニ素懐_一也)之節、自_ニ御内儀_一黄金二枚御衣三匹以_ニ女房奉書_一被_レ下。今度四公可_レ爲_ニ御同然_一哉。於_ニ太閤_一者數年奉公之勞、今一枚可_レ被_ニ加添_一哉云々。此事先日以來所_ニ申行_一也。於_ニ此度_一者、頗澤山可_レ宜、君臣之間、聊も無_ニ御隔意_一、忠誠雖_レ被_ニ叡威_一事々違_ニ武意_一不_レ被_レ得_レ止被_ニ聞食_一之儀、再三可_レ被_レ表_ニ御處置_一專要之旨返答了。

此れは中山から久我に答へたるもの、要するに其實は聖旨に奉答したるに外ならないのだ。

東坊城永

菅大納言(聰長)儀、叡旨猶逆鱗、四公以_ニ武柄_一、如_レ此之上者、於_ニ此卿_一も入道可_レ被_ニ仰付_一御内評之處、自然又々自_ニ武家_一宥免願申之時者、再可_レ及_ニ違亂_一間、先永蟄居可_レ被_ニ仰出_一由、御内評一定云々、是昨春堀田上京之時、令_ニ内意_一之罪也。

一々關東

惟_ニふに東坊城聰長は、至尊に於_ニせられては、鷹司父子、近衛、三條等を、至尊の

御心に反き、武家から無理やりに落飾せしめたから、せめて其の御腹癒せに、朝廷を關東に裏切りたる賊臣(宸翰中の御言葉)をば、同様の措置に出でしめんとお思召であつたが、それも若し萬一關東から故障が入りてはとの御遠慮よりして、朝廷限りの御仕置——永蟄居——に止めさせ玉ふたものであらう。勿論東坊城聰長の一件に就ては、安政五年七月、大炊御門家信、三條西季知以下三十六人の彈劾状などありて、隨分問題となつてゐた。

落飾問題

廿二日壬戌太閤(政通公七十一歳)前左府(忠熙公五十二歳)鷹司前右府(輔熙公五十三歳)三條前内府(實萬公五十八歳)等依_ニ所勞_一落飾之儀、去正月十日以_ニ書_一取_ニ願_一給。今日如_レ願被_ニ仰出_一由、以_ニ駿河_一被_ニ申出_一武傳申渡(下略)此の如くして漸く此の一件は、落著を告げた。

第十九章 主上の廷臣御憐愍

一一六 四公落飾の餘波 (一)

武傳の報

斯くて武家傳奏よりは、四公落飾勅許の次第を、左の如く酒井所司代に報じた。

廿三日癸亥若狹守(酒井所司代)へ内々仰之旨、以二一封一申達 (原注 先是殿下

(九條關白)へ參入此一紙入覽候處、無三思召二旨被レ命)

昨日太閤以下四公落飾願之通被二仰出候。就ては此上彼是惑亂無レ之、
人臣に無疵之様と被二思食一候間、宜御含有レ之候様、存候事。

四月廿三日

右中奉書切紙以ニ美濃紙一包レ之(中略)後刻返書到來。

昨日太閤殿以下四公御落飾願之通被二仰出候。就ては此上彼是惑亂無レ之、
御臣下に無疵之様と被二思食一候間、宜相含候様被二仰下候趣

奉レ畏候。最早此上は別而公武御一和上下御一致之御政道と實以
難有奉レ存候。乍恐被レ爲レ安ニ叡慮一候様被二仰上レ被レ下度奉レ願候
且又公卿にも被ニ安心一偏に朝廷之御爲各大切に被レ奉ニ其職務一候様致度
候事。

四月廿三日

此れにて四公に關する、朝廷對幕府の交渉は、先づ一段落を告ぐるに至つた。

共に心な

されど解けぬは、至尊と四重臣の間柄だ。
至尊は全く御心ならずも、武邊の壓迫に餘儀なくせられて、彼等の落飾を聽許
し玉うた。彼等四重臣も固より心ならずも、武邊の壓迫に餘儀なくせられて、
斯く願ひ出たのだ。されば願ひ出でたるものも、心ならず願ひ出で、勅許あら
せられた御方も、心ならず勅許あらせられた。隨て今更ら勅許を得たとて、仁
を求めて仁を得たりとて、彼等四重臣も、安心もし、満足もする譯に參る可き
筈がない。長橋局記に曰く、

四月廿二日太閤様御願のとり御落飾聞しめされ候に付、極々御内々御ぼしめし様に、まさ繪こうしやく(講釋)文匣のうちに銀地(銀絲の綴れ織を謂ふ)御たばこ入二くみ、黄金二枚、やき物三つ重ね、御盃一くみ入進せられ候。五月三日近衛前左府様ひとゐ(一日の音便)より御願の御落飾御願のとり聞しめされ候に付、極御内々御ぼしめし様に、黒ぬりまさ繪こうしやく文このうち銀地御たばこ入一つ、御文ちん一つ、三つ重ねやき物御盃一くみ、黄金一枚入進せられ、御書にて參。鷹司前右府様へも、同だん御落飾御願のとり聞しめされ候に付、極々御内々御ぼしめし様に、黒ぬり巻繪こうしやく文匣のうちに、銀地御たばこ入一くみ、黄金一まい、御文ちん一對、やき物御のもし(糊)入一つ、御書にて進せられ候。是は御所勞御まぎれの様にもと參らせられ候。三條前内府殿へも、御落飾御願のとり聞しめされ候に付、こうしやく文このうちに黄金一枚、御たばこ入、御文ちん入たまはり候なり。(中略)近衛前左府様御落飾とげられ御名翠山様と申候。鷹司前右府様御落飾とげ

まいらせられ候。御名隨樂様と申候。三條前内府殿御落飾とげられ候。御名澹空殿と申候。御事、議奏しゆより御とゞけあり、聞しめされ候事。大御乳人にて、申出す。夫に付近衛入道前左府様へ御きぬ三匹、黄金二枚、奉書にて出さる。鷹司入道前右府様へも同だんにてまいる。三條入道前内府殿へも、同だんにて出さる。尙ほ中山忠能の日記に曰く、

四月廿七日、丁卯太閤辭。准三宮年官年爵封戸隨身兵仗等、今日可有落飾一故也。准后年官年爵封戸如元、隨身兵仗辭退被聞食了。後時未下刻(午後三時四時の間)落飾届有之號。拙山一由也。輔平公、政熙公等落飾之時、以二女房奉書一賜二判金一枚、御絹三匹一由。今日同之。又依有數年勤勞一賜二別宸筆并判金二枚、御品物三品一被慰愁歎一由也。悲哉自今被稱入道准后了。

此の「悲哉」の二字は、決して中山忠能一人の意中に止らなす。

一一七 四公落飾の餘波 (二)

中山忠能の日記は、なほ左の如く續いてゐる。

廷臣心中

五月(安政六年)三日壬申、今日前左府忠熙、前右府輔熙、前内府實萬、依所勞願、被遂落飾了。是昨春以來依二蠻夷之儀、接二朝議、武邊差岡之取計有之、仍以二内意一如此。忠熙、實萬殊被盡二誠忠之處、禍却及其身之條、可レ悲可レ歎。神明之照覽可レ疑。但行末之儀可レ見者也。(原注 三公へ以二女房奉書、有二賜物、被レ慰二愁歎、同二太閤之時)

此れは決して中山一人の心中ではなかつたであらう。

愁鬱を慰す

賜三内々宸筆之御封中、并判金一枚、御口物等。前内公(三條實萬)召二息朝臣(三條實美)賜宸筆御演舌書并判金御品物(原注 同二兩公)被レ慰二武家亂政之愁鬱。以上は事實を云ふ。

中山の慷慨

抑今度之暴政、非各一身之愁、朝家之衰頹難堪之世也。如予雖爲二微力、

春來捨二身命、廻二愚按、既内藤豊後守察之推參三个度、及二問答、遂無二其詮、及二今日之次第。可レ歎可レ歎。(中略)

如何にも中山其人の慷慨悲憤の聲を聞くが如く想はるゝ。實愛卿(正親町三條)送二狀陽明(近衛)三條、共於二別莊、被レ遂二落飾、可レ歎可レ歎。歸二本殿、可レ有二此事、に付、過日已來有二内談之旨。是又終不三張行、如何如何。

三條に賜はる宸翰

尙ほ三條實萬の幽居日記には、此間の事情が尤も詳悉してゐる。而して其中には、彼等に下し賜はりたる宸翰の寫がある。

五月三日壬申(上略)未刻許(午前二時)川端少將(公述朝臣)來臨二此亭、衣冠被レ乞二面會、即謁之處、御文匣御封之儘可レ傳賜、以二富小路中務大輔(兒之後日參)被レ出之趣被レ傳レ之。(原注 元被レ召二實美之處、依二所勞、不レ參候間、被朝臣之由) 盥漱拜披之處、御文匣中被レ納二宸翰、御封中即謹而解レ緘拜見。宸筆、雖レ有レ恐、君恩之厚、爲レ傳二子孫、奉レ拜二寫之。

宸翰本文

當時三條實萬は、曩きに退居したる淀附近の上津屋村より、三月廿七日洛北一乘寺村に轉居したれば、川儲公述は、其處を訪問したものであらう。

昨春來蠻夷之儀に付、爲ニ國家一種々配慮、忠魂拔群之處、何か關東差支之取計も有レ之由にて、存外四公之難儀に相成、關白へ追々申來候次第、先日以來内々入一見一候通に候。宥免之儀、段々色々申遣候得共、以ニ武威一嚴重に申立、不ニ承引、終に所勞願ニ落飾一に及び候事、武命とは乍レ申、忠臣却て如レ此相成候段、誠に以歎息之至、無ニ盡期一被ニ愁歎之程察入一候。依レ之此品甚輕少乍赤面一送遣候暫之間煩心爲レ慰、且朕之心中を申述印迄如レ斯候事。

此旨推察頼存候事。又々宜時節到來候はゞ、面會之期只管待申候事。

五月三日

御切紙

實美朝臣召設之處、所勞之由故、一族之内、以ニ公述朝臣一差進候事。

主上御款

右乍ニ而倒一序に受書所望候事。

右書狀返却頼入候事。

此の宸翰は、三條實萬ばかりでなく、落傍諸公何れにも賜はりたるもの。但だ何とも拜讀して、申上ぐ可き言葉がない。「武威を以て嚴重に申立」と仰せられ、若しくは「武命とは乍レ申、忠臣却て如レ此」と仰せられ、「誠に以歎息之至」と仰せらる。苟も之を一讀したらんには、井伊直弼及び其の黨與が、如何に暴威暴力を選しくし、至尊をして、此の如き御言葉を發せしめ參らするに至りたるかに、想著す可きであらう。

四重臣を至尊の側近より一掃し、之を嚴科に處したるは、決して出先屬僚の仕事ではなかつた。此れは全く、且つ明らかに江戸からの差圖であつた。而して江戸の指揮者は、餘人でなく、實に井伊直弼であつた。井伊直弼の功罪を論ずる者は、須らく此の一事をも計上するを忘却す可きではあるまい。

井伊の指

一一八 四公落傍の餘波 (三)

天憐の厚

賜物御小文匣(黒漆松羽衣之蒔繪) 其中判金一枚土杯(三枚重雲鶴之畫) 御文鎮(寶盡銀)

御烟草入(御烟草入つゞれ織白紫竹雀之模様) 右深重之叡旨、天憐の厚、實以不知手之舞足之踏、欣躍不堪感泣、君徳之忝不得盡筆端、忽奉謝聖恩之趣、雖不盡意、倉卒謹書屬二彼朝臣、但依爲御内密之儀、以詞不申御請、封中御文庫返上御受之旨、以中務大輔(富小路敬直)可有二獻上頼了。

三條受書

三條實萬の感慨、以て知る可し。左に掲ぐるは同人の御受書だ。不存寄一以厚叡慮、賜二宸翰、謹畏奉二拜、見一候。昨春來蠻夷之儀に付、周旋仕候處、依二所勞、落飾相願、被二開食一候段、被爲二惱思食一候御旨にて、誠に御深密過分之仰共、奉二伺一之、實に恐入畏存候。叡慮之程何共申上様も無レ之、唯々恐入、思召之難レ有儀、感涙難レ抑畏存候。其上

御口々拜領仕、誠以重疊之恩、餘身奉二畏入一候。永世家寶傳ニ子孫一仰ニ恩賜一畏入存候。先達も段々厚思召之趣、御内々奉レ蒙レ仰深恐入畏存候。斯迄被レ爲レ煩二叡慮一候段、誠に恐入畏存候。處、今日又々格別之思召、恩情被レ爲レ慰下一候。御趣、實に御禮畏候段、中々紙上に難レ盡、唯々不堪二感泣一畏入存候。先以内々御禮御請言上之事。吳々も天憐之程、幾重にも畏入存候。殊に又御時節も來り候はゞ、可レ奉レ拜二天顔一御旨迄、無レ此上御哀憐之段は、實に畏入存候。意底十分の一も難ニ申上盡、偏聖察奉レ仰候事。御内々之御儀、不願レ恐、以二一封一御禮御言上候事。澹空とは申す迄もなく、三條實萬入道後の名である。

澹空 上

慶輪返上

御書副之旨、是亦恐入畏存候。實美被レ召候處、依ニ所勞不能ニ參朝、恐入存候。然る處一族以ニ公述朝臣(川鑄)賜レ之候。御旨重々畏入存候。且又宸翰返上可レ仕之御旨奉レ畏謹返上候事。斯くて同日の亥刻(午後十時頃)本家より使者來り、女房奉書もて、賜物を傳送した。女房奉書中には、

落飾するくと濟まらせ候に付、此黄金二十兩御絹三匹下され候。

とありて、それを送り來つた。三條實萬は、なほ記して曰く、

三條感涙

右聖恩實不知ニ奉謝。感涙數行難レ抑、沾ニ衣袖了。所ニ尊重ニ神佛先祖等拜禮、申ニ君恩之畏了。先靈定而令レ仰ニ深恩一給乎。

惟ふに彼れ三條實萬の胸中、實に此言の如けむ。而して女房奉書の賜に付ては、

右重疊之朝恩、實以銘肝所ニ畏懼也。攝家被レ遂ニ先途ニ之老臣落飾は格別、如ニ小官一如レ此之恩賜不可ニ思寄、今度之事體、深被レ垂ニ天憐之間、非常之義、

一身之浴恩、家之面目仰而有レ餘事也。

如何にも當人の心情に於ては、左もある可き事であらう。

三條迷懷

五日甲戌

端午之節、於ニ此居一如ニ平日、所勞不快之間、在ニ寢床。少將(三條實美)申ニ送當賀一又在ニ一首。

たらちねの行末遠きためしには、長きあやめの根をや引かまし

返書愚詠

子をおもふ澤べのたづのけふは猶、あやめの長き契りをぞしる

實に此父にして、此子あり、此子ありて、此父ありと云ふべきものであらう。此の如くして四重臣は皆銘々その落ち付くべきところに落ち付いた。

一一九 異國一件段落の賞賜 (一)

久しきに亙りて行き悩んだる四重臣の落傷も、漸く落著した。至尊も御心ならずも、關東の威迫には致し方なく、唯だ聖慮の通りに、鎖國の舊法に立ち戻ると云ふ條件の下に、公武一體の爲めに、枉げてそれぞれ御處分あらせられた。然も幕府が果して其の條件を實行するの誠意あつた乎、否乎。それは頗る疑問だ。特に間部其人は、一時主上の御心を安ずる爲めに、斯る空手形を出したものであつたことは、之を穿鑿するほどが野暮だ。扱も主上には、此の事件の終末として、それぞれ在廷の諸臣に、賞賜あらせられた。長橋局記に曰く、

廷臣賜は
りもの

五月廿二日(安政六年)ひとより異國一けんにつ、だんく御心配御くろくに御ぼしめし、先此ころにては、御静ひつに成らせられ候。めで度御まんそくに
おぼしめし候て、關白様へ(九條尙忠)黄金五枚御一箱にて進せられ、一條左府様
へ(忠香)白かね三十枚、二條内府様へ(齊敬)黄金一枚、帥宮様へ(有栖川熾仁親王)

中山久我
恩詔

白かね廿枚進せられ候。兩役人しゆ七人へ(議奏久我建通、徳大寺公純、中山忠能、裏松泰光、加勢、正親町三條實愛、傳奏廣橋光成、坊城俊克)黄金二枚づ、下さる。別だんに極々御内々御手づから久我大納言殿、中山大納言殿、正親町三條中納言殿へ、銀地つゞれ緞御紙入、御くみ物のうちに、黄金二枚入下さる。飛鳥井侍從殿へ(新議奏雅典)金十兩下さる。列參の堂上八十四人へ、金二兩づ、下さる。別段建白の堂上六人へ(恐くは七人の誤)同五百匹づ、同三拾兩、列參非藏人五十二人へ下さる。勤番堂上百九十二人へ同二百匹づ、下さる。八條前宰相殿(隆祐)同五百匹下さる。萬里小路前大納言殿へ(舊傳奏正房)金二十兩御内々下さる。大原三位殿(重徳)千種少將殿(有文)岩倉侍從殿(具視)富小路中務大輔殿(敬直)右同だんづ、下さる。嘉永七年(安政元年)御炎上の節、關東より一萬兩献上のうち、五千兩にて下さる。以上が其の大要だ。尙ほ中山忠能の日記には、此際の事情が、委しく掲げてある。

其他恩賜

五月十三日壬午建通卿（久我）參内（内々有召由）被參御前。又予同召。去年春來蠻夷一條、關東言上後、建通卿、予、實愛卿（正親町三條）等殊盡誠忠之條、深叡感之由、種々有御沙汰。不量恩詔感戴餘身之由言上。依之近々可有恩賜。旨有仰、彌恐縮之旨申上。關白、左府、内府、兩役、正房卿、重德卿、有文朝臣、具視朝臣、敬直等可有恩賜。旨。又堀田上京中以連署及二言上八十餘人、并非藏人以連名言上之輩等同可有恩召。由、内々有仰、實聖明之叡念及二感泣。彌可勵涯分之忠誠一者也。

中山參内

十五日甲申。有建通卿文通參内。去十三日御内沙汰一件也。恩詔餘身者也。

十八日丁亥。自建通卿有内廻章。異國一件一端間絶に付、誠忠之輩へ、舊冬東武へ御返答之儀可被仰聞。且依人可有恩賜に付、相役一分右被仰出之叡旨書付可獻御沙汰之旨也。

廿日己丑。巳刻（午前十時）參内。未許（午後二時頃）退朝。一昨右幕下へ有御沙汰之旨、相役參集、依仰獻一封。廿二日未刻（午後二時）再可參集。有仰之旨。

中山は實に祐宮（明治天皇）の御生母中山慶子の父、而して久我は當時至尊の爲めに、文事秘書官長の任務を勤めつゝある者、彼等が此の際に於て、如何に至尊の爲めに、冥々の忠勤を抽んでたるかは、固より云ふ迄もない。

一一〇 異國一件段落の賞賜 (二)

御沙汰書

今茲に主上より賜りたる御沙汰書を掲げんに、中山忠能日記に曰く、

廿二日（安政六年五月）辛卯、以御一紙被仰下云。

夷國一件に付、昨春堀田備中守にも上京、段々言上之處、假條約之通に

相成候儀は、何共御許容難_レ被_レ遊に付、彼是御掛合に相成、關東之處置等、如何之儀共にて、御不審思食_レ候處、間部下總守上京、追々言上之次第も有_レ之、於_二異國之儀_一は、叡慮之趣於_二關東_一も、御尤に被_二相伺_一、役々にも追々叡慮相立_レ候様、可_レ取計、偏に公武御合體にて外夷を相遠け、是迄之御國法に引戻し、御安意被_レ爲_レ在候様可_レ致旨言上有_レ之、然る處他に入組候事件も有_レ之、公武御間柄にも可_レ拘哉に付、叡念之趣は、再三被_二仰遣_一置、方今之處、暫御猶豫、關東之處置世間之事情御覽之思召に候間、各沈靜に可_レ心得_一候。且又昨年以來忠憤苦心之面々、實に神妙之至、深叡感之御事に候。猶又赤心報國之儀可_レ勵、乍聊被_レ慰_二苦心_一、此御品被_レ下候事。

主上御辛抱

此の御沙汰書にて、京都に於ける一切の事情を彈してゐる。主上は只だ「外夷を相遠け、是迄之御國法に引戻し、御安意被_レ爲_レ在候様可_レ致旨言上有_レ之」の一事の爲めに、一切を犠牲として、御辛抱あらせられたのだ。されば幕府は此

正房等への恩賜

の一件に付ては、重大の責任を自から負擔したるものと云はねばならぬ。中山忠能日記に又た曰く、

廿三日壬辰。正房卿(金廿兩)重德卿(同御末廣一添)具視朝臣(同)有文朝臣(同)敬直(同)等、今日別有_二恩賜_一。重德卿へは昨年來不二一方_一苦心誠忠之事、御満足候方今公武御合體之思召候間、當時之處、必靜謐に可_レ致、此上共忠勤は宜候得共、事不成就一時は、却而英明を失ひ可_レ奉候間、能々相心得、時勢も相考可_レ申、内々被_二戒_一仰_一候事。(原注 於_二御前_一可_レ被_二仰聞_一管之處、今日ば不_レ被_レ召、追而御對面可_レ被_レ爲_レ在、内々御沙汰之事。)

異國一件御物語

廿八日丁酉。召_二御前_一、異國一件種々有_二御物語_一。去秋已來關東疑念重疊、枝葉之儀、暴政實有_二御歎息_一。又仰云。右一條深被_レ惱_二叡慮_一之處、予(中山)内外格別勵_二誠忠_一之條、每事深令_レ感_レ御、去廿二日兩役(議奏、傳奏)一同被_二稱美_一之處、於_二予等_一者頗可_レ有_二別恩_一思召に付、此一包以_二格別之叡旨_一、再別賜_レ之由、自_二御手_一賜_二一包_一。愚臣奏云、廿二日之恩賜頗過分之儀、

深ふかく恐おそ縮くちく之の處ところ、不は計から再ち蒙ち恩を勅を之の儀ぎ、餘あま身み深か畏おそ存ぞん令じ感ん泣せ抑おさ重ちゆう代だい之の臣しん下か盡が涯ふん分の之の奉ほう公こう者者當たう然ぜん候けい。況いは夷ん國こく之の輕くわう蔑を皇かう國こく一いつ件けん、生しん神く國こく之の輩はい雖さ山さん野や之の賤せん民みん可い忌にく憎む事こと也なり。奉ご伺せい御ご正せい論ろん、御ご的てき當たう之の叡えい念ねん、勿も論ろん之の儀ぎ也なり。再さい三さん蒙もう叡えい旨し之の事こと、却かへ而つ赤せき面めん唯たゞ恐おそ縮くちく之の外ほか無な之の。拜はい領りやう不ふ心しん濟じ一いつ條じょう、再さい三さん申しん上じやう之の處ところ、叡えい慮りよ御ご決けつ著ちやく、且かつ建けん通つう（久く我が）實じつ愛あい（正せい親しん町ちやう三さん條じょう）等ら卿きやう同どう被へい感ん賞しやう、同どう樣やう過くわ日じつ所しよ賜たま也なり。早はや拜はい納なう、又また可えい奉ほう助すけ叡えい旨し一いつ由よし、再さい三さん有あ仰おほせ、唯たゞ唯たゞ雖さ恐おそ懼くわ其その上うへ無な詞ことば辭じ奏そう一いつ恐おそ畏かしこ拜はい受うけ了しま。

御紙入（内被レ入ニ判金ニ枚、對御田葉粉入、煙管筒、御末弘一握等）

暴政有御歎息

以上は中山の所記、「暴政實有ニ御歎息」の一句、恐れながら主上の御胸中を描き出して、遺憾なし。主上は決して井伊一派の遺口には御満足でなさのみならず、御安心は出来なかつた。但だ一方には彼が如き聖旨奉戴の保證あり。他方には威力をもて主上の側近を壓迫したる爲め、所謂「暫御猶豫、關東之處置、世間之事情、御覽之思召」であつたのだ。

昭和六年二月二十日午前十時 大森山王草堂に於て

蘇峰六十九叟

近世日本國民史 安政大獄中篇終

近世日本國民史 安政大獄中篇年表並人物概覽

其一年表

安政五年 戊午 西曆1858年 支那咸豐八年

九月二日

關白九條尙忠辭職書を提出す。【一五】

▲九月三日。間部詮勝江戸を發し京都に上る。【五】 ▲今日酒井忠義入京。【一

二】 ▲四日。九條尙忠内覽を辭す。近衛忠熙内覽宣旨を賜はる。【三一】 ▲五日。酒井所司代上申書を提出し、將軍宣下の一日も速かならんことを願ふ。【三

二】 ▲七日。梅田源二郎捕はる。【一

五】 ▲十日。將軍宣下に就き廟議あり。【三二】 ▲十七日。間部詮勝京都に入り妙満寺に館す。【五】 ▲十九日。鶴

近世日本國民史 年表

飼召捕らる。【九】 ▲廿日。水戸藩のも

の替名にて入京せんとし、今日大津八丁に泊す。【九】 ▲廿二日。小林民部權

大輔召捕らる。【九】 ▲廿三日。この頃

長野主膳彦根より忍び上京。【九】 ▲此

夜堂上方六人鷹司政通の邸に會し、幕府方の壓迫を恐れ、身の處置方を評議す。【九】 ▲廿四日。久我建通、徳大寺公純、坊城俊克等酒井所司代に釋明書を發す。【一一】 ▲廿五日。酒井所司代、其の公用人三浦吉信をして前内大臣三條實萬に文書を贈り、堂上諸卿に進獻を請はしむ。【一二】 ▲廿六日。青蓮院宮近衛忠熙に書を與へ當面の事を語る。【一三】 ▲廿七日。將軍宣下につき

十月二日

宮中評議。【三二】▲廿八日。この頃長野義言、酒井氏公用人三浦七兵衛を訪ひ、強硬意見を鼓吹す。今日七兵衛三條氏を訪ふ。▲長野義言意見を井伊直弼に贈る。【一八】
酒井忠義參内。【一四】▲此日近衛忠熙酒井忠義に口述書を贈る。【一五】▲四日。先月廿八日發長野の書狀今日江戸に著す。【一九】▲岩倉具視、朝蔭關係緩和の爲、内藤正繩と會し、忠款を朝廷に効さんことを誓はしむ。【七二】▲六日。宇津木景福長野に返書を贈る。【一九】▲此頃間部詮勝兵庫開港問題に關し意見を井伊氏に贈る。【二二】▲今日。酒井所司代九條關白復職の件につき上申書を傳奏に差出す。【二七】▲七日。九條氏復職の件につき宮中に朝議あり。【二七】▲八日。主上二條齊敬

もて九條關白復職の内諭を發す。【二六】▲十一日。九條尙忠容易に復職の内諭を奉ぜず、今日二條氏再び九條氏を訪ひ御内旨を傳ふ。尙忠の子幸經、道孝代りて會見す。齊敬其結果を書取となし、主上の御前に差出す。【三〇】▲十二日。天皇宸翰を九條氏に與ふ。【三〇】▲十三日。左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔照、内大臣一條忠香、前内大臣三條實萬等外國事件の廷議に參與するを辭す。【三一】▲十六日。鷹司輔照右大臣隨身兵仗を辭す。【三一】▲近衛忠熙著陣。【三一】▲十七日。九條尙忠參内、天皇兵庫開港と夷人雜居とは飽まで許容せず。【四六】▲十九日。九條尙忠の辭職撤回され、内覽宣下せらる。近衛忠熙内覽を辭す。【三一】▲この頃間部詮勝東歸の志あり。【四五】

十一月八日

▲廿四日。徳川家茂權大納言正二位に任叙す。【三二】▲この日間部詮勝參内。【三三】▲廿五日。家茂將軍となる。【三二】▲詮勝參内のことを關東に報告す。【三三】▲廿六日。井伊直弼間部東歸の志ある書狀を宇津木に示す。【四五】▲廿七日。家茂將軍宣下に就き關東下向の面々に拜謁を賜はる。【三二】▲九條關白參内、兵庫開港、夷人雜居の件につき諫争申上ぐ。【四九】▲此日、久世廣周老中を罷む。【八、九】▲二條氏内藤正繩を召し、下田條約外悉皆取戻の御沙汰を傳ふ。【五三】▲九日。天皇宸翰を九條關白に賜ひ、宸慮を曲げさせられざる旨を傳ふ。【五〇】▲この日、九條關白右の旨を酒井所司代に傳ふ。【五〇】▲内藤正繩、間部詮勝に會し、昨日二條氏との會見の旨を語

十二月一日

る。【五三】▲この日、二條齊敬井伊直弼に書を與へ、朝蔭關係緩和運動を策す。【七三】▲此頃石河土佐守自殺す。【五四】▲廿四日。九條關白間部に示談書を與ふ。【五七】▲晦日。二條齊敬また井伊直弼に書を與へ、朝蔭緩和の運動をなす。【七三】
間部詮勝九條關白の示談書に對し、返答書差出。【五八】▲三日。三條實萬書を井伊直弼に與へて其身の釋明をなす。【七一】▲九日。天皇また宸翰を九條尙忠に賜ひ、間部詮勝をして聖旨を奉戴せしめんとす。【六〇】▲十五日。三浦七兵衛、島田左近、長野主膳相會し、朝臣處分の件を議す。【七七】▲十八日。間部詮勝第四次言上書呈出。【六〇】▲間部また九條關白に別紙の狀を上る。【六二】▲二十一日。三條實萬京

都を退き淀の民家に隠棲す【七八】▲廿四日。天皇また宸翰を九條關白に賜ひ、兵庫開港の事を諭す【六三】▲廿五日。九條關白、酒井忠義に宸翰御趣意書を與ふ【六四】▲廿七日。間部詮藤第五次言上書提出【六四】▲廿九日。富田織部歸京。明日届出づ【八二】▲三十日。間部詮藤參内天顔を拜す【六五、七九】▲今日、三條家諸大夫丹羽正庸武邊に呼出され吟味せらる【八二】

安政六年 己未 西曆1859年 支那咸豐九年

正月元日 間部昨日宣達書拜受、同日江戸への報告書を認め、今日發送【七九】▲七日。間部發報告書江戸着【七九】▲九日。夜十時頃入江駿河守三條實萬の幽居を訪ひ、形勢の急を告ぐ【八三】▲十日。

二月五日

鷹司父子、近衛忠熙 三條實萬落飾願ひ提出せらる【八六】所司代酒井忠義九條關白に謁し、關東よりの文書を提出す【八九】▲六日。さきに水戸に賜はりたる勅書回收の勅書を下さる【九二】▲十日。天皇諸臣懲罰に關する所存書を賜はる【九六】▲十四日。天皇諸臣懲罰に關する、酒井、間部の答書を披見せらる【九五】▲十六日。天皇諸臣懲罰につき意見書を九條關白に賜ふ【九五】▲十七日。諸臣懲罰の手續き決定【九六】▲廿一日。天皇諸老臣寛典の御趣意書を賜はる【九八】▲廿二日。九條關白、酒井忠義に會ひ諸臣懲罰の件を議す【九九】▲廿四日。諸臣懲罰の事に關し、酒井忠義意見書を上る【九九】

三月十日

主上密に朝暮一件文書を三條實萬に示

し給ふ【一〇一】▲廿六日。酒井忠義、九條關白を訪ふ。落飾猶豫の御沙汰に就いてなり【一〇五】▲廿七日。酒井忠義、落飾猶豫御沙汰につき返答書提出【一〇五】▲九條關白參内、酒井氏返答書を天皇の御覽に入る【一〇八】▲今日、三條實萬洛北一乘寺村に轉居す【一一七】

四月三日

天皇二條齊敬をして落飾問題につき四臣の覺悟を問はしむ【一〇九】▲近衛忠熙、落飾についての請書を提出す【一一〇】▲五日。内大臣參内、四公勅答書を捧ぐ【一一一】▲七日。酒井忠義また九條關白に謁し、四公落飾の催促をなす【一一一】▲十四日。酒井忠義意見書を關白及び傳奏に上り、即日之を天覽に入る【一一三】▲十七日。天皇四公落飾に關する最後決意書を九

五月三日

條氏に賜はる【一一三】▲十八日。九條氏右の奉答書を上る【一一四】▲廿二日。天皇前關白鷹司政通、前左大臣近衛忠熙、前右大臣鷹司輔熙、前内大臣三條實萬等の落飾を許し、前權大納言東坊城聰長の永整居を命ず【一一五】

近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬等落飾【一一七】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

安島信立

安島彌次郎に同じ。公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三】

安島帶刀

安島信立に同じ。【三】

安島彌次郎

孝明天皇初期世相、安政條約締結、安政大獄前篇掲出。【二】

會澤 安

阿部正弘

天保改革、幕府分解放近時代、彼理來航以前の形勢篇以下各篇掲出。【三九、八〇】

鮎澤伊大夫

安政大獄前篇掲出。【三】

井伊直弼

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、安政大獄前篇掲出。【一、二、四、六、七、一〇、一六、一七、二三、二四、三九、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五二、六七、七一、七三、七四、七五、八一、八五、九九、一一七】

イ、ウ

有 德 院

徳川吉宗に同じ。彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代篇掲出。【三二】

池内大學

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【六九】

石河土佐守

彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕背離緒篇掲出。【五四】

石谷穆清

井伊直弼執政時代掲出。【二三】

伊丹藏人
一條忠香

安政大獄前篇掲出。【七〇】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一八、二八、三一、九七】

一條内大臣
井上信濃守

忠香に同じ。【九三、九七】
日露英蘭條約締結、公武合體、安政條約締結、井伊直弼執政時代篇掲出。【三三】

岩倉具視

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七二、九九】

岩瀬忠震

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三五】

岩瀬肥後守
飯泉喜内

忠震に同じ。【三五】
名は友輔、幕府麾下の士曾我權右衛門の家來なり。文化二年生る。安政中京都に上り、諸卿の間に出入し、江戸に歸るや關東の事情を京都の有

近世日本國民史 人物概覽

入江駿河守

志に密告し、事あらばれ幕吏に捕へられ、獄に下り安政六年十月死刑に處せらる。【八九】
名は則精、三條家の家臣。【八二、八三、八四、八五】

ウ

鶴飼吉左衛門

安政大獄前篇掲出。【八、九、二六、八九】

鶴飼幸吉

安政大獄前篇掲出。【九、八九】

宇津木景福

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【六、一六、一七、一九、二〇、二一、四四、六九、七六】

宇津木六之丞

景福に同じ。【九、三九、五二、五四】

梅田雲濱

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【五四、七六】

梅田源次郎

雲濱に同じ。【一五、七七】

裏松大藏卿

朝幕交渉篇掲出。【九〇、九三】

オ、ヲ

小笠原長常

また筑後守と稱す。嘉永六年十二月甲府勤番支配となり、安政四年十二月浦賀奉行に任ず。五年六月京都町奉行となる。萬延元年九月大目付に移り、同年十二月勘定奉行勝手方に任ず。文久元年十二月留守居次席となり、二年六月町奉行となる。十月書院番頭に任じ、十一月免職、慶應元年七月神奈川奉行となり、二年六月陸軍奉行並となる。八月海軍奉行並に移り、同年十一月免職せらる。

【九】

大炊御門家信 朝幕交渉篇掲出。【一一五】

正親町三條實愛 朝幕交渉、井伊直弼執政時代、

安政大獄前篇掲出。【一五、二九、三三、一一七】

大久保 要

彼理來航以前の形勢、安政大獄前篇掲出。【九三、九四】

太田 資始

文政天保時代、天保改革、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【二五、四四、四七】

太田備後守

資始に同じ。【四四、八九】

大原三位

大原重能に同じ。朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七〇、九三】

【力行】

カ

孝明天皇

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【二九、四五】

和 宮

御名親子内親王。仁孝天皇第八王女。

金子 教孝

孫二郎に同じ。安政大獄前篇掲出。【二】

川路左衛門尉

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一八】

川 緒 公 述

朝幕交渉篇掲出。【一一七、一一八】

キ

金 忠 助

仙臺藩士某の子。或はいふ。其の先は女眞の族なりと。幼にして才幹あり、櫻田修輔、狭川清治に學ぶ。長じて蝦夷に渡り夷人を服し、遂に露西亞に入り其一會長となる。後年國に歸り叔父と海上にあひ、去つてゆくとことを知らず、或はいふ、カリホルニヤに至ると。【三八】

春日仲襄

讚岐守に同じ。朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【一五】

近世日本國民史 人物概覽

久世廣周

ク

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【八〇】

九條關白

九條尙忠に同じ。【一〇、一一、一二、一四、一七、二三、二八、四三、四五、四八、四九、五二、五三、五五、五六、五八、六二、六八、六九、七四、七八、七九、八一、八五、九〇、九一、九四、九五、九八、一〇〇、一〇一、一〇七、一一二、一一四】

九條尙忠

彼理來航以前の形勢、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四、六、七、八、九、一五、一六、二三、二四、二五、

九條道孝

二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三七、三九、四〇、四三、四五、四九、五〇、六〇、六三、六四、九〇、九三、九五、九九、一一四】

九條幸經

尙忠の子。天保十年五月生る。兄幸經の後を嗣ぐ、戊辰の際奥羽鎮撫總督として各地に轉戦し、平定の功を収む。明治三十九年一月死。【二六】

久邇宮朝彦親王

尊融親王に同じ。【七〇】

久我建通

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一五、七五、九七、一〇〇】

五條爲定

朝幕交渉篇掲出。【一五】

近衛左大臣

忠熙に同じ。【九三、九四】

近衛忠熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一八、一九、二三、二七、三〇、三一、三二、四三、四四、五三、七三、八三、八四、八五、八六、九四、九五、九八、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇九、一一〇、一一五】

近衛忠房

忠熙の子。天保九年八月生る。慶應三年左大臣となり、中興の大業を翼賛す。明治六年九月死。【一八】

小林權大夫

良典に同じ。【一八、八九】

小林民部

良典に同じ。【二一、三一、八七、八八】

小林良典

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一五、一八、二三、二五、二六、四四、五四、五六】

近藤茂左衛門

安政大獄前篇掲出。【六】

【サ行】

サ

酒井雅樂頭

名は忠顯。朝幕背離緒篇掲出。【九一】

酒井隱岐守

また對馬守と稱す。名は忠行。嘉永五年十月小姓組番頭となり、七年九月辭す。ついで安政三年二月小姓組番頭に復し、六年二月外國奉行となり、同年六月神奈川奉行をかむ。萬延元年九月勘定奉行公事方に移る。文久二年十月大目付となり、三年七月側衆に任ず。慶應元年四月免職。【八九】

酒井所司代

忠義に同じ。【八、一〇、一八、二二、二七、四五、四六、四八、五二、六九、八七、九二、九八、九九、一〇二、一〇五、一一二、一一三、一一四】

酒井忠義

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、

高倉永祐

永雅の子。侍從に任ず。贈參議正三位たり。明治元年七月死。【三二】

鷹司輔熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四、九、一一、一五、一六、一八、二七、三〇、三一、四四、六七、七五、八三、八五、八六、八八、九八、一〇九、一一五】

鷹司太閤

政通に同じ。【七五、九九】

鷹司政通

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四、九、一八、三一、六七、七五、八三、一〇九、一一五】

高野長英

文政天保時代、天保改革、幕府實力失墜時代、孝明天皇初期世相當掲出。【三八】

高橋愛諾

高橋多一郎に同じ。安政大獄前篇掲

出。【二、三】

高橋兵部權大夫

安政大獄前篇掲出。【七〇】

伊達宗城

公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【五四】

田安慶頼

公武合體、井伊直弼執政時代掲出。【四九】

チ

千種有文

朝幕交渉篇掲出。【七二、九一、九九】

茅根伊豫之助

安政大獄前篇掲出。【三】

ツ

土御門晴雄

朝幕交渉篇掲出。【三二】

土屋采女正

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【九四】

ト

徳川家定

天保改革、幕府實力失墜時代、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【六、七、一四、三三、三九、四四、五六】

徳川家茂

紀州慶福に同じ。公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三二、三三、九一】

徳大寺公純

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三三、九七】

徳大寺大納言

公純に同じ。【二七、九〇、九三】

富田織部

安政大獄前篇掲出。【七〇】

富小路敬直

永忠の子。天保十三年五月生る。中務大輔となる。後入道して蔽雲と號す。明治二十五年十月死。【一八】

戸田忠太夫

彼理來航以前の形勢、孝明天皇初期近世日本國民史 人物概覽

【ナ行】

ナ

内藤正繩

安政大獄前篇掲出。【四、四六、四八、七二、一〇〇】

内藤豊後守

正繩に同じ。【二六、四七】

内藤紀伊守

信親に同じ。彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【八九】

長野義言

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四、八】

長野主膳

義言に同じ。【七、八、九、一六、一七、一八、二一、二三、二四、二五、四七、五二、五四、六七、七五、七六、七七、八五、九一】

中山忠能

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一五、二九、三三、九七、一〇〇、一〇一、一〇七、一一一、一一五】

二

二條大納言

二條齊敬に同じ。【九〇、九三、一〇九】

二條齊敬

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一八、二六、二七、二九、三〇、三二、五三、七〇、七三、九〇、一〇八、一〇九、一一〇】

丹羽豊前守

初名正統、後、正庸と改む。文政五年生る。三條家諸大夫にして正五位下豊前守となる。安政戊午の際幕更に捕へられ、江戸に送り大洲藩邸に拘せらる。翌六年中追放に處せらる。後赦され、明治維新後東京に移り三條

家に仕ふ。十五年八月死。年六十一。【六八、八二】

【八行】

ハ

八條隆祐

八條氏は四條家櫛笥隆朝の後なり。内大臣従一位隆賀の子隆英始めて八條氏を稱す。八條に居りしを以てなり。隆祐は隆禮の嗣、後、家の子隆聲に譲る。孫隆吉司法省御用掛となる。【一五】

ハリ ス

公式合體篇以下各篇掲出。【三五】

ヒ

東坊城聰長

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、朝幕背離緒篇、安政大獄前篇掲出。【一三、一四、一一五】

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一、七】

廣橋光成

安政大獄前篇掲出。【三一、三二、四二、一一一、一一二、一一四】

廣橋前大納言

光成に同じ。【三二、三三、六五、八六、九三、一一三】

ホ

坊城中納言

俊克に同じ。【九〇、九七、一一一、一一二】

坊城俊克

安政大獄前篇掲出。【九〇、九七、一一一、一一二】

堀田正睦

天保改革、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井

近世日本國民史 人物概覽

堀田備中守

伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一、一二、一四、二〇、三四、三六、三九、四〇、四二、六三、七一、八八、九二】

堀川親賀

朝幕交渉篇掲出。【三二】

本郷泰固

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、安政條約締結、井伊直弼執政時代篇掲出。【五四】

本多忠民

朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【六三】

本多美濃守

忠民に同じ。【一四】

堀忠左衛門

安政大獄前篇掲出。【三】

【マ行】

マ

松平伊賀守

松平忠固に同じ。【三九、五五、六〇、六六】

松平和泉守

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、安政條約締結、朝幕交渉篇、安政大獄前篇掲出。【八九】

松平忠固

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一一、三九、四〇、四四】

松平乘全

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【八一】

松平頼胤

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政大獄前篇掲出。【二】

萬里小路正房

朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一五、三二、四二】

萬里小路大納言

正房に同じ。【三三、八六、九〇】

間部下總守

詮勝に同じ。【一一、二八、四三、九二、九九、一〇二、一〇五、一〇八、一一一】

間部詮勝

公武合體、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一、五、六、七、九、一一、一五、一六、二〇、二二、二二、三〇、三三、三四、三五、三六、三七、四〇、四一、四四、四七、四九、五〇、五四、五六、五七、五八、六〇、六三、六五、六六、六七、六八、七三、七四、七六、七九、八〇、八一、八五、八九、九二、九五、九七】

三浦吉兵衛

安政大獄前篇掲出。【一〇、一一、一九、二三、二四、六七、七五、七六、九一、一〇〇】

三浦吉信

七兵衛に同じ。【一七、一〇〇】

水戸齊昭

幕府分解接近時代以下各篇掲出。【一、二、六、九、三七、三八、三九、四〇、四四、八二、八八、一〇〇、一〇一】

水戸慶篤

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三】

モ

森寺因幡守

名は常安、字は遜卿、寛政三年生る。世々三條家に仕へ、初め若狭守と稱し、後、從四位下因幡守となる。安政五年戊午の際幕府の忌諱に觸れ、禁錮の刑に處せられ、數年の後赦さる。文久三年八月、二男常徳と共に、實美を保護すること甚だ努む。明治元年九月廿二日病んで死す。年

近世日本國民史 人物概覽

【ヤ行】

ヤ

梁川星巖

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七六】

山内豊信

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【五四】

山本貞一郎

安政大獄前篇掲出。【六、九】

ヨ

吉田松陰

神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【四】